# 座間市障害者計画

## 第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画

【令和６年度～令和８年度】

令和６年３月

座間市

音声コード　Uni-Voice

この２次元コードは目の不自由な方のための音声コードです。

利用するには、スマートフォン等に専用アプリをダウンロードする必要があります。

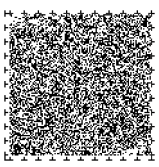

## ～はじめに～

わが国の障がい福祉施策は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

本市においてもこの理念の下、平成15年3月から「障害者計画」を、平成18年4月の障害者自立支援法施行に基づき「障害福祉計画」を、平成30年4月の児童福祉法の改正に伴い「障害児福祉計画」を策定し、その時代に即した改定を行ってまいりました。

令和3年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和6年4月に施行されます。これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていた障がいのある人への「合理的配慮の提供」が事業者も義務になるなど、国民の皆様一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な差別に気づき、解消していくことが求められています。

こうした背景の中、本市において令和6年度から令和8年度までの3か年の「座間市障害者計画　障害福祉計画（第七期）・障害児福祉計画（第三期）」を一体的に策定いたしました。

今後も引き続き地域生活を支える体制づくりや安定したサービスの提供に努め、「第五次座間市総合計画－ざま未来プラン－」に掲げている「共に認め合い、支え合うまちづくり」にまい進することをお誓い申し上げます。

結びに、今回の計画改定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位に深く感謝申し上げ、発刊のことばとさせていただきます。

令和6年3月

座間市長　佐藤弥斗

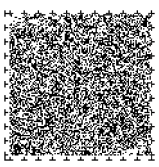

# 目　次

**第１章　計画の概要 ..... 1**
1　計画見直しの趣旨 ..... 1
2　計画の位置づけ ..... 3
3　計画の期間 ..... 4
4　ＳＤＧｓとの関係 ..... 5
**第２章　障がい者の現状 ..... 6**
1　身体障がい者の状況 ..... 6
2　知的障がい者の状況 ..... 7
3　精神障がい者の状況 ..... 8
4　特別支援教育の状況 ..... 9
5　障がい児保育の状況 ..... 10
**第３章　障がい福祉の課題 ..... 11**
1　障がい者福祉全般の課題 ..... 11
1）現行施策の進捗状況からみた課題 ..... 11
2）市民アンケート調査からみた課題 ..... 13
**第４章　計画の考え方 ..... 16**
1　計画の基本的考え方 ..... 16
1）基本理念 ..... 16
2）基本目標 ..... 17
2　計画の体系 ..... 18
**第５章　障害者計画 ..... 19**
1　障がい及び障がい児者に対する理解を促進する体制づくりを推進 ..... 19
1）意識啓発 ..... 19
2　自分らしく生きる力を発揮できるよう、障がい児者の地域生活を支えるサービスの充実 ..... 24
1）生活支援 ..... 24
2）教育・育成 ..... 38
3）雇用・就業 ..... 44
4）保健・医療・補装具 ..... 48
3　支えあい、つながりあいながら自立できるよう、地域の体制づくりを推進 ..... 53
1）地域福祉の推進 ..... 53
2）情報・意思疎通 ..... 60
4　安心して暮らせるまちをつくる ..... 64
1）生活環境 ..... 64
**第６章　障害福祉計画・障害児福祉計画 ..... 70**
1　障害者総合支援法のこれまでの経緯 ..... 70
2　障害福祉計画の対象となるサービスの構成 ..... 71
3　基本指針 ..... 72
1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ..... 72
2）市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない
一元的な障害福祉サービスの実施等 ..... 72
3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、
就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ..... 73
4）地域共生社会の実現に向けた取組 ..... 73
5）障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援 ..... 74
6）障がい福祉人材の確保・定着 ..... 74

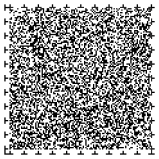

7）障がい者の社会参加を支える取組定着……75
4　令和８年度の成果目標の設定 ……76
1）福祉施設入所から地域生活への意向……76
2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築……77
3）地域生活支援の充実……79
4）福祉施設から一般就労への移行等 ……80
5）障がい児支援の提供体制の整備等 ……82
6）発達障がい者等に対する支援 ……83
7）相談支援体制の充実・強化のための取組……84
8）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築……85
5　障害福祉サービス等の利用状況（第六期計画の進捗状況） ……86
1）障害福祉サービス・相談支援 ……86
2）地域生活支援事業・その他の事業 ……88
6　障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策……90
1）訪問系サービス ……90
2）日中活動系サービス……91
3）居住系サービス ……93
4）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 ……94
5）障がい児対象 ……95
7　地域生活支援事業の見込量と確保のための方策……96
1）相談支援 ……96
2）成年後見制度利用支援事業 ……97
3）意思疎通支援事業……97
4）日常生活用具給付等事業 ……98
5）移動支援事業 ……98
6）地域活動支援センター事業 ……99
7）その他……100
**第７章　計画の推進及び評価 ……103**
1　計画の推進体制…… 103
1）関係機関・団体との連携 ……103
2）障害保健福祉圏域における連携 ……103
2　計画の進行管理及び評価 …… 103
**用語解説……104**
**資料編……113**

**「障がい者」等の表記について**

障がい者の「障がい」には、社会から障害を課せられているという「社会モデル」と、個人の心身機能の障がいによるものという「個人モデル」といった考え方があります。どの視点から「障がい」を捉えるかというものですが、どちらか一方の考えを適用するのでなく、総合的な視点で福祉を考えることが重要となります。

本計画では、「社会モデル」「個人モデル」を踏まえるとともに、本市の考え方に基づき「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。ただし、国の法令や法令上の規定、団体や施設名等の固有名詞については、引き続き漢字で表記をしています。このため、本計画では「がい」と「害」を使い分けています。

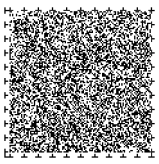

# 第１章　計画の概要

## １　計画見直しの趣旨

本市では、障害者基本法の目的である、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、障害者基本法に基づく「座間市障害者計画」と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画」を令和３年３月に一体的に策定し、障がい者福祉施策を推進してきました。

近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用促進、障がい児支援のニーズへきめ細かく対応するための方策など障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活できるまちづくりが求められています。

令和２年からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、障がい者福祉施策を計画どおり実施することが困難であったことから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、次期計画へとつなげていくことが重要となります。

こうした背景を踏まえ、本市の障がい者福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施していくために、新たな計画として「座間市障害者計画　第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」を策定します。

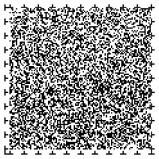

## ■障害福祉施策に関する主な法律の施行等

| 年 | 主な法律の施行等 | 内容 |
|---|---|---|
| 平成19年 | 「障害者の権利に関する条約」署名 | 障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定 |
| 平成22年 | 「障害者自立支援法」「児童福祉法」の一部改正 | 発達障がいが、障害者自立支援法及び児童福祉法の対象になることが明確化 |
| 平成23年 | 「障害者基本法の一部を改正する法律」施行 | 障がい者の権利擁護を目指し、国や企業などに対し、障がいがある人の社会参加を妨げたり日常生活を制約したりする「社会的障壁」を取り除くよう求める |
| 平成24年 | 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 | 障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律 |
| 平成25年 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行 | 障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など |
| 平成25年 | 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行 | 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど |
| 平成25年 | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立<br>（平成28年４月施行） | 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進するなど |
| 平成26年 | 「障害者の権利に関する条約」批准 | 障がい者の人権、基本的自由の享有の確保など、障がい者の権利を実現するための措置等を規定 |
| 平成28年 | 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立<br>（平成30年４月施行） | 自立生活援助、就労定着支援の創設、障害児のサービス提供体制の計画的な構築、医療的ケアを要する障害児に対する支援、共生型サービスの導入など |
| 平成28年 | 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 | 成年後見制度の利用の促進のために基本理念を定め、国の責務等を明確化、基本方針などの事項を定める |
| 平成28年 | 「自殺対策基本法」一部を改正 | 自殺対策を実現するための方向性を示す「市町村自殺対策計画」の策定を規定 |
| 令和元年 | 「障害者雇用促進法の改正」段階的に施行 | 民間事業主に対する、障害者の雇入れ及び継続雇用の支援や、国・地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置（障害者活躍推進計画）など |
| 令和3年 | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立<br>（令和６年４月施行） | これまで努力義務とされていた民間の事業者による合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に義務化されるなど |
| 令和4年 | 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立<br>（令和６年４月施行） | 地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援・障がい者雇用の質の向上の推進など<br>児童発達支援センターの役割の明確化や障がい種別によらない児童発達支援の類型（福祉型・医療型）の一元化など |

## ２　計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第３項に規定する「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第１項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第１項に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するものです。

「座間市障害者計画」は、国や県の障害者計画を基本とする計画であるとともに、「第五次座間市総合計画基本構想」の政策５「共に認め合い、支え合うまちづくり」を実現するために、福祉の分野における部門別計画として策定されている「座間市地域福祉計画」（第四期）の個別計画です。

「座間市障害福祉計画」は、国が定める基本指針に基づき、「座間市障害者計画」の生活支援の部分に当たる障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

「座間市障害児福祉計画」は、国が定める基本指針に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

これらの計画は、座間市自殺対策計画、座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、座間市子ども・子育て支援事業計画、座間市地域福祉活動計画（座間市社会福祉協議会）などの関連分野の計画との整合を図るよう努めました。

**図　計画の位置づけ**

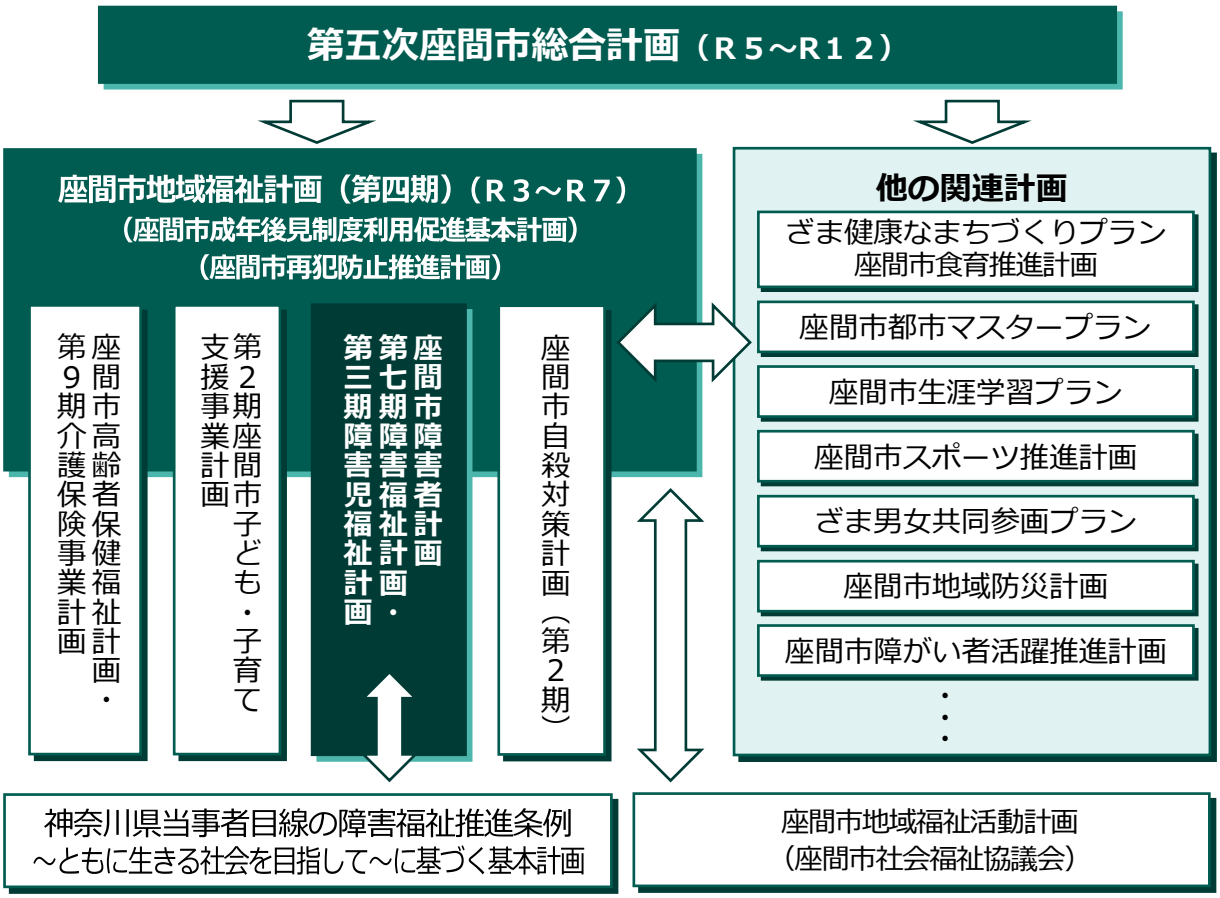

| | 障害者計画 | 障害福祉計画 | 障害児福祉計画 |
|---|---|---|---|
| 根拠法令 | 障害者基本法 | 改正障害者総合支援法 | 改正児童福祉法 |
| | 平成 28 年４月１日<br>一部改正法施行 | 令和6年4月1日施行 | 令和6年4月1日施行 |
| 性格 | ・障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第 11 条第１項）<br>・長期的な見通しに立って効果的な障がい者施策の展開を図る計画 | ・各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画 | ・各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画 |
| 位置づけ | 国の「障害者基本計画」を基本とした座間市総合計画の部門計画 | 障害者計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画 | 障害者計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画 |

【参考】

障害者基本法第 11 条第３項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法第 88 条第１項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法第 33 条の 20 第１項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

## ３　計画の期間

計画期間は、座間市障害者計画、座間市障害福祉計画、座間市障害児福祉計画ともに令和６年度から令和８年度までとします。

なお、今後の国や県の動向や社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じ計画の見直しを行います。

**図表　計画の期間**

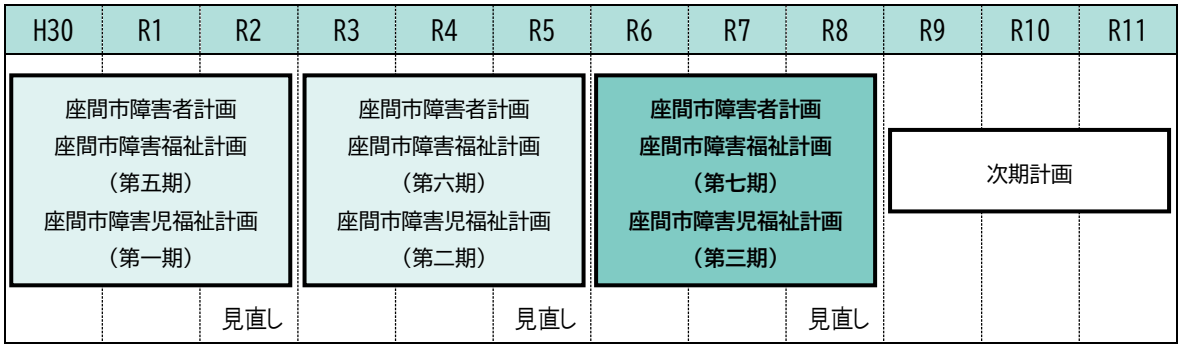

## ４　ＳＤＧｓとの関係

ＳＤＧｓ（Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｇｏａｌｓ：持続可能な開発のために達成すべき目標）は、平成27年９月の国連サミットにて全会一致で採択された、平成28年から令和12年までを期限とする国際目標であり、17のゴールとそれぞれの下に、より具体的な169のターゲットがあります。

**■本計画と関連があるゴール**

# 第２章　障がい者の現状

## １　身体障がい者の状況

身体障害者手帳交付数の推移をみると、概ね横ばいで推移しており、令和５年４月１日現在で3,733人となり、総人口に占める割合は2.8%です。

障がいの部位別では、肢体不自由が1,738人（46.6%）と多数を占めています。

**図　身体障害者手帳交付数の推移**

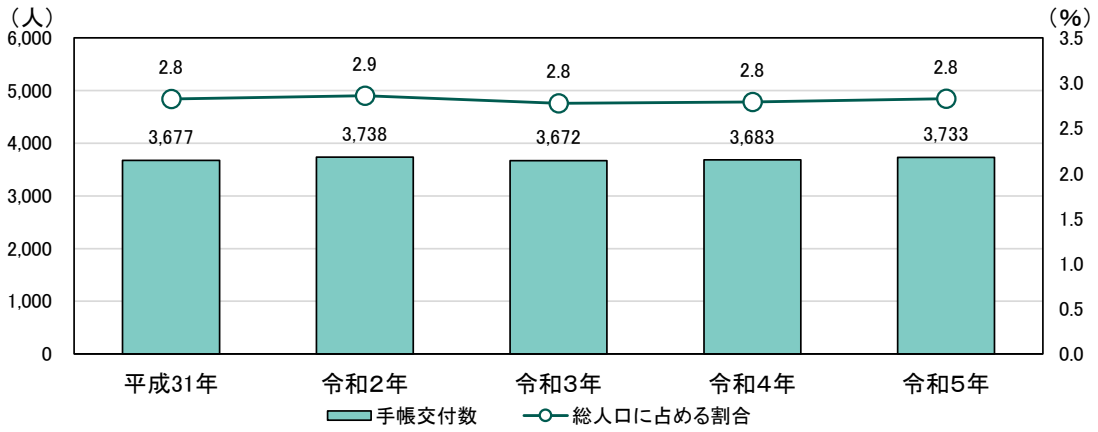


**表　身体障害者手帳交付数の推移**

単位：人

| 項目 | 平成 31 年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 身体障害者手帳交付数 | 3,677 | 3,738 | 3,672 | 3,683 | 3,733 |
| 総人口 | 130,160 | 130,686 | 132,308 | 131,976 | 132,072 |
| 総人口対比（%） | 2.8 | 2.9 | 2.8 | 2.8 | 2.8 |

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

**表　障がいの部位別身体障害者手帳交付数の推移**

単位：人

| 障がいの部位 | 平成 31 年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 視覚障がい | 232 | 236 | 230 | 231 | 245 |
| 聴覚･平衡障がい | 317 | 334 | 326 | 321 | 351 |
| 音声･言語障がい | 40 | 41 | 41 | 43 | 45 |
| 肢体不自由 | 1,861 | 1,861 | 1,810 | 1,772 | 1,738 |
| 内部障がい | 1,227 | 1,266 | 1,265 | 1,316 | 1,354 |
| 計 | 3,677 | 3,738 | 3,672 | 3,683 | 3,733 |

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

※障がいが重複している方は最も重い部位で計上

## ２　知的障がい者の状況

療育手帳交付数の推移をみると、増加傾向にあり令和５年４月１日現在で1,251人です。障がいの程度別では、軽度が592人（47.3%）と多数を占めています。

**図　療育手帳交付数の推移**

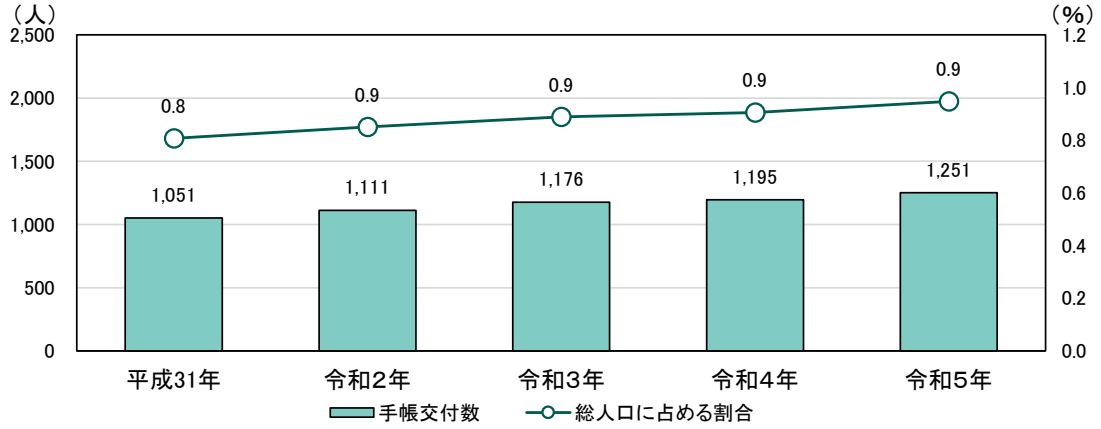


**表　療育手帳交付数の推移**

単位：人

| 項目 | 平成 31 年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 療育手帳交付数 | 1,051 | 1,111 | 1,176 | 1,195 | 1,251 |
| 総人口 | 130,160 | 130,686 | 132,308 | 131,976 | 132,072 |
| 総人口対比（%） | 0.8 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 0.9 |

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

**表　障がいの程度別療育手帳交付数の推移**

単位：人

| 程度区分 | | 平成 31 年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 最重度 | 障がい児 | 33 | 41 | 46 | 38 | 37 |
| | 障がい者 | 123 | 127 | 125 | 134 | 143 |
| | 計 | 156 | 168 | 171 | 172 | 180 |
| 重度 | 障がい児 | 53 | 45 | 51 | 55 | 48 |
| | 障がい者 | 131 | 134 | 133 | 127 | 139 |
| | 計 | 184 | 179 | 184 | 182 | 187 |
| 中度 | 障がい児 | 56 | 67 | 79 | 80 | 83 |
| | 障がい者 | 198 | 205 | 205 | 202 | 209 |
| | 計 | 254 | 272 | 284 | 282 | 292 |
| 軽度 | 障がい児 | 204 | 211 | 277 | 260 | 263 |
| | 障がい者 | 253 | 281 | 260 | 299 | 329 |
| | 計 | 457 | 492 | 537 | 559 | 592 |
| 合計 | 障がい児 | 346 | 364 | 453 | 433 | 431 |
| | 障がい者 | 705 | 747 | 723 | 762 | 820 |
| | 計 | 1,051 | 1,111 | 1,176 | 1,195 | 1,251 |

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

## ３　精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付数の推移をみると、増加傾向にあり令和５年４月１日現在で1,683人です。２級が1,062人（63.1％）と多数を占めています。

**図　精神障害者保健福祉手帳交付数の推移**

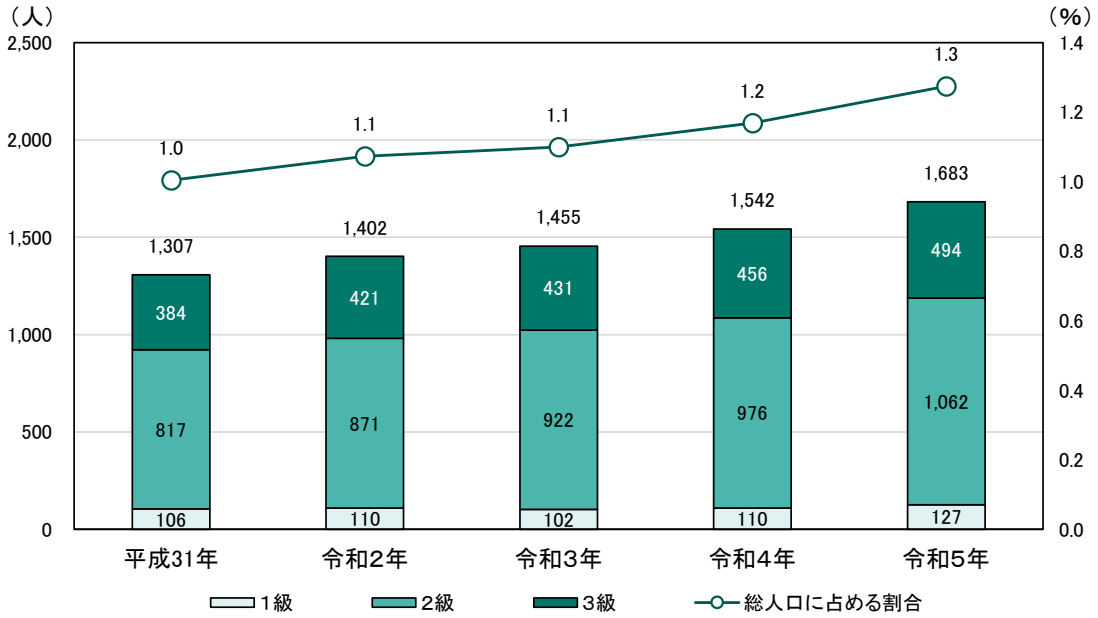


**表　精神障害者保健福祉手帳交付数、自立支援医療（精神通院）利用件数の推移**

単位：人

| 項目 | 平成 31 年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 精神障害者保健福祉手帳交付数 | 1,307 | 1,402 | 1,455 | 1,542 | 1,683 |
| 1級 | 106 | 110 | 102 | 110 | 127 |
| 2級 | 817 | 871 | 922 | 976 | 1,062 |
| 3級 | 384 | 421 | 431 | 456 | 494 |
| 総人口 | 130,160 | 130,686 | 132,308 | 131,976 | 132,072 |
| 総人口対比（%） | 1.0 | 1.1 | 1.1 | 1.2 | 1.3 |
| 精神通院医療利用件数（件） | 2,325 | 2,373 | 2,768 | 2,568 | 2,810 |

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

## ４　特別支援教育の状況

市内特別支援学級の在籍状況をみると、令和５年５月１日現在の在籍数は、小学校で216人、中学校で94人です。

特別支援学校への在籍状況をみると、令和５年５月１日現在の在籍数は、小学部で24人、中学部で19人、高等部では59人です。

**表　市内特別支援学級在籍状況**

**【小学校】**

| 学校数 | 特別支援学級設置校数 | 区分 | 学級数 | 在籍児童数 |
|---|---|---|---|---|
| 11 | 11 | 知的障がい | 20 | 129 |
| | | 肢体 | 5 | 5 |
| | | 虚弱 | 2 | 3 |
| | | 弱視 | 1 | 1 |
| | | 情緒障がい | 14 | 78 |
| | | 計 | 42 | 216 |

**【中学校】**

| 学校数 | 特別支援学級設置校数 | 区分 | 学級数 | 在籍生徒数 |
|---|---|---|---|---|
| 6 | 6 | 知的障がい | 8 | 47 |
| | | 肢体 | 3 | 3 |
| | | 虚弱 | 3 | 3 |
| | | 情緒障がい | 7 | 41 |
| | | 計 | 21 | 94 |

資料：庁内資料（令和5年5月1日現在）

**表　特別支援学校在籍状況**

| 区分 | 在籍児童・生徒数 |
|---|---|
| 小学部 | 24 |
| 中学部 | 19 |
| 高等部 | 59 |
| 計 | 102 |

資料：庁内資料（令和5年5月1日現在）
高等部は県特別支援教育課資料

## ５　障がい児保育の状況

市内加配対象児童数※1は、令和５年４月１日現在、公立保育園で84人、私立保育園で39人です。

**表　市内障がい児保育在籍状況**

| 区分 | 保育園数 | 統合保育実施所数※2 | 加配対象児童数 |
|---|---|---|---|
| 公立保育園 | 8 | 8 | 84 |
| 私立保育園 | 21 | 13 | 39 |
| 計 | 29 | 21 | 123 |

資料：庁内資料（令和5年4月1日現在）

※1　加配対象児童：主な援助者となる保育士の配置が必要な児童のこと。

※2　統合保育：障がいのある児童、障がいがあると思われる児童を健常児とともに教育・保育すること。

# 第３章　障がい福祉の課題

## １　障がい者福祉全般の課題

### １）現行施策の進捗状況からみた課題

座間市障害者計画、第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画に基づいて積極的に施策の展開を図ってきましたが、国の制度の変化、福祉施設から地域生活への移行促進、当事者・家族の急速な高齢化、様々な災害を契機とした安全意識の高まり等、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

これまでの取組の振り返りから、障害者計画、第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画に向けた課題を整理すると、大きく３つの課題が抽出されます。

（１）　地域移行の基盤整備
（２）　安全・安心の確保
（３）　サービス・教育環境の充実

**図　現行施策の進捗状況からみた課題**

**〇地域移行の基盤整備**

施設に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者が地域で自立した生活を送るための地域移行の基盤整備では、地域生活支援拠点の整備や、道路や建物のバリアフリー化などの「施設整備」、障がい者と市民の交流や障がい者の社会参加の促進、就労環境の整備などの「社会参加・交流」、障がい者の理解促進や福祉活動の担い手となるボランティアの育成などを通じた地域での支援体制などの「地域福祉の推進」が課題です。

**〇安全・安心の確保**

「防災・減災」については、発災時に避難する一次避難所と二次避難所（福祉避難所）の環境整備や地域の協力のもと速やかに安否確認を行える体制の整備と避難行動要支援者制度の普及が課題です。

「相談・見守り」については、市内相談支援事業所のスキルアップと困難ケースへの助言や指導的な役割を担う基幹相談支援センターの充実、親亡き後の障がい者支援や成年後見制度の利用促進など、総合的な相談支援体制の構築が課題です。

「保健・医療との連携」については、障がい者の重度化・高齢化や難病患者、医療的ケア児に対する医療との連携が課題です。

**〇サービス・教育環境の充実**

「生活支援サービス」については、多様化するニーズに対し支援制度の確実な活用や、在宅福祉サービスなどの充実が課題です。

「障がい児教育」では、教育ニーズが多様化している障がい児教育に対応する介助員・補助員の増員や質の確保、教育支援相談体制の整備などを関係機関が連携を図ることが課題です。

さらに、障がい児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築が必要です。

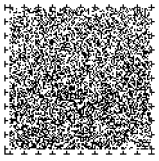

## ２）市民アンケート調査からみた課題

**■調査対象者**

〇令和４年 10 月１日現在、座間市在住及び座間市で援護している障がい児者 2,000 人を障がい者台帳から単純無作為抽出。

**■調査期間**

〇令和４年 11 月 10 日～令和４年 12 月９日
※集計対象は令和５年１月４日までの到着分としています。

**■回収状況**

| | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|---|---|---|---|
| 全体 | 2,000 件 | 1,187 件 | 59.4% |
| 身体障がい者 | 1,000 件 | 660 件 | 66.0% |
| 知的障がい者 | 500 件 | 275 件 | 55.0% |
| 精神障がい者 | 500 件 | 252 件 | 50.4% |

アンケート調査結果から、身体・知的・精神の各障がい児者について、次の課題が抽出されました。

### ①生活の課題について

#### ア）障がい者の生活状況

障がい者の現在の生活状況と今後希望する生活場所については、特に知的障がい者において「グループホーム・ケアホーム」「福祉施設（グループホーム・ケアホームを除く）」に入所を希望する方が多くいました。障がい程度が中度・重度を対象としたグループホームの不足等により、利用希望者がスムーズに入所できないといった課題があります。

#### イ）普段の生活の中で困っていること、不安に思っていること

自分の健康や体力に自信がないと不安に感じている精神障がい者が多く、知的障がい者は将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか不安を抱えいている方がいました。

障がい種別により、普段の生活の中で困っていること、不安に思っていることが異なることを踏まえた適切な支援等が必要です。

#### ウ）普段の生活の中で差別を感じたこと

依然として、差別事象が発生している状況があるため、差別解消の普及啓発を図るとともに、障がいのある人への理解を深めることが必要です。

#### エ）日常生活や職場で困ったことなどを相談する相手の有無

相談相手が「いない」という人が一定数いることから、不安や悩みを一人で抱え込むことがないよう、相談窓口の周知やアウトリーチによる問題の早期発見・早期対応が求められます。

### ②介助（支援）の課題について

#### ア）主な介助（支援）者の年齢

主な介助（支援）者の年齢について、身体障がい者、精神障がい者では、65歳以上が多く、全国で高齢化が進む中、介助（支援）者の高齢化も進むことで、生活を支援するサービス等のニーズが高まることが考えられます。

### ③就労する上での課題について

#### ア）働く上での不安や不満

働く上での不安や不満について、身体障がい者では「特に悩みや不安はない」が最も多いのに対し、知的障がい者、精神障がい者では収入面や周囲の理解、意思疎通などの面で不安や不満を抱える方がいました。

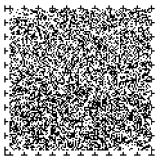

**イ）働くために必要なこと**

身体障がい者はハード面での充実を求めています。

働くために必要なことも踏まえ、職場における障がいへの理解を深める取組、障がいのある人の就労を支援する取組が求められます。

**④外出時の課題について**

**ア）外出する際に支障となっていること**

外出する際に支障となっていることについて、すべての障がい種別で「介助者がいないので、外出ができない」が多いほか、身体障がい者、精神障がい者では歩道や建物内の設備が支障となっています。また、知的・精神障がい者では周囲の視線や言葉等が支障となっていることから、外出におけるハード面の整備と市民の理解を深めることにより安心して外出ができる地域づくりが求められます。

**⑤障がい児支援の課題について**

**ア）福祉サービスの充実について**

近年、発達に課題のある子どもの増加や療育の普及に伴い、放課後等デイサービスや児童発達支援のニーズが増加しています。地域で安心した生活を送る上で、様々な不安を抱えている子どもやその家庭に対して、適切な支援を行うことが重要です。また、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、年代ごとに支援が途切れることがないように、一人ひとりの発達段階に応じた支援を進める必要があります。

**⑥災害時の対応について**

**ア）「災害時避難行動要支援者制度」について**

「災害時避難行動要支援者制度」については、更なる周知が必要です。

近年、自然災害の発生頻度が高まる中、特に災害弱者といわれる障がい者や高齢者等の避難体制の整備が急務とされます。避難体制や支援を必要とする方の状況把握、地域住民が相互に協力し合える体制づくり等、災害に対する地域力を高める取組が重要であると同時に、日頃から各自が災害に備えておくことの必要性の周知も必要です。

**⑦将来の暮らしかたの意向について**

**ア）地域で生活することについての考え**

障がい者が地域で生活する上では、地域社会とのつながりが必要です。地域での見守りや災害時などの助け合い、社会参加の促進、住みよい地域社会を実現するための取組が求められます。

# 第４章　計画の考え方

## １　計画の基本的考え方

### １）基本理念

誰もが住み慣れた地域で自ら望む生活を送るために、座間市障害者計画、第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画を踏襲し、すべての人が互いに尊重し合い、地域社会の一員として支え合い、自らの意思で自分らしい生き方を選ぶことができる共生社会の実現を目指して、基本理念を次のように定めます。

**基本理念**

**～ともに生きる～**

**認めあい、支えあいながら、自分らしく**
**生きる力を発揮できるまちを目指して**

## ２）基本目標

基本理念の実現に向けて、必要なサービスや相談できる場所、生活の場所などの制度や社会資源の充実に努め、障がい者が自ら生きる力を発揮しようとする意思に寄り添った支援を行うとともに、一人ひとりが自分自身の力を高め地域社会において自己実現を図れるよう、市民・団体・関係機関などと連携を深め、協働を図りながら社会全体で地域福祉の向上を目指します。

なお、座間市障害者計画、第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の基本目標の一つである「いのちに寄り添う地域社会の構築」の自殺対策は、座間市自殺対策計画の中に位置づけます。

### 基本目標１　障がい及び障がい児者に対する理解を促進する体制づくりを推進

すべての人の人権が尊重されるよう啓発活動を行うとともに、障がい及び障がい児者に対する理解や認識が深まるよう交流機会や情報提供の充実により心のバリアフリーを推進し、共生社会の実現を目指します。

### 基本目標２　自分らしく生きる力を発揮できるよう、障がい児者の地域生活を支えるサービスの充実

障がいのある人がライフスタイルに応じて様々な生き方を選択できるよう制度の充実に努め、家族も含めた利用者のニーズに応じた生活支援・教育・就労の機会等の充実に努めます。

### 基本目標３　支えあい、つながりあいながら自立できるよう、地域の体制づくりを推進

ともに生きる社会の実現のため、市民・団体・関係機関などとの連携や協働を推進するとともに、相談支援体制やネットワークの強化に努め、障がいのある人が地域生活で孤立することなく自立した生活を送ることができるような支援体制の整備を目指します。

### 基本目標４　安心して暮らせるまちをつくる

すべての人が快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備と、安全・安心な生活がおくれるよう防災や防犯体制、感染症対策の充実を図ります。

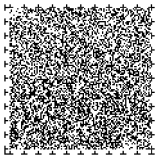

## ２　計画の体系

本計画の基本理念、基本目標を踏まえ、施策の体系を以下のように設定します。

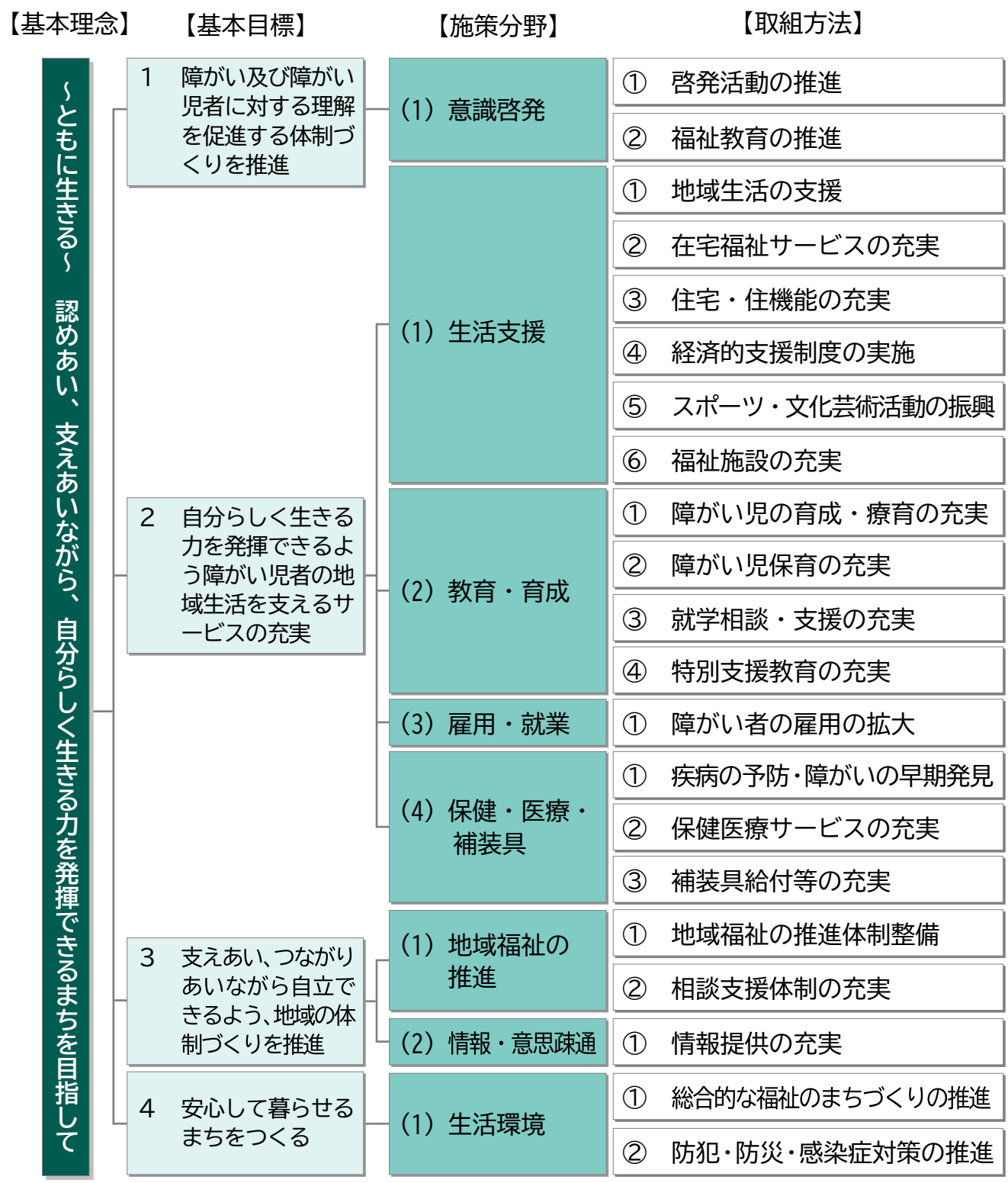

# 第５章　障害者計画

## １　障がい及び障がい児者に対する理解を促進する体制づくりを推進

### １）意識啓発

#### ①啓発活動の推進

**現状と課題**

〇障がいや疾患の状況など、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病に対する市民の理解は十分とは言えない面もみられ、障がい者への理解を深めることが求められます。交流や触れ合う機会を通じて周囲の意識を変えていく必要があります。
〇障がいのあるなしにかかわらず人権意識を高めるための啓発活動が求められます。

**障害者団体等からのヒアリング調査結果**

〇身体障がいなど目に見える障害については理解・配慮は進んでいるように感じるが、知的障がい・精神障がい・内部疾患などに対する理解は不十分だと感じるという意見がありました。
〇全員に普及できているかは今一つ。差別をしている訳ではないが、理解していないため差別につながることがあるという意見がありました。
〇以前（20 年程前）に比べると、少しずつ、障がい者に対する配慮が浸透してきていると感じており、小さい子も理解してくれているという意見がありました。

**市民アンケート調査結果**

〇普段の生活の中で差別を感じたことについて、身体障がい者では 14.5%ですが、知的障がい者では 26.9%、精神障がい者では 21.8%が「ある」としています。知的障がい者では約４人に１人が「ある」としています。
〇障がいのある人が自立した生活を送るために必要なことについて、「障がい者に対する理解を深めるための福祉教育や広報活動の充実」の割合が、身体障がい者では 21.2%であるのに対し、知的障がい者では 44.7%、精神障がい者では 36.1%と高くなっています。

図　調査結果「普段の生活の中で差別を感じたこと」

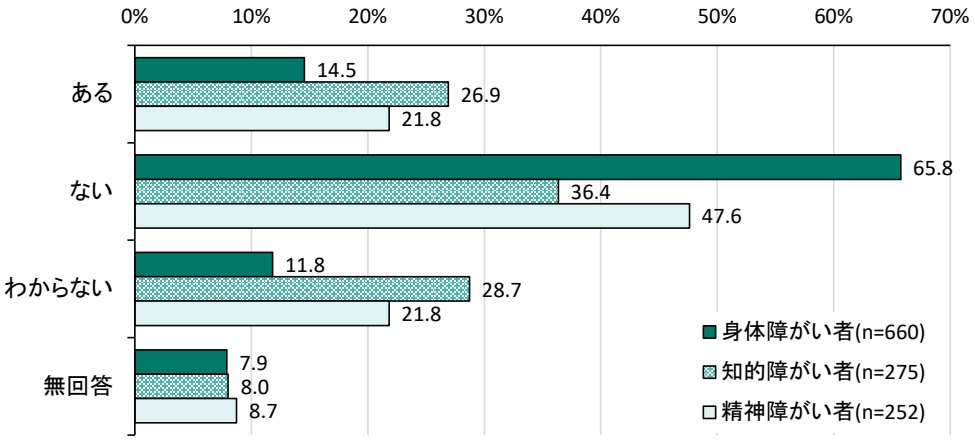


図　調査結果「障がいのある人が自立した生活を送るために必要なこと」（複数回答可）

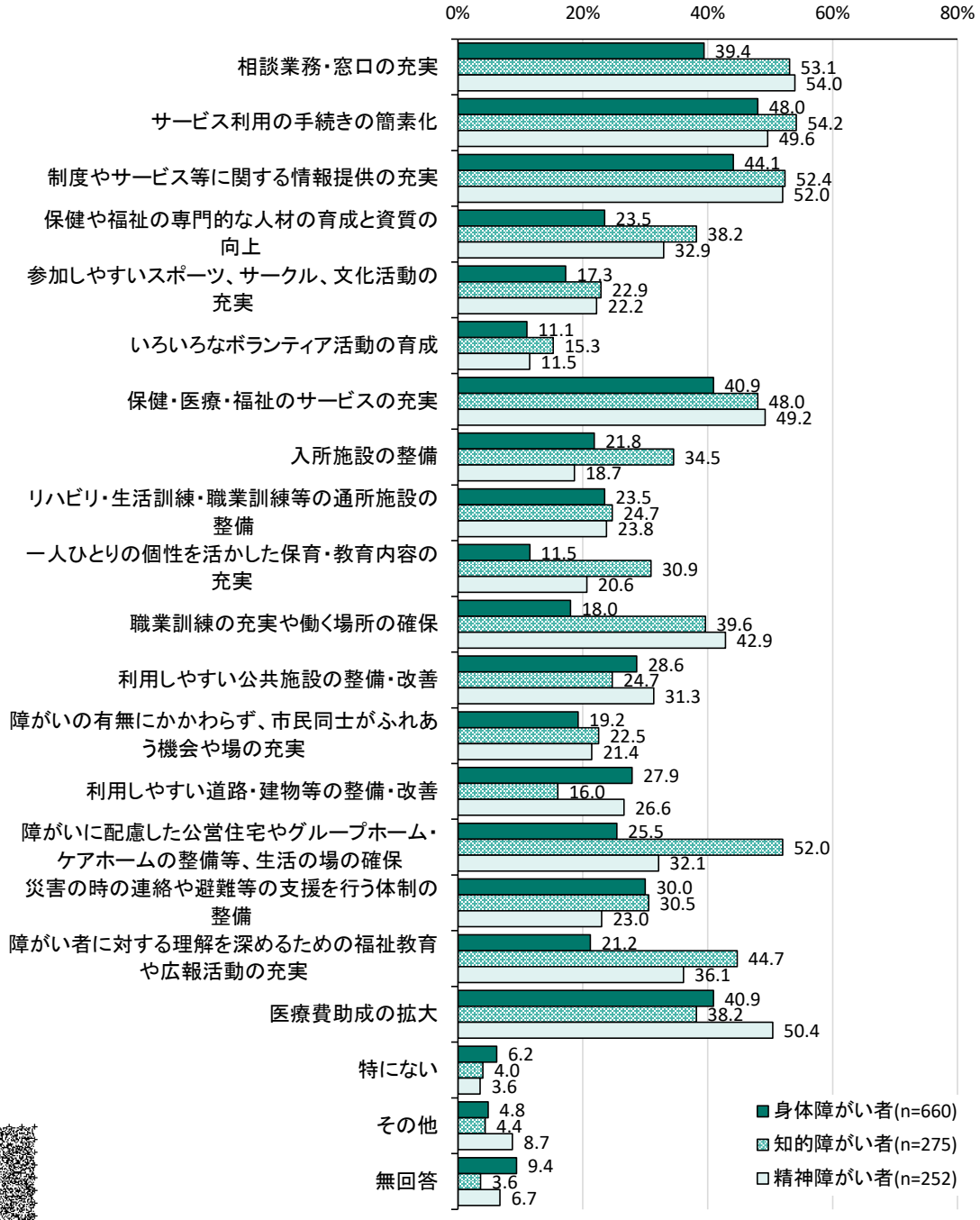

**施策の方向性**

〇障がいの特性や、合理的配慮についての理解を深めるための啓発や交流の場の創出を図ります。
〇差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を取りはらう「こころのバリアフリー」を推進します。

## ア）障がい福祉の啓発活動の充実

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 福祉月間の事業の充実 | 〇毎年９月を福祉月間とし、「座間市福祉大会」等各種行事を実施しています。<br>・自身の障がいを克服し自立更生された方、重度の障がいのある家族の更生に献身された方、地域福祉向上のため永年にわたり福祉団体活動や奉仕活動に貢献された方を表彰します。<br>・障がい者等が制作した作品の展示を行います。<br>今後も内容の充実に努め、福祉意識の向上を目的とした表彰、式典等の在り方について、より目的に即したものを検討します。 | 地域福祉課 |
| 障がい理解を促すための広報活動の推進 | 〇「広報ざま」をはじめ、各種の広報活動を実施し、市民の障がい福祉に対する理解を育むことに努めます。<br>・「広報ざま」への福祉関連記事の掲載。<br>・パンフレットやリーフレット等を窓口等に配架します。また、行政機関や民間団体からの依頼にも対応します。<br>・市ホームページやＳＮＳの活用。<br>・障害者差別解消法の趣旨に基づく研修等を行い、周知を図ります。<br>・障害者団体連合会や市社会福祉協議会と協力し、障がい福祉に対する理解を促進します。 | 障がい福祉課 |
| 「障害者週間」の周知 | 〇「障害者週間」（１２月３日から９日）に合わせ意識啓発に係る取組を展開します。<br>〇障がい者支援事業所等と協力し障がい福祉に対する理解を促進します。 | 障がい福祉課 |
| ヘルプマーク・ヘルプカードの広報・啓発 | 〇障がいのある人への理解や支援の一助となるよう、ヘルプマークやヘルプカードの周知に努めます。 | 障がい福祉課 |
| 適切な用語の使用の周知、用語の見直し | 〇障がい者の理解促進のため人権に配慮した用語の使用について周知します。 | 障がい福祉課 |

### イ）人権尊重に向けた啓発の推進

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 人権尊重意識の啓発 | ○人権に対する理解を推進するために、市民を対象とした講演会、講座等の啓発に努めます。 | 人権・男女共同参画課 |
| 学校教育での啓発 | ○学校教育においては、教職員を対象に「人権教育研修会」、児童生徒を対象に「道徳」等のカリキュラムを通して、人権尊重の意識啓発に努め、普段の生活の中でいかされるようにします。 | 教育指導課 |
| 成年後見制度の利用促進に向けた啓発 | ○権利擁護として成年後見制度の利用促進を図るため普及・啓発活動に努めます。 | 地域福祉課<br>長寿支援課<br>障がい福祉課 |
| 障がい者虐待防止に向けた啓発 | ○座間市障害者虐待防止センターが関係機関と連携をとり、早期発見及び啓発活動に努めます。<br>・障害者虐待の通報があれば、関係機関等からコアメンバーを迅速に招集し、コア会議に諮り対応を検討します。 | 障がい福祉課 |

## ②福祉教育の推進

### 現状と課題

○障がいのある人に対する理解を育むため、学校などにおける福祉教育の充実や障がいのある人との交流の機会の充実が求められます。

### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

○総合学習で当事者の話を聞くような教育を受けている人は、障がいに対して理解があり、差別につながることにはならないという意見がありました。
○啓発自体が必要のない世の中になるよう、段階的に教育の中に入れていってほしいという意見がありました。
○学校などで啓発活動をしているが、学校側がなかなかそういった時間がとれないのが現状のため、カリキュラムとして啓発を入れてほしいという意見がありました。

## 施策の方向性

〇すべての人が障がいについて正しく理解し、認識を持つためには、幼い頃からの交流や福祉体験で、日常的に障がい者に慣れ親しむ環境創出が必要です。総合的な学習の時間における障がい者理解の授業の充実等、学校などに働きかけながら啓発活動を推進します。

〇障がいのある人の理解に向け、様々な団体等と協力し交流が生まれるよう支援します。

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 小・中学校における福祉教育の推進 | 〇小･中学校の授業や体験学習を通して障がい福祉に関する教育の推進を図ります。<br>・小･中学校の通常学級と特別支援学級や特別支援学校間との交流。<br>・体験学習における障がい理解のための福祉体験。 | 教育研究所<br>教育指導課 |
| 障がい児者と市民の交流活動の推進 | 〇障がい児者に対する理解を深めるため、様々な場面において市民と障がい児者との交流を進めます。<br>・市内障がい者施設、事業所と地域市民・ボランティアの交流。 | 障がい福祉課 |

## ２　自分らしく生きる力を発揮できるよう、障がい児者の地域生活を支えるサービスの充実

### １）生活支援

#### ①地域生活の支援

**現状と課題**

〇地域での自立した生活を促進するため、障害福祉計画の着実な実施や権利擁護の推進など、様々な角度からの支援が求められます。
〇障がいのある人のいる家庭では、介助者の高齢化や 18 歳未満の子どもが介護を担っているヤングケアラーの問題など、状況が複合化・複雑化しており、障がいのある人の家族に対する支援が求められます。

**障害者団体等からのヒアリング調査結果**

〇小さい頃から地域の人には理解してもらっているので、何かあれば助けてくれると思うが、そのような人ばかりでないため、地域の理解が必要という意見がありました。
〇環境のバリアフリーと心のバリアフリーが必要。障がいや、障がい者の困り事への理解を深めたり、手助けをしたりすることが必要という意見がありました。

**施策の方向性**

〇地域生活を支える環境づくりや権利擁護の推進など、様々な角度から障がいのある人の地域生活を支援していきます。

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 障害福祉計画の策定 | 〇計画に基づき、必要なサービス提供体制や相談支援体制の整備に努め地域生活を支援します。 | 障がい福祉課 |
| 地域活動支援センターへの支援 | 〇地域生活を支える場として、地域活動支援センターの運営を支援します。 | 障がい福祉課 |
| 地域生活支援拠点等の整備 | 〇障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障がい者が地域で住み続けることができるよう地域全体で支えるための仕組みを引き続き構築していきます。 | 障がい福祉課 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 〇精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、様々な分野の関係機関と連携した体制づくりを構築していきます。 | 障がい福祉課<br>長寿支援課<br>地域福祉課 |
| 障がいのある人の家族に対する支援の実施 | 〇障がいのある人を支える家族に対する支援として、必要なサービスの提供や制度の周知を図り、障がいのある人の家庭の生活環境の向上を図ります。 | 障がい福祉課 |

## ②在宅福祉サービスの充実

### 現状と課題

〇地域生活で必要なサービスを効果的に提供するため、サービス利用計画の定期的な作成とモニタリングが必要です。
〇障がい者の社会参加や外出の機会が増えており、必要なサービスの充実が求められています。

### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

〇単身生活を含めた在宅生活であれば居宅介護等の更なる充実が必須だと思うという意見がありました。
〇現福祉サービスに必須なのは「人」。福祉サービスが「やりがいのある仕事」だと市民に認識されないと人は集まらないという意見がありました。

### 市民アンケート調査結果

〇福祉サービスの利用意向について、利用意向の高いサービス項目をみると、身体障がい者では「ホームヘルプサービス（家事援助）」「補装具の交付・修理」「障害者相談支援」「日常生活用具給付」が各 18.0%で最も多くなっています。知的障がい者をみると、「障害者相談支援」が 34.0%で最も多く、次いで「グループホーム・ケアホーム」の 32.0%と続いています。精神障がい者をみると、「障害者相談支援」が 26.0%で最も多く、次いで、「就労継続支援Ｂ型」と「就労定着支援」が各 18.0%と続いています。

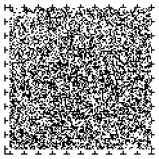

**図　調査結果「今後利用したい福祉サービス」（複数回答可）上位５位**

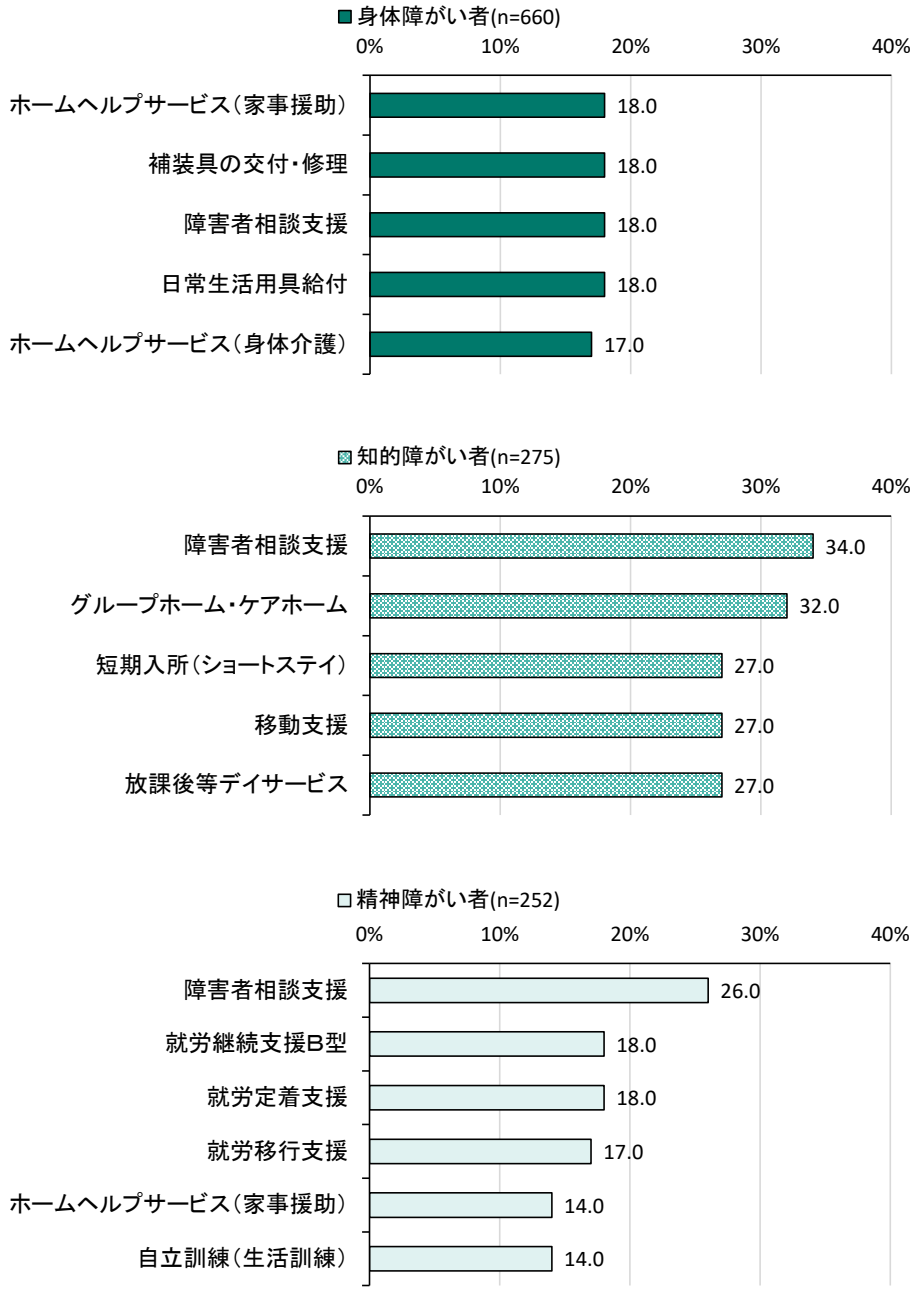

## 施策の方向性

〇法に基づいた必要なサービスの充実を図るとともに、市独自事業の見直しを行います。
〇各サービスの利用状況を把握し、適正な予算措置を行います。

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 移送サービス事業の実施<br>対象：身体障がい者 | 〇在宅で身体障がいのために歩行が困難な方、又は寝たきり等の状態により一般交通機関を利用することが困難な方を対象。<br>〇病院への通院や入退院の時等、福祉車両により送迎をするサービスを行います。 | 長寿支援課 |
| ファミリー・サポート事業の実施 | 〇「子育ての手助けが欲しい人」（利用会員）と「子育ての手助けをしたい人」（協力会員）を結びつけて、子育ての相互援助活動を応援する有償の会員制組織があります。<br>〇障がい児については、小学校６年生以下の子どもを持った方が利用できます。<br>市は協力会員増に努め、利用会員が希望する通りの利用ができるよう支援します。 | こども家庭課 |
| 施設通所交通費助成の実施 | 〇障がい者支援施設等へ通所する際の交通費を助成します。<br>対象施設：就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所（会社から通勤手当が支給される場合は対象外）、生活介護事業所、地域活動支援センター等。 | 障がい福祉課 |
| コミュニティバス運行事業 | 〇すべての利用者が安全安心にコミュニティバスを利用し、交通手段の一つとして認識されるよう更なる認知度向上と、課題解決、運行維持に努めます。 | 都市計画課 |
| 各種在宅福祉サービスの実施 | 〇障がい者の社会参加を促進し、生活圏の拡大、外出の支援を行います。<br>・福祉タクシー(自動車燃料給油)利用券 | 障がい福祉課 |

## ③住宅・住機能の充実

### 現状と課題

〇在宅での住環境整備の促進を図るための住宅改修費について経済的支援を行っています。
〇住み慣れた地域での生活を継続するため、グループホームの充実等の支援が求められています。

### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

〇グループホーム等の居住系のサービスの提供事業所は増えているが、提供サービスの質に関してはばらつきがある印象という意見がありました。
〇重度の障がいがある方が入居できるグループホームは未だ十分に整備されていないという意見がありました。

### 市民アンケート調査結果

〇障がいのある人が自立した生活を送るために必要なことについて、知的障がい者では「障がいに配慮した公営住宅やグループホームの整備等、生活の場の確保」の割合が 52.0%、精神障がい者では 32.1％と身体障がい者の 25.5%に比べて高くなっています。
〇現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、知的障がい者では「将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか」の割合が 45.8%と最も高く、身体障がい者、精神障がい者に比べても特に高くなっています。

図　調査結果「障がいのある人が自立した生活を送るために必要なこと」（複数回答可）

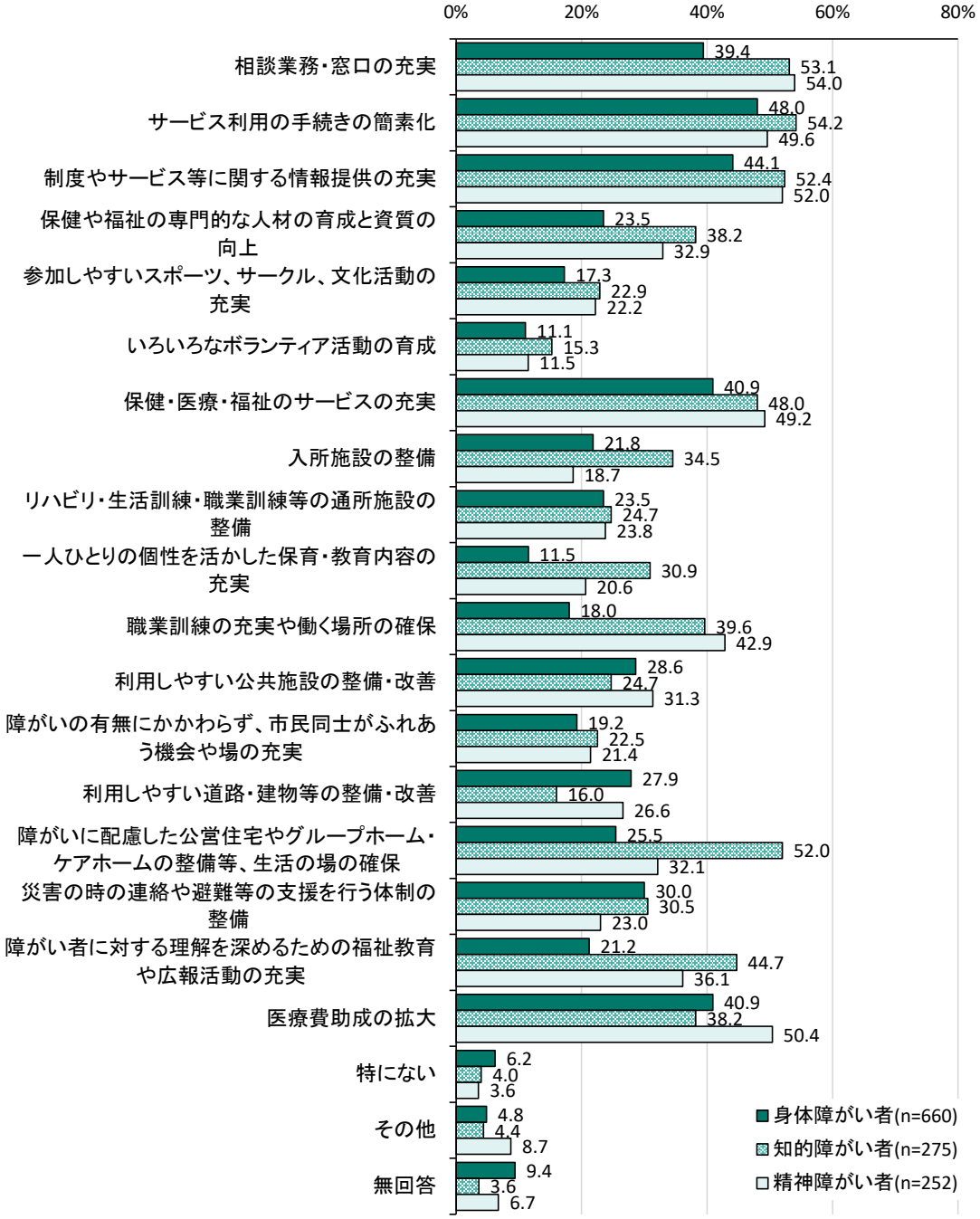

## 図　調査結果「現在の生活で困っていることや不安に思っていること」（複数回答可）

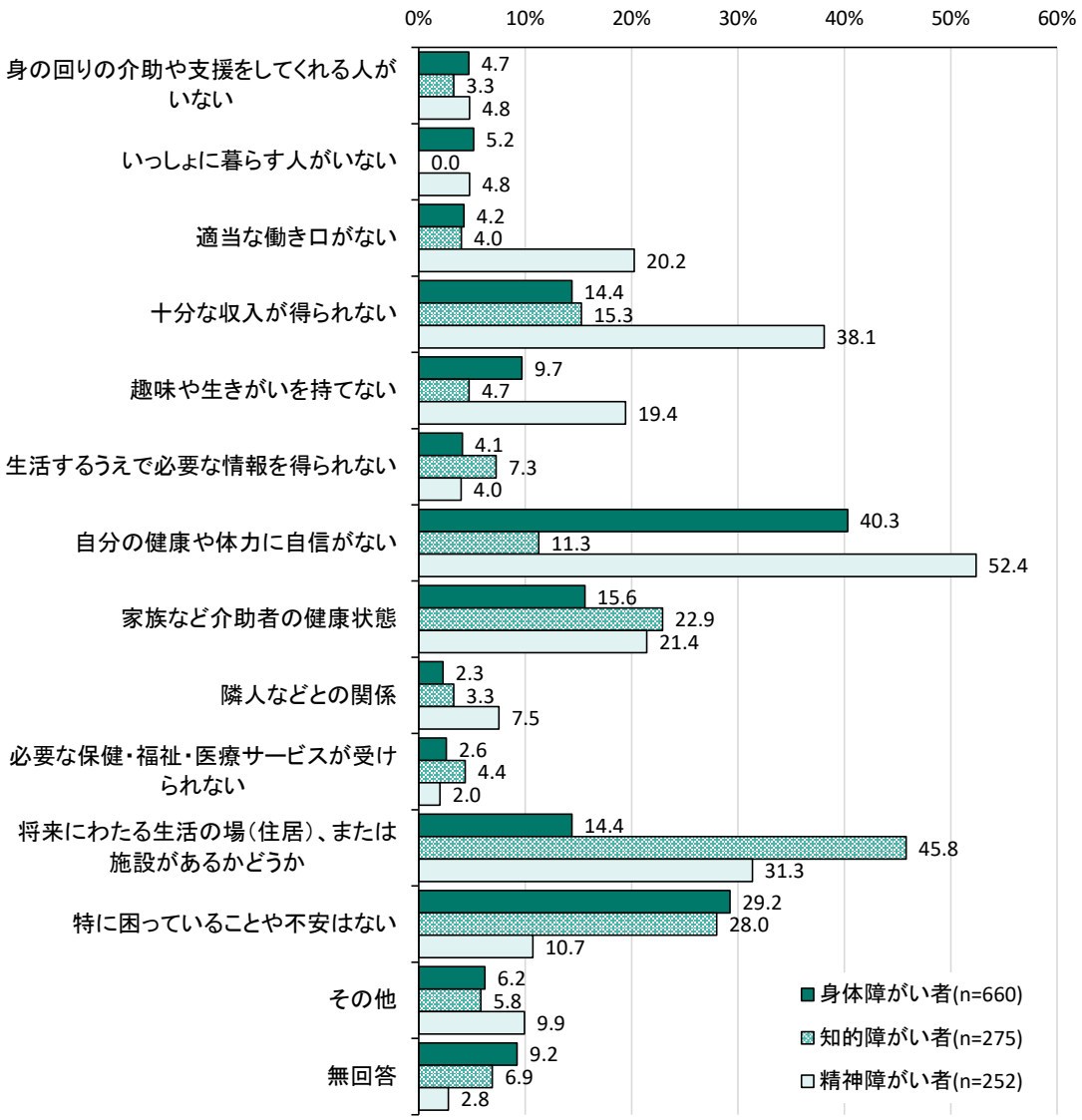

## 施策の方向性

〇住み慣れた地域での生活が継続できるよう住宅設備改良費の助成や、グループホームの充実など、住環境整備を図ります。また、地域での生活を希望する方に対し、住まいに関してサポートできる仕組みを整えます。

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 障がいに配慮した<br>市営住宅整備の推進 | 〇老朽化した住宅の設備改修を計画的に行います。<br>〇手すりの設置や浴室等の改修を計画的に行います。 | 都市整備課 |
| 住宅設備改良費<br>助成事業の充実<br>対象：身体障がい者<br>知的障がい者 | 〇重度の障がいのために住宅の改造工事を行う場合の費用助成を行います。<br>※介護保険対象者の方は介護保険優先 | 障がい福祉課 |
| グループホームの充実 | 〇民間活力を基本として、地域における居住の場であるグループホームの充実に努めます。設置に当たっては相談・調整等の支援、備品や消防用設備等への一部補助を行います。 | 障がい福祉課 |
| グループホーム家賃<br>助成事業の実施 | 〇障がい者がグループホームに入居したことによる負担する家賃の助成を行います。 | 障がい福祉課 |
| グループホーム運営費<br>補助事業の実施 | 〇グループホームに対し運営費の補助を行います。 | 障がい福祉課 |
| 地域生活への支援 | 〇地域で生活するに当たり、民間の賃貸住宅等への居住を希望している方に、居住支援協議会・居住支援法人等と連携を図り、サポートできる仕組みを整えていきます。 | 地域福祉課<br>障がい福祉課 |

## ④経済的支援制度の実施

### 現状と課題

〇障がいの程度に応じて、年金、国、県及び市で各種手当を支給しています。
サービス利用の際における利用者負担の在り方が課題です。
今後も、障がいのある人の生活を支えるため経済的な支援を行うことが必要です。

### 市民アンケート調査結果

〇現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「十分な収入が得られない」の割合が、精神障がい者では 38.1％と、知的障がい者の 15.3%、身体障がい者の 14.4%に比べて高くなっています。

**図　調査結果「現在の生活で困っていることや不安に思っていること」（複数回答可）**

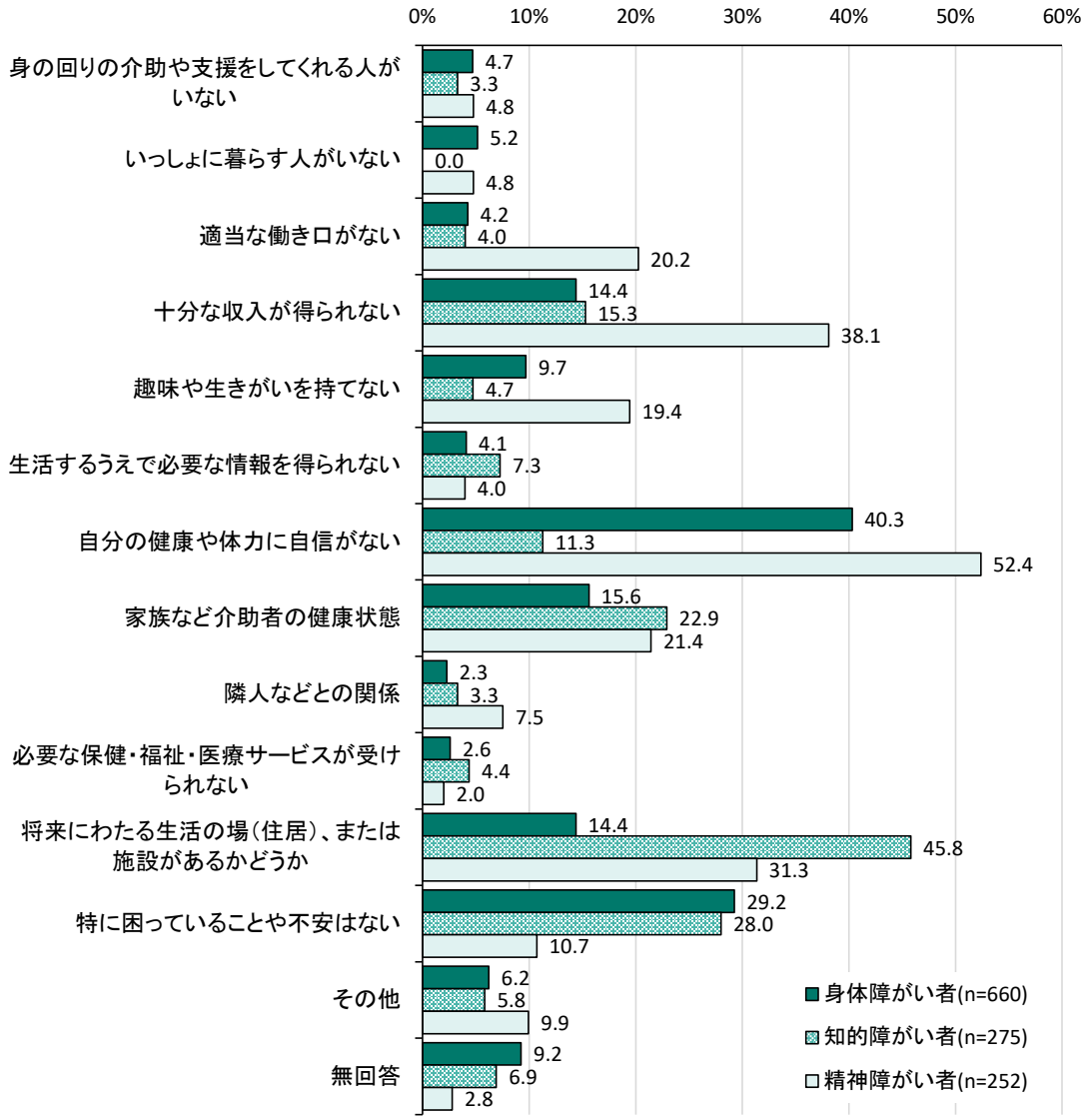

### 施策の方向性

〇国及び県に年金や手当の充実、税の減免等を求めるとともに、市の公共料金等の減免について継続していきます。
〇サービス利用の際における利用者負担の軽減を実施します。

## ア）年金・共済・手当の支給

| 主な施策・事業名 | 事業主体 | 対象となる障がい | 主管課等 |
|---|---|---|---|
| 障害基礎年金 | 国 | 身体・知的・精神 | 保険年金課 |
| 心身障害者扶養共済制度 | 国 | 身体・知的・精神 | 障がい福祉課 |
| 障害児福祉手当 | 国・市 | 身体・知的・精神 | 障がい福祉課 |
| 特別障害者手当 | 国・市 | 身体・知的・精神 | 障がい福祉課 |
| 児童扶養手当 | 国・市 | 身体・知的・精神 | 子育て支援課 |
| 特別児童扶養手当 | 国・県 | 身体・知的・精神 | 子育て支援課 |
| 在宅重度障害者手当 | 県 | 身体・知的・精神 | 障がい福祉課 |
| 心身障害者手当 | 市 | 身体・知的・精神 | 障がい福祉課 |
| 重度心身障害児者介護手当 | 市 | 身体・知的 | 障がい福祉課 |

## イ）各種税金の軽減

| 主な施策・事業名 | 事業主体 | 対象となる障がい | 主管課等 |
|---|---|---|---|
| 市県民税の控除 | 県・市 | 身体・知的・精神 | 市民税課 |
| 軽自動車税の減免 | 市 | 身体・知的・精神 | 市民税課 |
| 自動車税（環境性能割・種別割） | 県 | 身体・知的・精神 | 県税事務所 |
| 所得税 | 国 | 身体・知的・精神 | 税務署 |
| 相続税 | 国 | 身体・知的・精神 | 税務署 |

## ウ）公共料金の減免

| 主な施策・事業名 | 事業主体 | 対象となる障がい | 主管課等 |
|---|---|---|---|
| 水道料金の減免 | 市 | 身体・知的・精神 | 経営総務課 |
| 公共下水道使用料の減免 | 市 | 身体・知的・精神 | 経営総務課 |
| し尿収集手数料の減免 | 市 | 身体・知的・精神 | クリーンセンター |
| 粗大ゴミ収集手数料の減免 | 市 | 身体・知的・精神 | リユース推進課 |

## ⑤スポーツ・文化芸術活動の振興

### 現状と課題

〇障がいの特性に配慮した余暇活動の充実が求められています。また、障がいのある人が健常者とともにスポーツ・レクリエーションや趣味などの文化活動を行える環境づくりが必要です。
〇障がい者が利用しやすいように、文化芸術活動・スポーツ活動のイベントなど余暇活動に関する情報発信の工夫が必要です。

### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

〇障がいがあっても参加できるスポーツ、文化活動に関する情報が不足していると思う。そのような実施の機会が少ないのか、なくはないが、知られていないから参加できないのか、その実態調査から始める必要があるという意見がありました。
〇スポーツについては、移動支援・行動支援などのサポートが必要という意見がありました。
〇障害者運動会等の開催は良いと思う。主催者側は大変だと思うが、健常者とハンデのある方が一緒に楽しむ機会は少ないので、貴重だと思うという意見がありました。
〇文化芸術活動については、事業所で取り組む余裕がない。音楽を聞いたり、ダンスをするなど、月１回くらいのサークル活動があるとよいという意見がありました。

### 市民アンケート調査結果

〇交流活動への今後の参加意向では、身体障がい者では「趣味のサークル活動」が最も多く 22.1%となっており、次いで、「祭り・バザー等のイベント」の 19.3%と続いています。知的障がい者では、「祭り・バザー等のイベント」が最も多く 37.8%を占めており、次いで、「スポーツ・レクリエーション活動」の 25.8%、「学校・企業での交流活動」の 25.5%、「趣味のサークル活動」、「障がい者団体の活動」の 20.0%と続いています。また、精神障がい者では、「趣味のサークル活動」が最も多く 24.2%となっており、次いで、「祭り・バザー等のイベント」の 22.6%、「スポーツ・レクリエーション活動」の 16.7%と続いています。

## 図　調査結果「交流活動への参加意向」

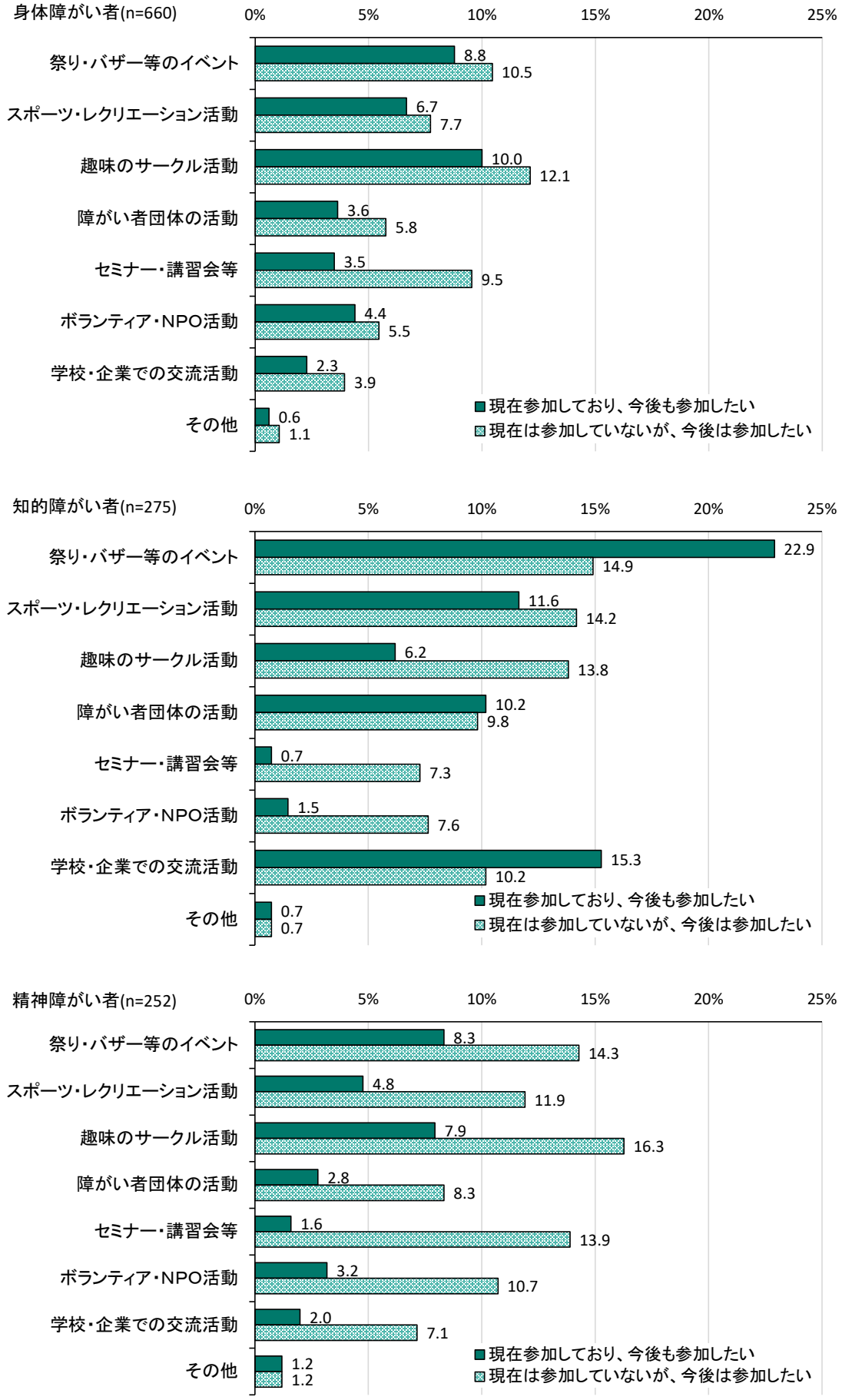

### 施策の方向性

〇障がいのある人が健常者とともに、スポーツや文化活動を行える環境づくりに努めます。

〇障がいのある人が利用しやすいように、スポーツや文化活動のイベントなど情報発信等環境整備に配慮します。

## ア）障がい者スポーツの振興

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| スポーツ活動・大会への参加 | 〇参加者の意見を取り入れ、競技内容を工夫するなど、より多くの参加者の拡大を図り、スポーツを楽しむ機会を提供します。<br>〇障がい者及び関係者の相互理解、健康増進のために障がい者の運動会を支援します。 | 障がい福祉課 |
| 障がい者スポーツの情報提供 | 〇障がい者スポーツについて、行っている団体、施設、大会等について広報のほか、窓口や訪問時の声かけ等の情報提供を行い、参加者の拡大を図ります。 | 障がい福祉課 |

## イ）文化活動促進への支援

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 文化芸術活動への参加機会の拡充及び内容の充実 | 〇「福祉月間（９月）」での障がい者作品展など日頃からの文化活動の発表の機会や場の提供を支援します。<br>〇もくせいコンサートにおいて、本物の音楽に触れる楽しさが経験できるよう支援します。<br>〇障がい者が学習や文化活動に参加しやすいよう、事業内容の工夫・環境について支援します。<br>〇手話通訳者や要約筆記者の派遣等、障がい者が文化活動に気軽に参加できるよう支援します。 | 障がい福祉課 |
| 情報提供の充実 | 〇情報提供、普及、啓発を進め、障がい者の文化活動への参加促進を図ります。<br>〇市や団体が主催するイベントのほか、地域で活動している文化サークル等に参加できるよう情報提供します。<br>〇障がい者の各種活動についての一般市民への情報提供、普及・啓発に努めます。 | 障がい福祉課 |
| 障がいに対応できる図書類の整備 | 〇視覚障がい者が利用できる点字や大活字本、電子書籍等の整備に努めます。<br>〇図書資料の宅配サービスの充実に努めます。 | 図書館 |

## ⑥福祉施設の充実

### 現状と課題

〇市立もくせい園は、障がい者の自立の促進、生活の改善、身体能力の維持向上を目的とした生活介護を行っています。
〇地域活動支援センターや入所通所施設は、座間市の障がい者の生活支援の拠点として重要な役割を担っています。

### 施策の方向性

〇引き続き民間活力により柔軟かつ質の高いサービス提供に努めます。

### ア）市立福祉施設の運営

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 市立もくせい園の充実 | 〇利用者の意向を尊重しつつ、自立した地域生活を営むことを目的とした生活援助、スポーツ・レクリエーション、作業を提供します。<br>〇市立もくせい園は、引き続き指定管理者制度により柔軟かつ質の高いサービスの提供に努めます。<br>〇老朽化した施設の設備改修を計画的に行い、環境整備を図ります。 | 障がい福祉課 |
| 市立通園センターでの各事業展開 | 〇家族の就労支援や一時的な休息を目的に障がい者（重症心身障害児者及び医療的ケア児者も含む）の日中における活動の場を提供する日中一時支援事業を実施します。<br>〇日中一時支援事業は、土日祝日（年末年始を除く）を含め、毎日９時～20 時まで事業を実施します。<br>〇通園センター内の空き部屋等を活用し、児童ホーム、子育て支援センター（ざまりんのおうち　ゆめ）を展開します。<br>〇老朽化した施設の設備改修を計画的に行い、環境整備を図ります。 | 障がい福祉課<br>こども育成課<br>こども家庭課 |

### イ）社会福祉法人等への助成

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 社会福祉法人等への助成 | 〇国・県・市が求める障がい者福祉施設の建設費やその他費用経費の一部を補助します。<br>※助成を受けるために国・県の審査が必要です。 | 障がい福祉課 |

## ２）教育・育成

### ①障がい児の育成・療育の充実

#### 現状と課題

〇保健、福祉、医療と教育との連携により、療育の専門性の向上が望まれます。
〇発達の遅れの早期発見から療育、小、中学校への教育と、切れ目のない連続性のある教育指導の充実が必要です。

#### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

〇子ども主体の教育と、保護者には子どもと向き合う時間と姿勢、親子で理解と視野を広げる活動をしてほしいという意見がありました。
〇支援に関しては、成長に応じて様々な事業者等とかかわるため、情報の引き継ぎが必要との意見がありました。
〇インクルーシブ教育については、肯定的な意見と検討が必要だという意見がそれぞれありました。

#### 施策の方向性

〇特別支援教育や療育に携わる人材の育成を図ります。
〇幼稚園、保育園、小・中学校への切れ目のない連続性のある療育の実施と医療機関、サービス事業所などの関係機関との連携の充実に努めます。
〇適正な障がい児の放課後支援と児童発達支援事業のサービス充実に努めます。

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 障害児福祉計画の策定 | ○計画に基づき、必要なサービス提供体制や相談支援体制の整備に努め地域生活を支援します。 | 障がい福祉課 |
| 妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援の充実<br>（子育て世代包括支援センター：ネウボラざまりん） | ○母子健康手帳交付時に妊婦全員に保健師（母子保健コーディネーター）が面接し、支援プランを策定しています。また、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、情報提供・助言・保健指導を行い、必要時には関係機関と連携します。 | こども家庭課 |
| 乳幼児健診フォロー体制及び乳幼児発達支援体制の整備・充実 | ○「乳幼児健康診査」の結果、発達の遅れがあると思われる乳幼児と、子どもへの接し方や育てにくさに悩む親に対し、支援する体制の整備・充実を図ります。<br>・親子教室：１歳６か月児健康診査フォロー教室（わくわく教室）<br>・幼児教室：３歳６か月児健康診査フォロー教室（すくすく教室）<br>・育児教室：年齢に応じたグループ指導による発達支援（にこにこ教室、わくわく教室、すくすく教室）<br>・個別相談：専門職による支援<br>・巡回訪問相談：専門職による保育園、幼稚園、園児・家族への支援 | こども家庭課 |
| 児童発達支援センター事業の実施 | ○児童発達支援センターとして、発達に遅れのある又は障がいのある子どもに日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。また、障がい児支援における中核的な支援機関として、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づいた支援を行います。 | 障がい福祉課 |
| インクルーシブ教育の推進 | ○インクルーシブ教育の実現を目指し、障がいに関する理解を深める教育を推進するとともに、障がいのある子どもの多様な学びの場の充実に努めます。 | 教育研究所 |
| 子育て支援センター事業の実施 | ○出張相談会など地域との交流を積極的に行い、子育て世代のニーズを把握し、心配や不安に早期に対応するよう努めます。 | こども家庭課 |

## ②障がい児保育の充実

### 現状と課題

〇集団保育が可能で保育を必要とする障がい児を市内の公立・私立保育園で受入れ、保育士の加配等による統合保育を実施しています。

### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

〇障がい児保育について座間市は以前からできていると思うという意見がありました。
〇家族や本人が正しく障がい受容ができるように、また主体的に育児に取り組めるようにペアレントトレーニングをしっかりやって欲しいという意見がありました。

### 施策の方向性

〇引き続き障がい児保育の資質の向上を図ります。

### ア）障がい児保育の推進

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 統合保育の実施 | 〇障がい児の状況に応じ健全な発達を促し、健常児が障がい児に対する正しい認識を深めるために、集団保育が可能で、保育を必要とする障がい児を、保育園で受入れ、統合保育を実施していきます。 | 保育・幼稚園課 |

### イ）障がい児保育の人材育成

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 障がい児保育研修の充実 | 〇障がい児保育に関する職員研修を充実し、障がい児の保育に携わる職員の資質向上に努めます。 | 保育・幼稚園課 |

### ウ）専門職による支援の活用と療育機関との連携

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 専門職による支援の活用と療育機関との連携 | 〇専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士）による巡回訪問相談の活用、児童発達支援センターとの連携を図ることにより障がい児保育の資質向上に努めます。 | こども家庭課<br>保育・幼稚園課 |

## ③就学相談・支援の充実

### 現状と課題

〇障がいのある児童・生徒、一人ひとりが適正な就学ができるよう関係機関との連携強化や就学支援体制の整備が求められます。

### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

〇放課後等デイサービスの事業者が保護者から就学相談や進路相談を受けることがあり、福祉と教育の連携が必要であるとの意見がありました。

### 施策の方向性

〇就学相談や支援体制の充実を図ります。

### ア）就学支援の充実

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 就学相談体制の充実 | 〇療育機関、就学前の相談担当との連携を図ることで、就学を円滑に進めるよう努めます。<br>〇障がいのある児童・生徒の就学に関する相談の受入れ体制を整備し、相談業務の充実を図ります。<br>〇就学相談についての説明会を実施することにより、就学後の支援の現状や教育的配慮の必要性などについてより理解してもらえるように努めます。 | 教育研究所<br>障がい福祉課<br>こども家庭課 |

### イ）就学指導の充実

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 教育支援委員会の開催 | 〇「教育支援委員会（医師、特別支援学校教員、児童相談所員及び市内学校関係者等のメンバーで構成、年６回開催）」を開催し、関係機関の連携のもと、教育的配慮の必要な障がいのある児童生徒について、保護者の理解を得ながら支援を行っていきます。 | 教育研究所 |
| 支援教育関係者会議の充実 | 〇「支援教育関係者会議（特別支援学級担当教員等で構成）」の充実を図り、行き届いた適切な就学指導が円滑に行われるように努めます。 | 教育研究所 |

## ④特別支援教育の充実

### 現状と課題

〇障がいのある児童に対し、きめ細かな指導ができるよう、特別支援教育の一層の充実や体制の整備が望まれます。

### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

〇専門職に診てもらい、特別支援学級で教育を受ける方が良いという意見とインクルーシブ教育への理解を広めてほしいとの意見がありました。

### 施策の方向性

〇個々の障がい児の状況に応じた、学級担当教員の指導力向上や教育の内容の改善・充実を図ります。また、学校には「教育相談コーディネーター」をおき、サービス事業者等関係機関との連携を図りながら支援をしていきます。

### ア）教育環境の充実、多様な教育ニーズへの対応

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 小・中学校への特別支援学級の設置の推進 | 〇知的障がい・情緒障がいなど障がい種別に対応した「特別支援学級」の設置の推進に努めます。 | 教育研究所<br>就学支援課 |
| 特別支援教育支援員の設置 | 〇特別な配慮を要する児童・生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに合ったきめ細かな支援を行うため、「特別支援教育支援員」を配置します。 | 教育研究所 |
| 学校施設の整備・充実 | 〇市内の学校等に通えるよう、障がいの児童・生徒数に応じた学校施設の整備、設備等の充実に努めます。 | 教育総務課 |
| 教育相談コーディネーターと関係機関との連携 | 〇学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター、関係各機関と連携を図りながら相談支援体制の充実を図ります。 | 教育研究所 |
| 教育カリキュラムの充実 | 〇通常級の言語障がいのある児童を対象とした言語通級指導教室「ことばの教室」を設置しています。今後も、障がい等に配慮した教育環境の整備に努めます。<br>〇自閉症、ＬＤ、ＡＤＨＤ、発達障がい等のある児童を対象とした「情緒通級指導教室」を設置しています。 | 教育研究所 |
| 座間市特別支援教育基本計画の推進 | 〇「座間市特別支援教育基本計画」に基づき特別な配慮を必要とする児童生徒及び保護者に対してきめ細かい教育の推進に努めます。 | 教育研究所 |

### イ）就学への経済的支援の充実

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 特別支援教育就学奨励費補助金の支給 | 〇障がいのある児童生徒の就学に対する経済的支援として、引き続き奨励費補助金を支給します。 | 就学支援課 |

### ウ）教職員の資質の向上

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 特別支援教育の推進 | ○「特別支援教育要覧」発行や「座間市特別支援教育基本計画」に基づき計画的に全教職員が特別支援教育の推進に努めます。 | 教育研究所 |

### エ）交流教育の推進

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 各種交流事業の充実 | ○特別支援学級と通常学級との交流、市内の小・中学校と特別支援学校との交流を推進します。 | 教育研究所 |

## ３）雇用・就業

### ①障がい者の雇用の拡大

#### 現状と課題

〇障がい者の雇用・就業の実態を踏まえて、就業機会の拡大と柔軟な雇用形態を支援することが求められます。
〇障がい者の就業が促進されるようハローワークと連携し、ジョブコーチの支援やトライアル雇用、各種助成金制度などの積極的な広報及び情報の提供を行うことが必要です。
〇市民及び事業主に対して、障がいのある人の特性や合理的配慮について理解を図ることが必要です。
〇障がい者の雇用促進の機会として、職場実習の受入れなど積極的に推進することが必要です。

#### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

〇本人が安心して、仕事ができるようなサポートや悩み事などがある時に相談がしやすい環境作りが必要という意見がありました。
〇法定雇用率の更なる上昇から雇用機会自体は増えていくと思うが、継続して働き続ける事に対する支援の充実が大切である。企業は本人を理解した上で雇用すること。また、本人と企業をつなぐ就業を支援するための取組が必要という意見がありました。
〇新たに創設された「就労選択支援」について、自分にとって適正な仕事を提案してくれるのは安心だと感じるという意見がありました。

#### 市民アンケート調査結果

〇「働いている」と答えた方について、働く上での不安や不満についてみると、身体障がい者では「特に悩みや不安はない」が約４割を占め最も多い回答となっています。身体障がい者で「特に悩みや不安はない」以外の回答についてみると、「収入が少ない」が 31.9%と多く、「通勤が大変」の 13.2%と続いています。知的障がい者についてみると、「収入が少ない」が 40.4%と最も多く、次いで「自分の思ったことが伝えられない」が 30.9%、「特に悩みや不安はない」が 29.8%と続いています。また、精神障がい者についてみると、「収入が少ない」が 62.5%と最も多くを占め、「自分の思ったことが伝えられない」が 21.9%、「特に悩みや不安はない」が 19.8%と続いています。

○働くために必要なことについてみると、「事業主や職場の仲間の理解」が身体障がい者では 40.9%、知的障がい者では 62.5%、精神障がい者では 63.9%といずれにおいても最も多い回答となりました。身体障がい者についてみると、次いで「障がいのある人の就労を支援する相談窓口」の 38.6%、「障がいの状態に応じた短時間労働」の 33.0%と続いています。また、知的障がい者についてみると、「事業主や職場の仲間の理解」と同率で「働き始めた後も継続的に専門支援員によるアフターフォローが受けられること」も多くなっており、次いで「障がいのある人の就労を支援する相談窓口」の 56.0%、「専門的な支援員の設置」の 47.6%と続いています。また、精神障がい者についてみると、次いで「障がいのある人の就労を支援する相談窓口」と「障害の状態に応じた短時間労働」が各 54.4%、「働き始めた後も継続的に専門支援員によるアフターフォローが受けられること」が 50.8%と続いています。

**図　調査結果「働く上での不安や不満」（複数回答可）**

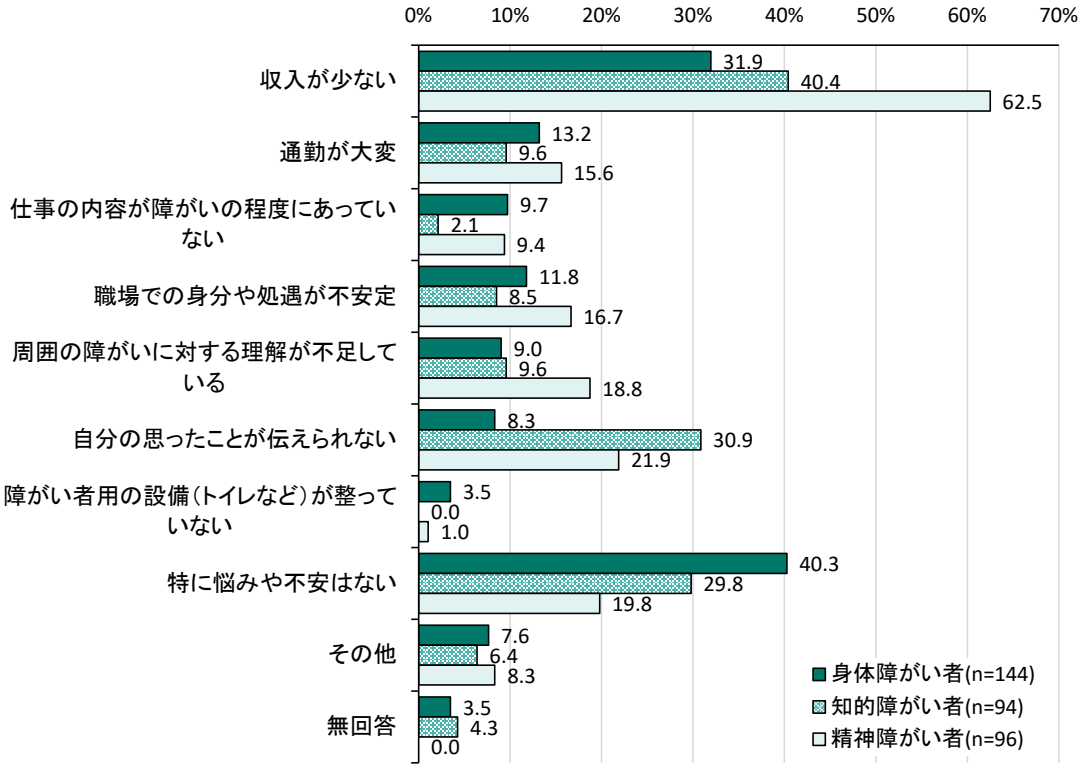

図　調査結果「働くために必要なこと」（複数回答可）

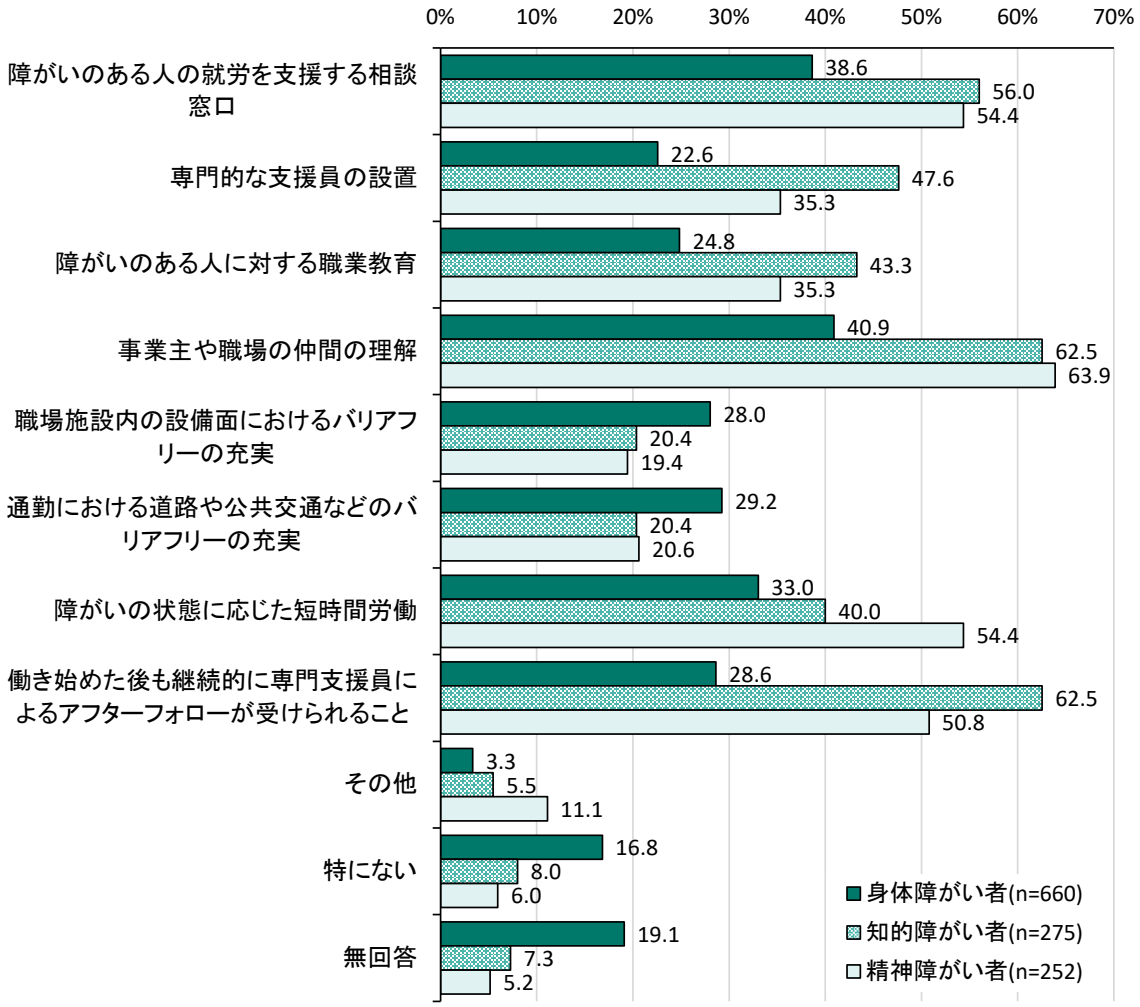

## 施策の方向性

〇障がいの特性に応じた就労機会の拡大と柔軟な雇用形態を支援します。
〇法定雇用率達成事業所の拡大に向けて、ハローワークと連携し、ジョブコーチの支援やトライアル雇用、各種助成金制度などの積極的な広報及び情報の提供を行います。
〇市民及び事業主に対して、障がいのある人の就労に対する理解を啓発するとともに、職場実習の受入れなど積極的に推進します。
〇企業等での就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、就労継続支援事業等の充実を図ります。
〇新たに創設される就労選択支援を通して、障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
〇ハローワーク、商工会等と連携し障がい者の理解と合理的配慮について、事業者に対して啓発を行い、雇用の促進を図ります。

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 就労支援の充実 | 〇「就労支援相談員」を設置し、就労を希望する障がい者の相談受付等を行います。<br>〇広報やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等を通じて事業者の理解を求め障がい者の就労を支援します。 | 障がい福祉課 |
| 障がい者雇用報奨金交付事業の推進 | 〇障がい者の生活の安定と社会的自立を促すとともに、事業主の経費負担の軽減を図ることにより雇用を促進することを目的として、障がい者を雇用する中小企業に対して、報奨金を交付します。<br>〇広報や市ホームページなどを通じ、制度の周知を図っていきます。 | 産業振興課 |
| 座間市障がい者活躍推進計画の促進 | 〇障がい者の採用について積極的に取り組むとともに、採用後円滑に職場適用が進むよう支援します。<br>〇障害について正しく理解し、適切な雇用管理上の配慮に努めます。 | 職員課 |
| 福祉的就労の促進 | 〇在宅障がい者が、地域社会の一員として生活できるよう福祉的就労の場である、地域活動支援センター、就労継続支援事業所の充実を図るため、運営及び体制づくりに対する支援を行います。 | 障がい福祉課 |
| 優先調達の推進 | 〇市は、市内の障がい者就労施設等が供給する物品や役務等の積極的な発注に努めます。また、取り扱う物品や役務の調査を継続して行います。<br>〇市内全戸配布といった大量の業務でも受注できるよう、複数の事業所が協力できる体制を推進します。 | 障がい福祉課 |

## ４）保健・医療・補装具

### ①疾病の予防・障がいの早期発見

#### 現状と課題

〇発達の遅れなどに対する早期支援体制を確保するため、関係機関との連携体制の充実が必要です。

#### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

〇発達障がいのお子さんの発見が取りこぼされることのないような取組が望まれるという意見がありました。
〇弱視スクリーニング検査は、早期発見で治療して治すことができるという意見がありました。

#### 施策の方向性

〇発達に係る課題の早期発見・早期療育を行うため、医療、福祉、保健との連携体制の充実を図ります。

#### ア）疾病の予防対策の推進

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 健康づくりの推進 | 〇健康増進法に基づき健康に関する事業の充実に努め、生活習慣病等障がいに陥りやすい疾病の予防に努めます。 | 健康医療課 |
| 予防接種事業の充実 | 〇感染症の恐れのある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種事業を進めます。 | 健康医療課<br>こども家庭課 |
| 救急医療体制の整備・充実 | 〇急病や事故に速やかに対応できる医療の確保を図るため、関係する医療機関や他の行政機関との協力のもと、救急医療体制の整備・充実を図ります。 | 健康医療課 |
| ＦＡＸ１１９・ＮＥＴ１１９体制の整備・充実 | 〇聴覚障がい者等とＦＡＸ・スマートフォン等を活用した緊急通報サービスを実施し、救急医療体制の充実を図ります。 | 消防管理課<br>障がい福祉課 |

#### イ）障がいの早期発見体制の整備・充実

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 健康診査の充実 | 〇障がいの早期発見体制の整備・充実に向け、がん検診及びその他健康診査の周知及び受診率向上に努めます。<br>・妊婦健康診査　・がん検診<br>・乳幼児健康診査　・その他健康診査 | 健康医療課<br>保険年金課<br>こども家庭課 |

## ②保健医療サービスの充実

### 現状と課題

〇それぞれの障がいの特性に応じた医療体制の充実が求められます。
〇医療、福祉、保健の連携したサービス体制の整備が必要です。
〇障がいの程度に応じた医療費助成の在り方を再検討することが求められています。

### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

〇医療的ケア児者への専門的な研修や通院等の支援者を増やしてほしいという意見がありました。
〇保健医療サービスの充実については、施設の看護師不足や緊急時の搬送・入院先の課題を痛感しているという意見がありました。
〇市内に児童精神科の専門医がいないのが不安という意見がありました。

### 市民アンケート調査結果

〇障がいのある人が自立した生活を送るために必要な事について、保健医療に関する意見をみると、身体障がい者では「保健・医療・福祉のサービスの充実」と「医療費助成の拡大」が各 40.9%となっており、知的障がい者では「保健・医療・福祉のサービスの充実」が 48.0%、「保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上」が 38.2%となっています。精神障がい者では「保健・医療・福祉のサービスの充実」が 49.2%、「医療費助成の拡大」が 50.4%となっており、全体として、保健・医療・福祉サービスの充実や医療費助成に関するニーズが高くなっています。

## 図　調査結果「障がいのある人が自立した生活を送るために必要なこと」（複数回答可）

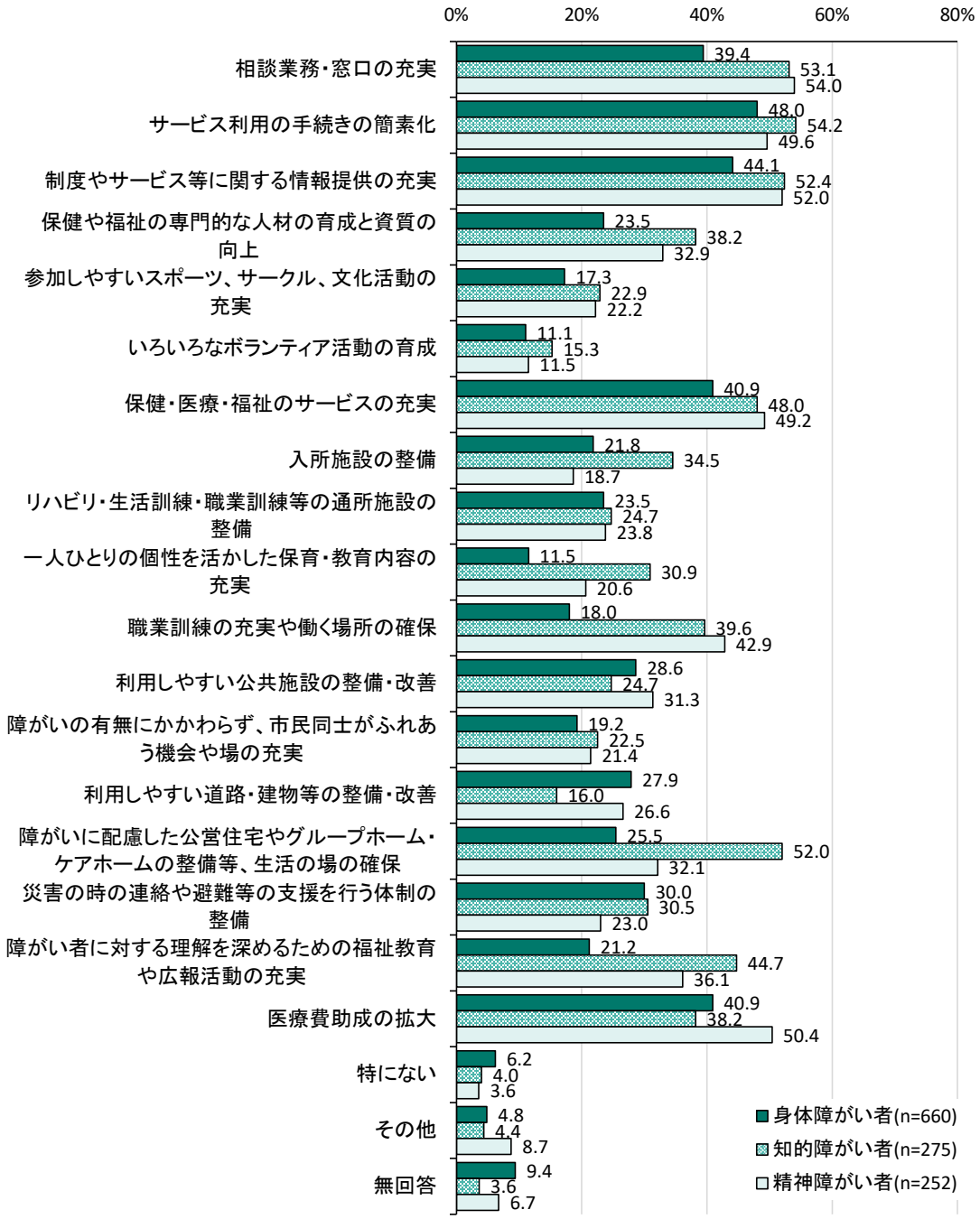

**施策の方向性**

〇障がいの特性に応じた、サービス体制、医療体制の充実を図ります。

## ア）相談・指導の充実

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 保健相談事業の充実 | 〇心身の健康や育児・発育・発達に関する相談事業の充実を図ります。<br>・健康相談　・育児相談　・親子相談 | 健康医療課<br>こども家庭課 |
| 保健指導の充実 | 〇出産や育児について、支援を必要とする親や児童を家庭訪問し、乳幼児の健全な育成を促すための指導の充実を図ります。<br>・妊産婦訪問指導　・新生児訪問指導<br>・未熟児訪問指導　・乳幼児訪問指導 | こども家庭課 |

## イ）健康づくりの基盤整備

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 市民健康センターの充実 | 〇市民の自主的な健康づくり及び保健活動の環境整備に努めます。 | 健康医療課 |
| 更生医療費・育成医療費の助成 | 〇自立支援医療の更生医療費及び育成医療費のうち１か月の自己負担上限額までを助成します。<br>（自己負担なし） | 障がい福祉課 |
| 精神通院医療費の助成<br>対象：精神障がい者 | 〇精神障害者保健福祉手帳１～２級と自立支援医療受給者証の両方をお持ちの方に対し、精神通院医療費の１か月の限度額までを助成し（自己負担なし）、精神障がい者の自立を支援します。 | 障がい福祉課 |
| 心身障害者医療費助成事業の実施<br>対象：身体障がい者<br>知的障がい者<br>精神障がい者 | 〇身体障害者手帳、療育手帳、知能指数 50 以下又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が医療機関で受ける保険診療の自己負担分の一部について助成し、障がい者の健康維持と生活の安定を図ります。<br>・負担なし：身体１～２級、療育Ａ１～Ａ２、精神１級<br>・１割負担：身体３級、療育Ｂ１ | 障がい福祉課 |

## ③補装具給付等の充実

### 現状と課題

〇補装具の使用に関する巡回相談や補装具の交付及び修理を行っています。

### 施策の方向性

〇引き続き日常生活や職業生活で、身体機能の障がいを補うために補装具の交付・修理について助成を行っていきます。

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 身体障がい者巡回相談の実施<br>対象：身体障がい者 | 〇肢体不自由の方や聴覚障がい者のための医師による補装具の適合判定を実施します。 | 障がい福祉課 |
| 身体障がい児者補装具の交付・修理<br>対象：身体障がい者 | 〇日常生活や職業生活で、身体機能の障がいを補うために補装具を使用している方に基準額以内で助成しています。 | 障がい福祉課 |

# ３　支えあい、つながりあいながら自立できるよう、地域の体制づくりを推進

## １）地域福祉の推進

### ①地域福祉の推進体制整備

#### 現状と課題

〇社会福祉協議会や民生委員児童委員、自治会などと連携を図り、地域で障がいのある人を支える体制の推進が求められます。
〇福祉活動の担い手となるボランティアの育成も重要です。

#### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

〇自治会のイベントがあるが、参加については気後れするとの意見や、回覧板だけではなく、他にも声かけがほしいという意見がありました。
〇障がいへの理解や不安を取り除くために、福祉施設見学や一日体験ができる機会、不安に思う方の相談窓口があればよいという意見がありました。
〇行事の参加を続けていくべき。地域の方と筆談を使うなど、日常生活で当事者から積極的に接していくべきという意見がありました。

#### 市民アンケート調査結果

〇地域で生活することについての意見をみると、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに「積極的ではないが、できる限り社会とつながりを持ちたい」が最も多く 40.0%以上を占めています。なお、「地域での活動や交流を積極的に行い、地域社会とつながりを持ちたい」の割合は、身体障がい者では 6.3%、知的障がい者では 4.9%、精神障がい者では 5.6%となっています。

図　調査結果「地域での生活の意向」

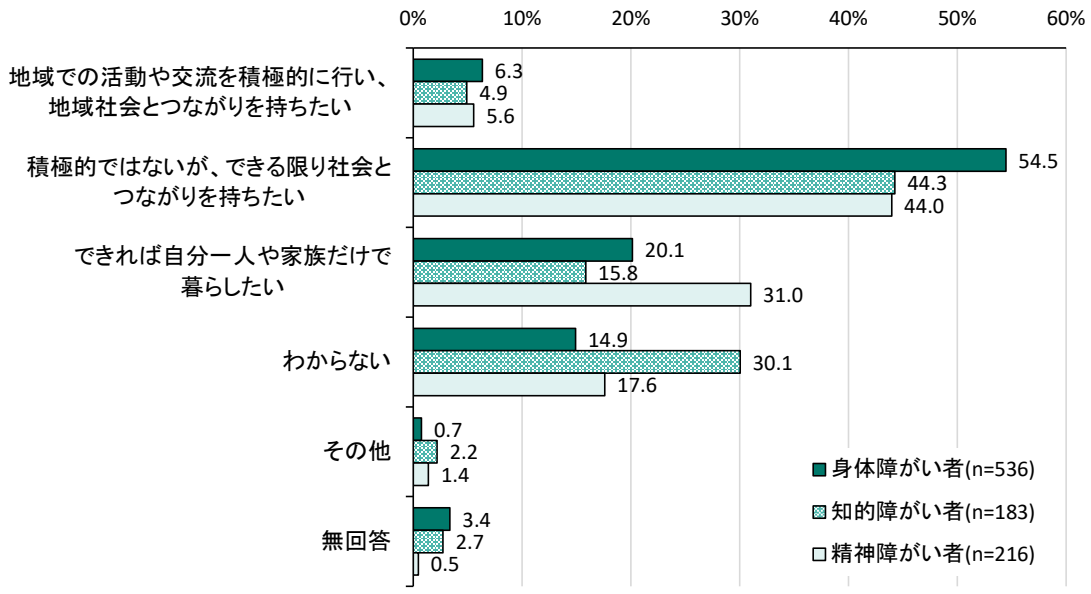

### 施策の方向性

〇地域福祉の推進を図るため、身近な地域で支え合う地域住民間のネットワークの構築や、自治会、民生委員児童委員などの地域組織との連携により、支援体制の構築を強化します。
〇障がい当事者も親を含む支援者も高齢化が進んでいます。親亡き後の財産管理と権利擁護のため、成年後見制度の利用を促進します。
〇ボランティア等によるインフォーマルサービスの体制づくりを目指し、市民への福祉意識の醸成を推進するとともに、ボランティアの活動を支援します。
〇社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティアの育成、ボランティア情報の集約等を促進します。

### ア）地域福祉の基盤整備

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 総合福祉センターの充実 | 〇令和７年度の再開に向けて障がい者福祉を含む地域福祉推進のためにより有用な施設運用を検討します。 | 地域福祉課 |
| 社会福祉協議会への支援・助成 | 〇地域福祉の中核としての機能をより充実させるために、運営等への支援・助成を実施します。<br>〇各種事業等への支援を通じて福祉ボランティアの充実を図ります。 | 地域福祉課 |

### イ）地域福祉ネットワークの整備

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 地域保健福祉サービス推進委員会 | 〇「地域保健福祉サービス推進委員会」は、保健、医療、福祉の各分野における行政と関係機関が連携し、各種サービスの総合調整、評価、開発等を検討することにより、効率的な行政運営を図ることを目的として設置されています。<br>〇保健福祉サービスの提供やサービスにかかわる各種計画の作成、見直しについて検討します。 | 地域福祉課 |
| 座間市障がい児・者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会）の運営 | 〇中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価を行います。<br>〇具体的な困難事例への対応の在り方について指導･助言を行います。<br>〇地域の関係機関とのネットワークの構築を図ります。<br>〇障がい者施策に関する点検・評価を行います。 | 障がい福祉課 |

### ウ）市民福祉活動の推進

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 障がい者の社会参加の促進 | ○障がい者自身が、社会参加の一環としてボランティア活動をはじめとした、市民活動に積極的に参加できるよう、環境整備等の支援に努めます。 | 障がい福祉課 |
| 座間市民活動サポートセンターの活用 | ○市民等による協働のまちづくりの推進を目的に、市民活動を総合的に支援する「座間市民活動サポートセンター」で、市民活動団体や個人の交流の場の提供、情報収集や情報発信等の更なる活用に努めます。 | 市民協働課 |
| 職員の福祉活動への支援 | ○ボランティア休暇制度により職員の福祉活動への参加を支援します。<br>○ボランティア休暇制度を周知することで、活動に対する職場理解を推進します。 | 職員課 |

### エ）成年後見制度等の推進

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 成年後見制度の利用促進に向けた支援の実施 | ○成年後見制度の市長申し立てに係る手続き費用や後見人等に係る報酬等の費用助成を実施します。<br>○成年後見制度の利用を推進します。<br>○権利擁護の普及啓発及び成年後見制度の利用促進を目的とした「成年後見利用促進センター」を設置し、障がい者や高齢者などで判断能力に不安のある方への支援を実施します。 | 地域福祉課<br>障がい福祉課<br>長寿支援課 |
| 日常生活自立支援の充実 | ○障がい者や高齢者などで判断能力に不安がある人への支援を行う市社会福祉協議会の「あんしんセンター事業」の充実を支援します。<br>・福祉サービスの利用援助及び日常的金銭管理サービス<br>・書類等預かりサービス | 地域福祉課 |

## ②相談支援体制の充実

### 現状と課題

〇相談機関の一層の周知とともに、発達障がいや高次脳機能障がいの人も含めた、障がいのある人の生活全般にかかる総合的な相談支援体制の充実に向けた関係機関の連携が必要です。

### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

〇計画相談を担う事業所が不足しているため、事業所による個別支援計画を立てられない方がいるという意見や担い手を増やす取組が必要ではという意見がありました。
〇サービスにつながっていない人を取りこぼしなく支援してほしいという意見がありました。

### 市民アンケート調査結果

〇相談する相手の有無では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも「いる」と答えた方が 60.0%以上となっています。特に、知的障がい者と精神障がい者では 70.0%以上の割合となっています。「いない」と答えた方は精神障がい者では 14.7%、身体障がい者では 12.9%と、知的障がい者の 5.1%と比べて高くなっています。
〇相談する相手は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも「家族、親類」が最も多く 70.0%以上を占めています。精神障がい者では「診療所や病院の医師」の割合が 35.2%と、身体障がい者、知的障がい者に比べて高くなっています。

図　調査結果「相談相手の有無」

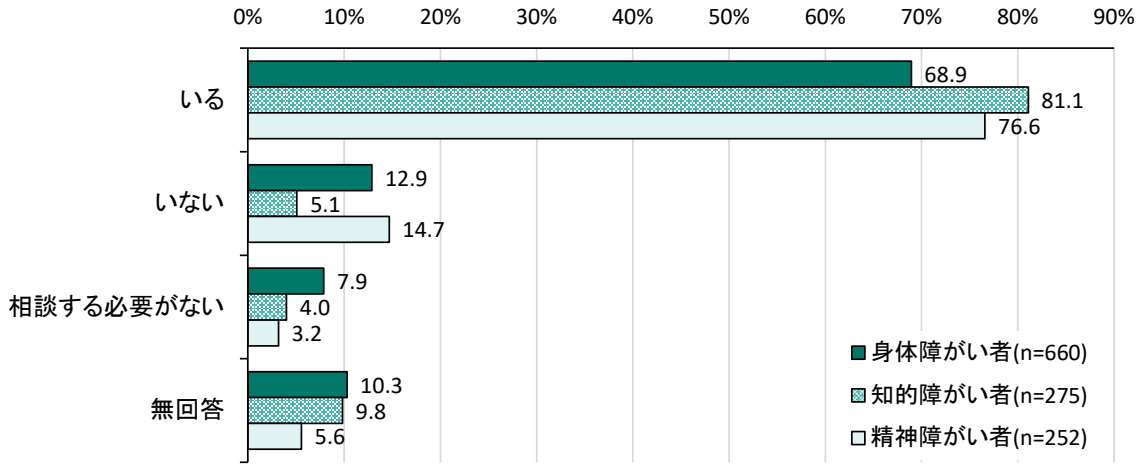

図　調査結果「相談する相手」（複数回答可）

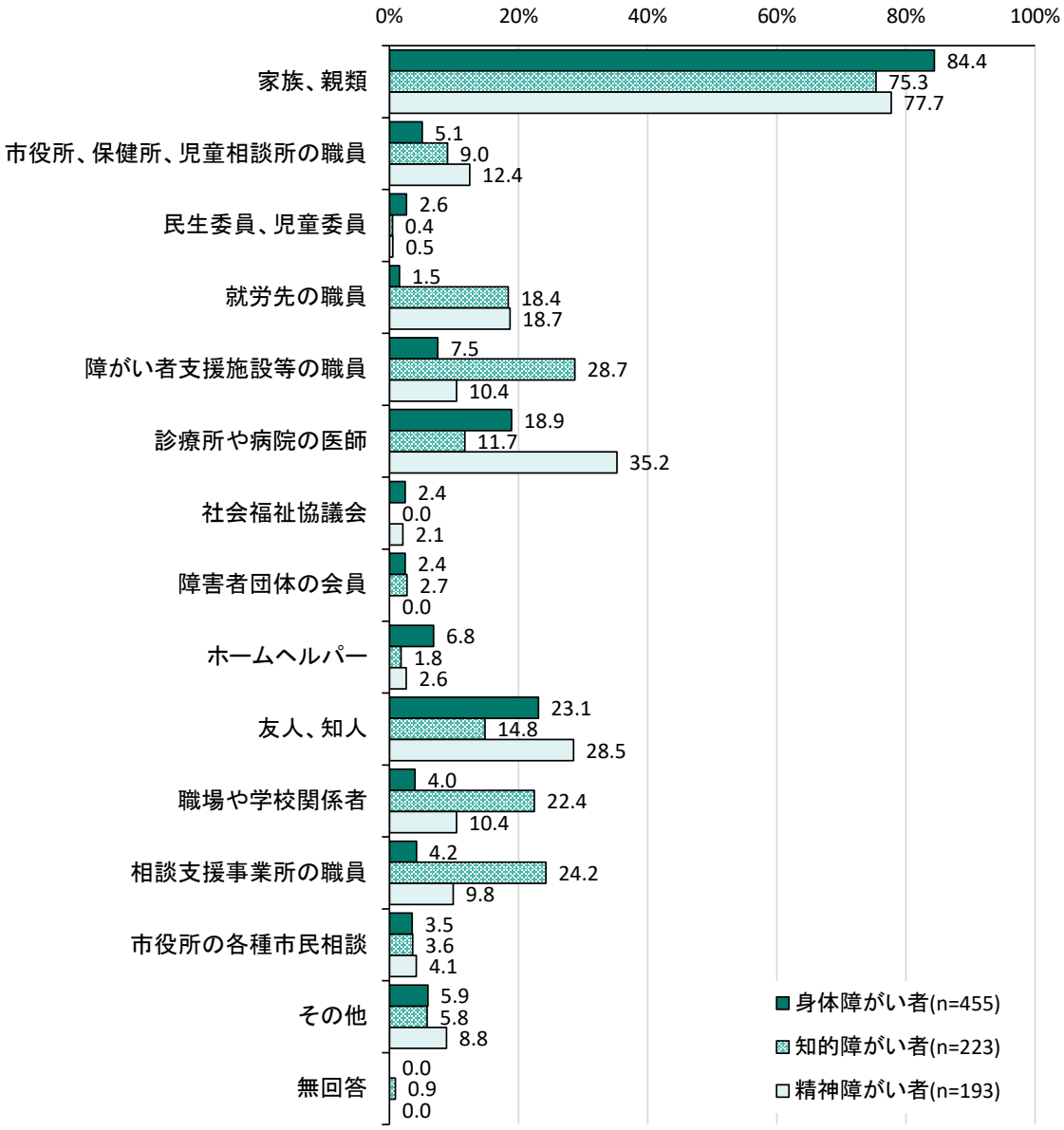

### 施策の方向性

○身近な生活相談から、障害福祉サービスの利用計画や多様化する困難事例への対応など、市ケースワーカーと相談支援事業所、基幹相談支援センター等が役割分担と連携をしながら、相談支援体制の充実を図ります。また、障がい者本人や家族の高齢化に伴う相談に対し、地域包括支援センター等とも連携を図ります。

## ア）相談事業の充実

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 相談支援事業の推進 | ○市域を３つに分け、障がい種別によらず相談支援事業を委託し、相談場所をより分かりやすく、より相談しやすい体制を構築します。<br>○計画相談支援を推進します。<br>○地域移行支援を推進します。 | 障がい福祉課 |
| 基幹相談支援センターの推進 | ○市内相談支援事業所の質の向上や地域課題について取り組みます。<br>○障がい福祉の分野だけではなく介護・療育・教育機関等とのネットワークを広げ、包括的な相談支援体制を構築します。 | 障がい福祉課 |
| 家族教室の開催<br>対象：精神障がい者の家族 | ○精神疾病で通院している人がいる家族と「病気についての学習、日頃の悩みや対処方法」等について話し合いを実施します。<br>○２か月に１回で開催し、様々な家族の方の参加に向けて周知をしていきます。 | 障がい福祉課 |
| 各種相談事業の実施 | ○各担当窓口における相談事業について、一層の充実を図り、問題の解決に努めます。 | 障がい福祉課<br>地域福祉課<br>こども家庭課<br>教育指導課<br>市民広聴課 |

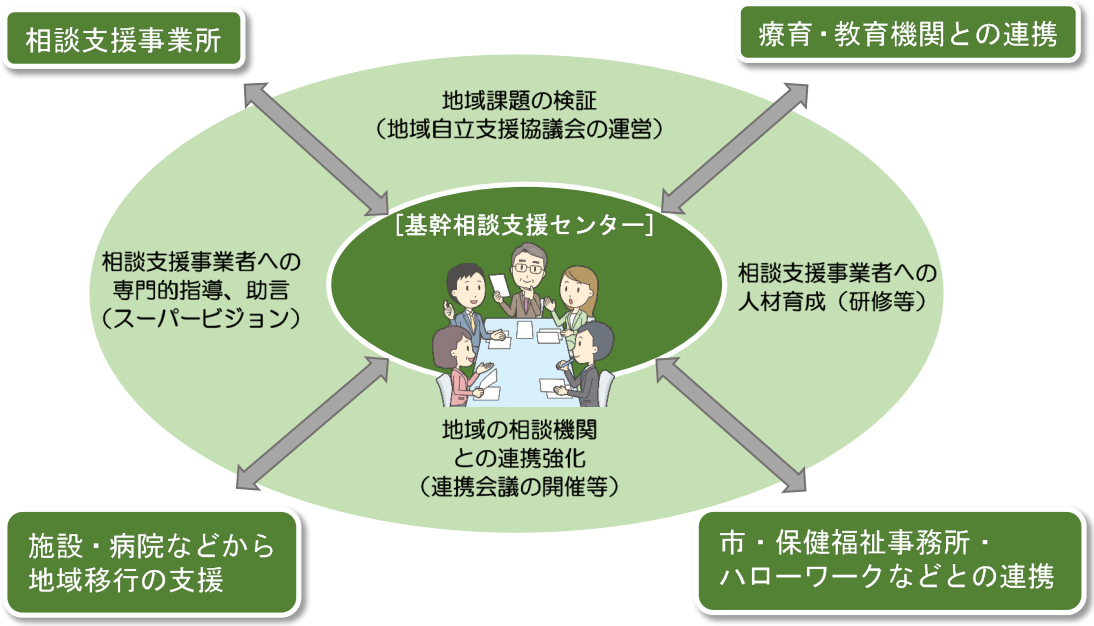

### イ）相談・情報提供体制の充実

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 精神障害者地域活動支援センターの充実 | ○精神障がい者に関する相談、指導、助言等を行います。<br>○プログラムの提供方法やフリースペースの活かし方について、目的をもったサービスの提供ができるように努めます。<br>○地域住民、関係機関との連携により、当たりまえの生活が送れる地域づくりに努めます。 | 障がい福祉課 |
| 民生委員児童委員活動への支援 | ○民生委員児童委員活動の充実及び活動内容の市民への周知（ＰＲ）をより一層図ります。 | 地域福祉課 |
| 障害福祉相談員活動への支援 | ○障がい特性に応じた障害福祉相談員を選任し、相談活動への支援を行います。 | 障がい福祉課 |
| 障害者団体への支援 | ○障がい者の積極的な社会参加を促すため、市内の障害者団体（８団体）への支援を行います。 | 障がい福祉課 |

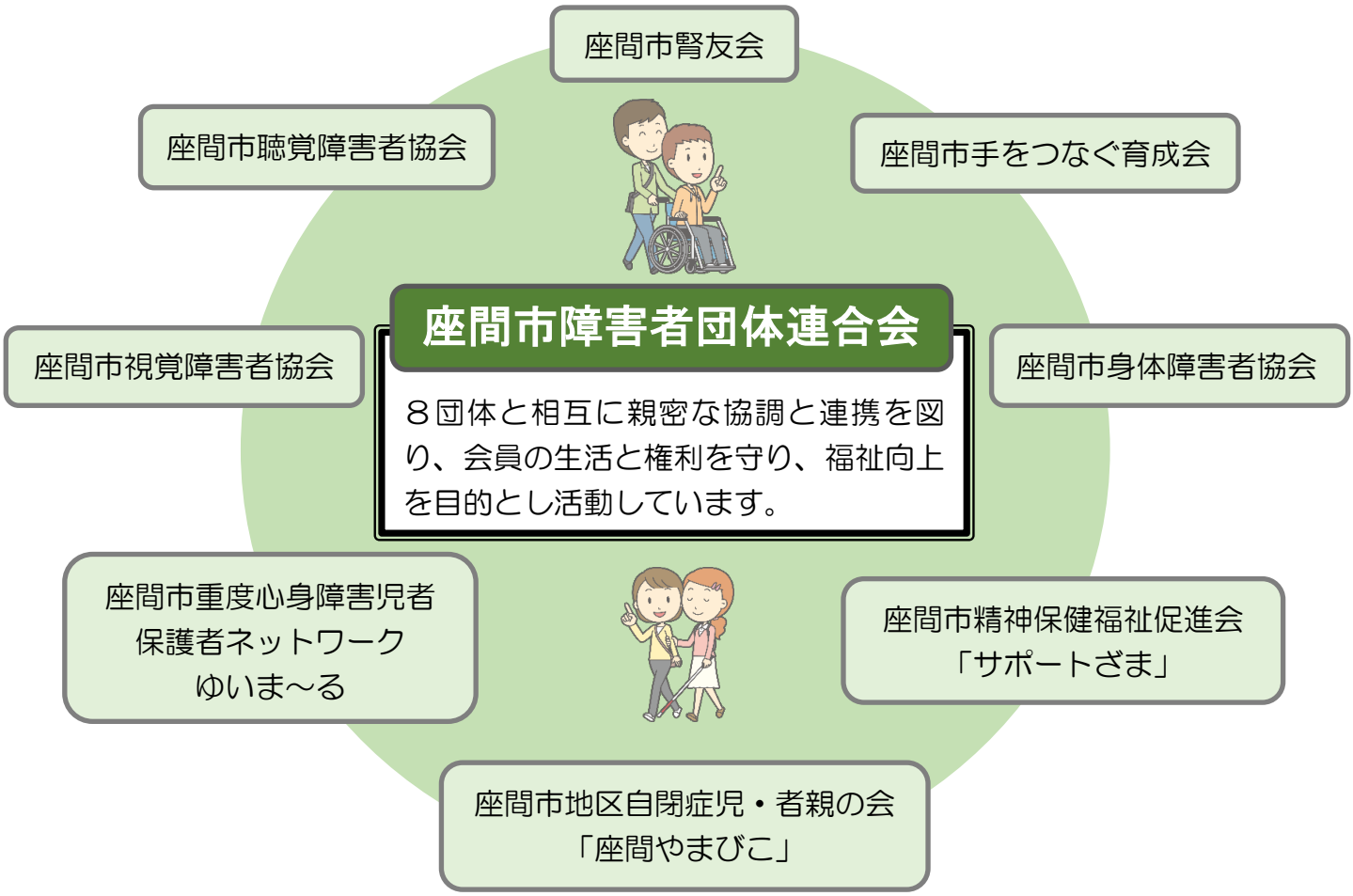


### ウ）職員の育成

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 市職員の育成 | ○障がい福祉に関する研修の実施等により、職員の理解促進を図り適切な支援ができるよう職員の育成に努めます。<br>○新人職員に対し差別解消法の研修を実施します。 | 障がい福祉課 |

## ２）情報・意思疎通

### ①情報提供の充実

#### 現状と課題

〇障がいの特性に応じて様々なメディアや関係機関を活用し、サービスの内容をはじめとする、福祉情報の提供を充実させていくことが必要です。
〇ホームページや事業案内冊子で提供する情報の内容を、ＳＮＳの活用や対象となる障がいの特性、目的に応じて分かりやすく提供することが求められます。

#### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

〇市のホームページにアクセスできない人は情報を得られない。メール版では広報ざまを発行した通知は来るが内容が載っていないという意見がありました。
〇制度や機関、サービス体系が多岐にわたり情報が分かりづらいことが実態となっている。広報やホームページは若者には届かない。検索エンジンで常にホームページのトップに座間市情報が出るようにすることで関心を引き起こしていくという意見がありました。
〇市のホームページは更新されていくとアーカイブにたどり着く事が難しい印象があるという意見がありました。

#### 市民アンケート調査結果

〇障がいのある人が自立した生活を送るために必要なことについて、「制度やサービス等に関する情報提供の充実」の割合は、身体障がい者では 44.1%、知的障がい者では 52.4%、精神障がい者では 52.0%とそれぞれ高くなっています。
〇福祉に関する情報の入手先についてみると、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに多いのは、「県や市の広報紙やパンフレット（広報ざまなど）」、「市役所、保健所、児童相談所」、「家族や友人」であり、それぞれ 20.0%以上の割合となっています。他に多いのは、身体障がい者と精神障がい者では「病院などの医療機関」で、それぞれ 22.9%、40.9%となっています。知的障がい者では、「障がい者支援施設や福祉関連施設」が 35.6%となっています。

図　調査結果「障がいのある人が自立した生活を送るために必要なこと」（複数回答可）

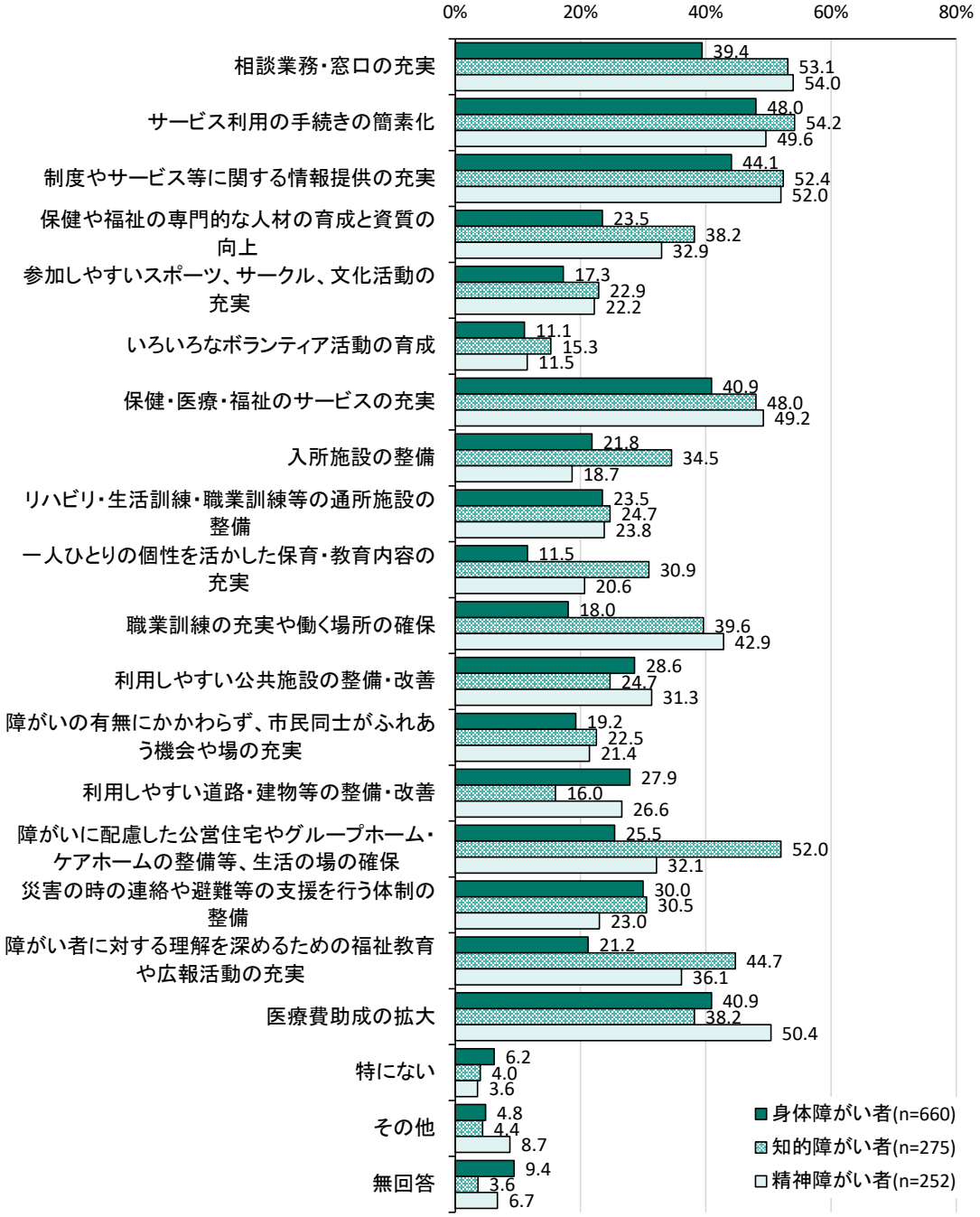

図　調査結果「福祉に関する情報の入手先」（複数回答可）

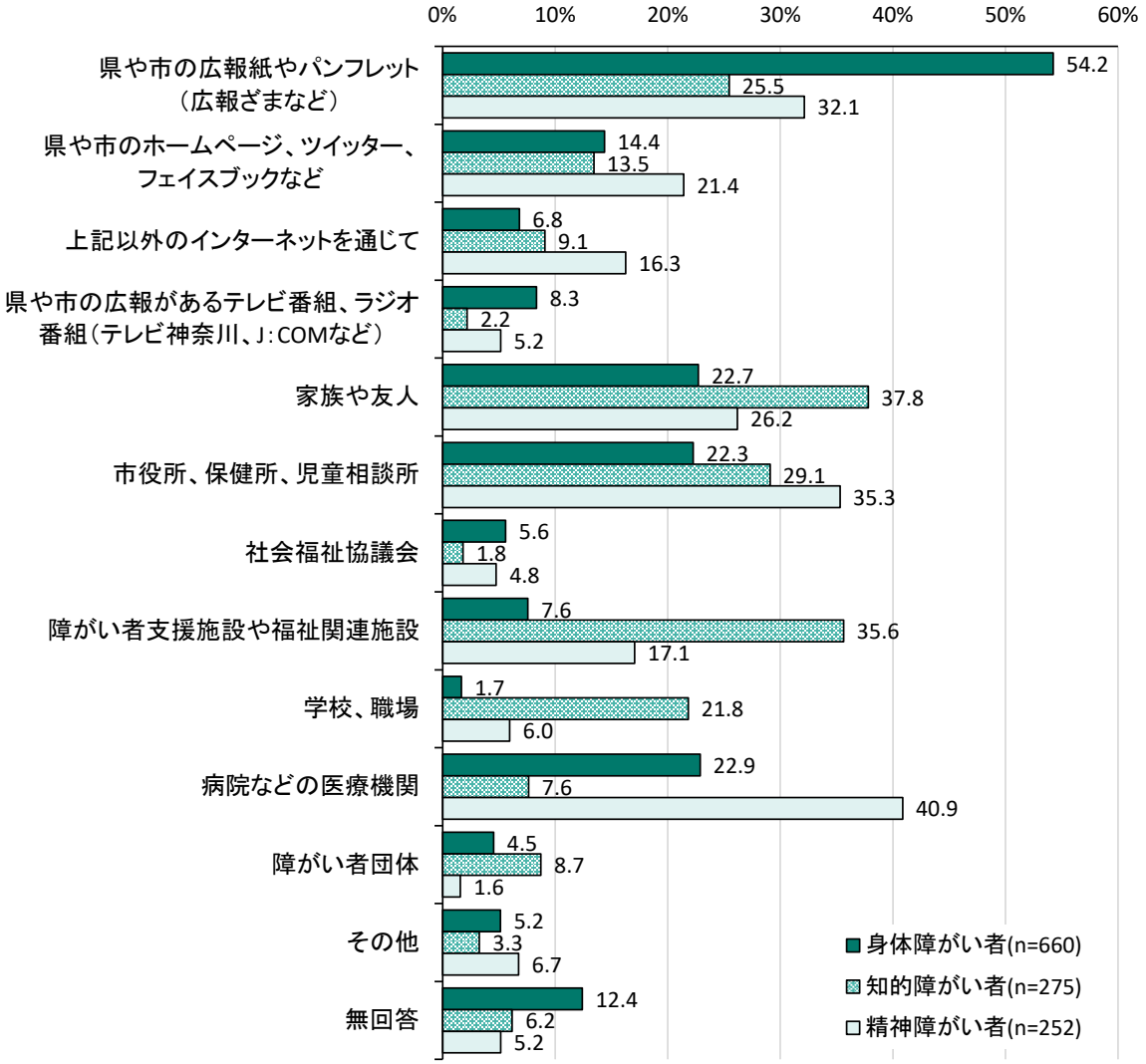

## 施策の方向性

〇様々なメディアや関係機関を活用した多様な情報提供手段を検討するとともに、視覚障がいや聴覚障がいなどの特性や、目的に応じた分かりやすい情報提供に努めます。

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 広報紙による福祉情報提供の充実 | 〇「広報ざま」に福祉関係の新しい制度や行事の予定・ボランティア活動の紹介等、福祉関連記事を掲載し、情報の発信を行うことにより情報提供の充実を図ります。<br>〇ボランティアの協力により「広報ざま」を朗読したＣＤを作成し、希望者に配布します。<br>〇広報ざま点字版を作製し、希望者に配布します。 | 障がい福祉課<br>秘書広報課 |
| 事業案内冊子の充実 | 〇「障がい者福祉のしおり」の内容の充実を図り、見直しを随時実施します。また、市ホームページ上でも公開します。 | 障がい福祉課 |
| 市ホームページの整備 | 〇誰もが使いやすく見やすいホームページを目指して、引き続きアクセシビリティに配慮したページづくりに努めます。 | 秘書広報課<br>障がい福祉課 |
| 情報提供方法・手段の充実 | 〇広報ざま、市ホームページ、ＳＮＳ、ケーブルテレビ、マスメディア等の有効な手段で速やかな情報提供に努めます。<br>〇特に情報が不足しやすい視聴覚障がい者に対し、音声コードや点字等を活用した情報提供の充実に努めます。 | 障がい福祉課 |
| 個人情報保護の促進 | 〇障害福祉サービスの対象者等に関する個人情報については、その厳正な管理及び保護に努めます。併せて、指定管理者、委託事業者等への指導・啓発を行います。 | 障がい福祉課 |
| 市民活動支援情報サイト「ざまっと」の活用 | 〇市民活動サポートセンターで開設している市民活動支援情報サイト「ざまっと」により、団体ホームページ作成やイベント、会員募集等情報面から団体活動を支援します。 | 市民協働課 |
| カラーバリアフリーの周知の実施 | 〇色覚障がいのため、色による識別が困難な方への配慮を進めるため、県が策定した「カラーバリアフリー色使いのガイドライン」の周知を図ります。 | 障がい福祉課 |
| 情報保障の充実 | 〇市主催事業には手話通訳や要約筆記をつけるなど、誰もが参加できることを推進します。 | 障がい福祉課 |
| 手話通訳者、要約筆記者の養成 | 〇手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者を養成する講座を開催します。 | 障がい福祉課 |

# ４　安心して暮らせるまちをつくる

## １）生活環境

### ①総合的な福祉のまちづくりの推進

#### 現状と課題

〇道路などのバリアフリー化や歩道の整備などによる障がい者の移動しやすい環境整備が求められます。
〇ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設改修を推進するなど、公共施設等においては誰もが利用しやすい配慮が一層求められています。

#### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

〇綺麗に整備されても歩道が狭く、傾斜がきつい。傾斜があると車椅子の操作が大変という意見がありました。
〇市内の歩道の段差・幅は車椅子使用者には障害となっているように感じるという意見がありました。
〇バリアフリーはそれなりに進んでいるが、必要な場所にたどり着かない。市役所まわりの点字ブロックも摩耗しており、そういうことが多々あるという意見がありました。
〇重症心身障害の人の大型車椅子が入れるトイレを増やして欲しい。知的障がい者の中にもトイレの介助が必要な人がいることを分かって欲しいという意見がありました。

#### 市民アンケート調査結果

〇外出する際に支障となっている事についてみると、身体障がい者では「介助者がいないので、外出ができない」が 28.8%と最も多くなっています。次いで、「建物内の設備が利用しにくい」が 15.3%、「歩道に問題が多い」が 13.6%となっています。

図　調査結果「外出する際に支障となっている事」（複数回答可）

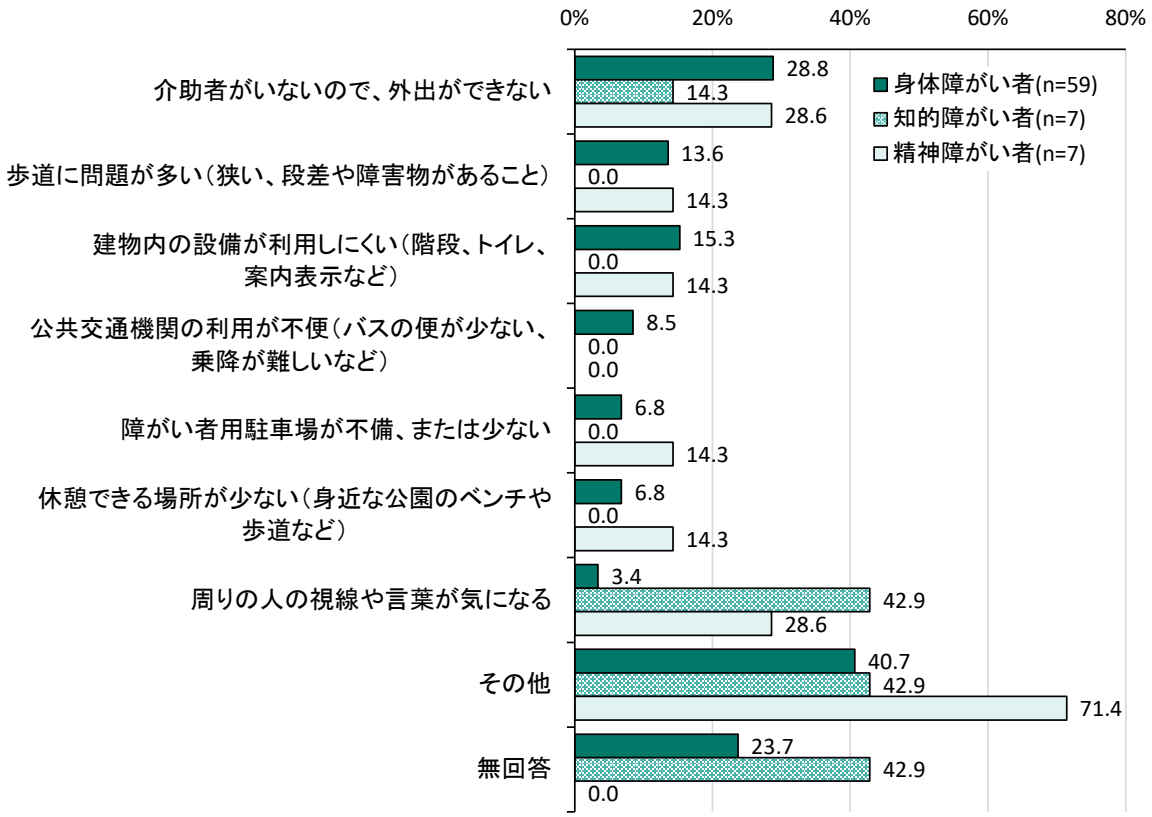


## 施策の方向性

〇座間市総合都市交通計画の基本方針に基づき、障がい者や健常者のわけ隔てなく、誰もが移動しやすい交通環境をつくるために、移動環境のバリアフリー化に取り組みます。

〇継続的なバリアフリー化の推進を図るため、より質の高い交通バリアフリー整備の推進、市民への交通バリアフリーに対する理解の向上、バリアフリーのまちづくりへの展開を進め、市民や関係機関との連絡・調整を行い、すべての人にやさしい交通環境づくりの実現へ向けて、総合的・継続的な取組に努めます。

### ア）継続的なバリアフリー化の推進

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 歩道のバリアフリー化の整備推進 | 〇市内の施設周辺及び主要な施設間の道路において、歩道幅員の確保、段差の解消、勾配の改善等、車椅子利用者や視覚障がい者などの視点も踏まえた整備を推進します。 | 道路管理者 |

### イ）座間市総合都市交通計画の推進

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 道路整備事業 | ○歩道の新設拡大や視覚障がい者誘導用ブロックの新設等道路のバリアフリー化の推進に努めます。 | 道路管理者 |
| 公共交通事業 | ○誰もが駅やバス、タクシーを利用しやすいように、それぞれ旅客施設や車両のバリアフリー化の推進に努めます。 | 公共交通事業者 |
| 交通安全対策事業 | ○交通安全施設のバリアフリー化の推進に努めます。<br>・音響式信号機等の設置。<br>・違法駐車の取締りの強化。<br>・違法駐車防止に対する広報・啓発活動の推進。<br>・交通規制の実施。 | 県公安委員会 |

### ウ）都市空間のバリアフリー化

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 障がい者等に配慮した都市整備の推進 | ○都市づくりに係る計画の策定の際には、障がい者等に配慮した計画づくりに努めます。 | 都市計画課 |
| 公園施設のバリアフリー化の推進 | ○新たな公園整備に当たり、障がい者等が利用しやすい施設づくりに配慮します。<br>○既存公園についても、障がい者等が利用しやすいよう、施設の改善に努めます。 | 公園緑政課 |
| 歩行施設のバリアフリー化の推進 | ○児童や障がい者等の交通弱者の安全を確保するため、平成 24 年から交通安全総点検を実施し、計画的に改善を行います。<br>○道路と歩道の段差解消、誘導用ブロックの敷設等、歩行施設の改善に努めます。 | 道路課 |

### エ）公共施設のバリアフリー化

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 公共施設等の整備・改善 | ○公共施設については、障がい者専用駐車スペースの確保、段差の解消やトイレの整備、エレベーターの設置等、障がい者が利用しやすい施設への改善に努めます。<br>○公共施設の新たな建設に当たっては、より多くの障がい者の意見を参考とし、使いやすい施設づくりに努めます。 | 各施設所管課 |

## ②防犯・防災・感染症対策の推進

### 現状と課題

○災害時避難行動要支援者制度の周知とともに、地域住民と連携した災害時の支援体制の構築が必要です。
○「座間市地域防災計画」に基づき、障がい者や高齢者等に配慮した避難所を確保するとともに、災害時の避難所（二次避難所）における障がいの特性に応じた福祉、医療的なケアの配慮が必要です。
○小規模な事業所への防犯対策が求められています。
○感染症の拡大などの非常時に備えることが求められます。

### 障害者団体等からのヒアリング調査結果

○近年では共働き世帯が多く、近所付き合いも無いので、犯罪が起きても気付きづらいという意見がありました。
○地域コミュニティの結びつきが重要という意見がありました。
○防犯カメラの増設・パトロールするなどして安全に過ごしやすい地域づくりをしてほしいという意見がありました。
○子どもだけではなく老若男女、障がいの有無にかかわらず駆け込み１１０番の機能的配置等も考えてみる必要があるという意見がありました。

### 市民アンケート調査結果

○災害時に一人で避難できない人が、身体障がい者では 27.1%、知的障がい者では 44.0%、精神障がい者では 12.7%です。
○「災害時避難行動要支援者制度」を知らない人が、身体障がい者では 60.6%、知的障がい者では 65.8%、精神障がい者では 77.8%です。
○「避難行動要支援者名簿」への登録希望では、身体障がい者では 13.5%、知的障がい者では 19.6%が「今後は登録したい」としていますが、精神障がい者では 9.1%にとどまっています。

図　調査結果「災害時に一人で避難できるか」

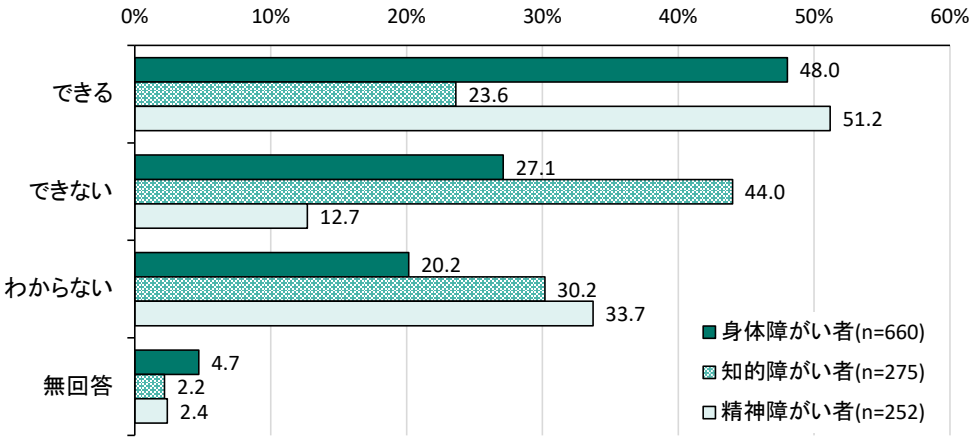


図　調査結果「「災害時避難行動要支援者制度」の認知状況」

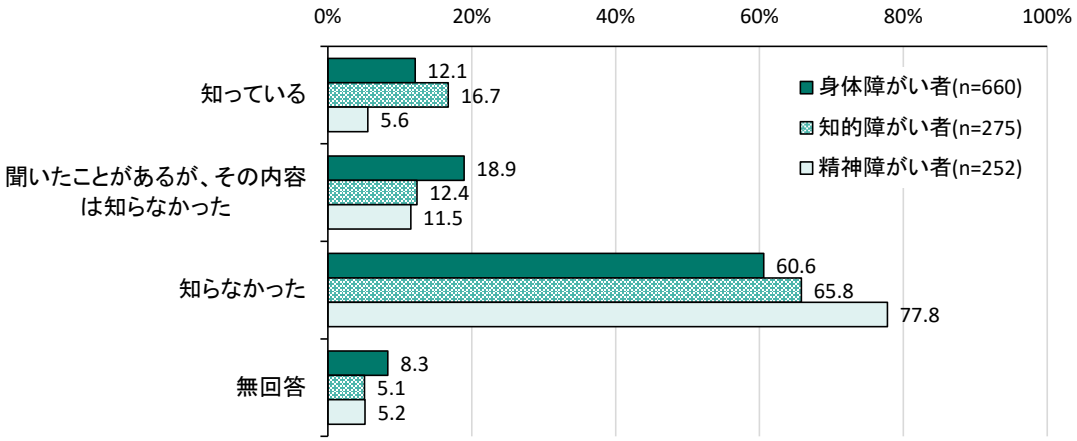


図　調査結果「「避難行動要支援者名簿」への登録希望」

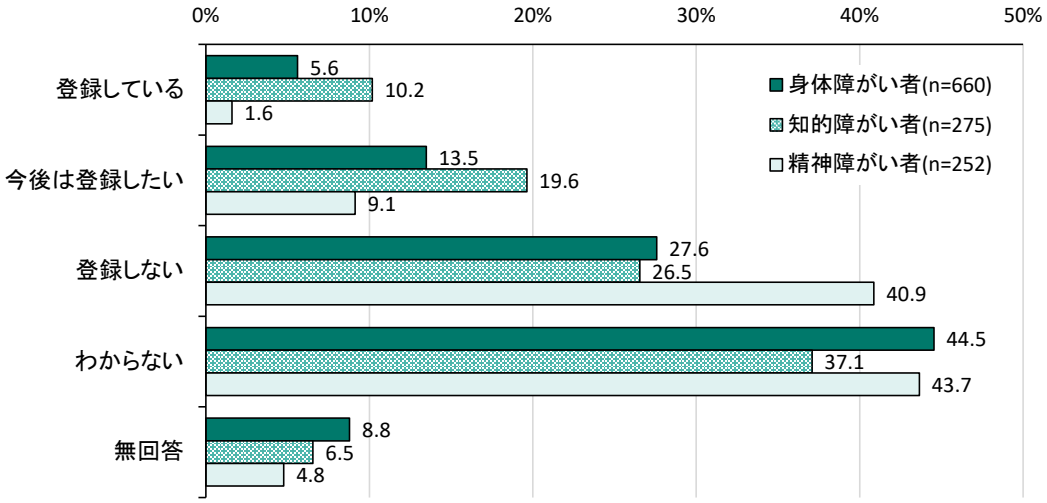

## 施策の方向性

〇災害時において、災害時避難行動要支援者名簿を活用し、地域住民等と連携し災害時避難行動要支援者に対する支援に取り組みます。
〇災害時の避難所に、福祉、医療的なケアに配慮した二次避難所（福祉避難所）の運営について検討していきます。
〇災害時において、障がい児者の窓口となる障がい福祉担当課の支援体制づくりの充実を図ります。
〇感染症の流行時に必要な感染症対策や障がいサービスの提供が行えるよう取り組みます。

| 主な施策・事業名 | 内容 | 主管課等 |
|---|---|---|
| 防災知識の啓発 | 〇「防災ハザードマップ」の配布や「防災講話」の実施を通じて、災害時避難行動要支援者対応を踏まえた防災に関する知識の普及・啓発に努めます。 | 危機管理課<br>障がい福祉課 |
| 地域防災体制整備への支援 | 〇災害等の緊急時においては、地域住民による相互協力が不可欠となるため、隣近所との緊密な連携のもと、災害に備えた地域体制づくりを支援します。 | 危機管理課 |
| 緊急時情報の提供体制の確立 | 〇緊急時、広く確実に情報伝達を行うため、音声や文字を媒体とする情報伝達手段を組み合わせて情報発信を行います。 | 危機管理課<br>障がい福祉課 |
| 避難所の整備 | 〇市内の福祉施設等との防災協定に基づいた障がい者の対応に努めます。<br>〇二次避難所（福祉避難所）の環境整備に努めます。 | 危機管理課<br>地域福祉課<br>障がい福祉課 |
| 災害時避難行動要支援者名簿の運用の検討 | 〇「災害時避難行動要支援者名簿」の効果的な運用について災害時避難行動要支援者支援協議会において検討し、地域の協力のもと災害時において速やかに安否確認を行える体制の整備に努めます。 | 地域福祉課 |
| 火災警報器の設置費用の給付・助成 | 〇重度の心身障がいのある方を対象に、火災警報器の購入・設置の際に、かかる費用の全部又は一部を給付・助成します。 | 障がい福祉課 |
| 緊急通報システム事業の実施 | 〇急病等の緊急時に、事業者へ自動的に通報する専用発信機を貸与します。<br>対象：①重度障がい者と身体が虚弱で日常生活上注意を要する高齢者で構成される世帯<br>②75 歳以上の一人暮らし高齢者<br>③85 歳以上の高齢者世帯 | 長寿支援課 |
| 感染症対策の推進 | 〇感染症発生時には、国・県の指針等に基づき、社会福祉施設等に対し、手指消毒薬等の衛生物品の提供に努めます。 | 障がい福祉課 |

# 第６章　障害福祉計画・障害児福祉計画

## １　障害者総合支援法のこれまでの経緯

平成18年の障害者自立支援法の施行及び平成19年の障害者の権利に関する条約への署名以来、国では様々な利用者ニーズを踏まえて、法の見直しを行ってきました。そして、平成25年に障害者自立支援法を障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）として改正しました。

また、平成28年には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、平成30年４月から施行されています。これまでの経緯は次のとおりです。

| | | |
|---|---|---|
| 平成18年 | 4月 | 障害者自立支援法の施行（同年10月に完全施行） |
| 平成18年 | 12月 | 法の円滑な運営のための特別対策（障害保健福祉関係主管課長会議）<br>（①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置） |
| 平成19年 | 4月 | 障害者自立支援法の一部見直し |
| 平成19年 | 12月 | 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置（障害保健福祉関係主管課長会議）<br>（①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進） |
| 平成20年 | 4月 | 障害者自立支援法の一部（事業者の経営基盤の強化）見直し |
| 平成20年 | 7月 | 障害者自立支援法の一部（利用者負担の見直し）見直し |
| 平成21年 | 7月 | 衆議院解散により「障害者自立支援法改正案」廃案に |
| 平成22年 | 6月 | 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（閣議決定） |
| 平成22年 | 12月 | 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行 |
| 平成25年 | 4月 | 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行 |
| 平成28年 | 5月 | 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法の一部を改正する法律　成立 |
| 平成30年 | 4月 | 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法の一部を改正する法律　施行 |
| 令和4年 | 12月 | 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法の一部を改正する法律　成立 |
| 令和6年 | 4月 | 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法の一部を改正する法律　施行 |

直近では、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が令和４年に成立し、令和６年４月より施行となりました。地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援、障がい者雇用の質の向上の推進等を図ることで、障がい者等の希望する生活を実現する旨が示されています。

## ２　障害福祉計画の対象となるサービスの構成

障がいのある人・障がいのある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のとおりです。

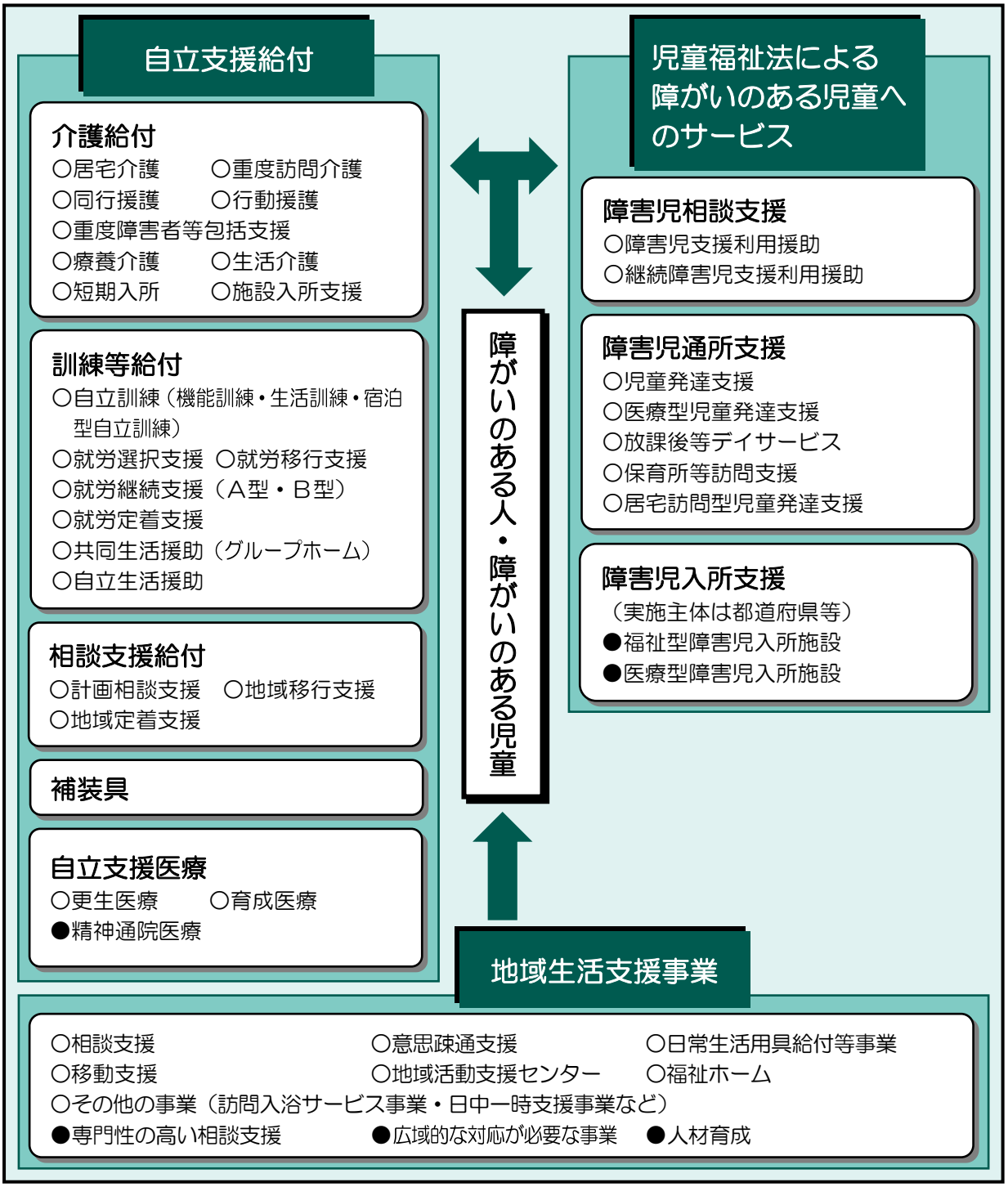


○市町村実施事業　●都道府県実施事業

## ３　基本指針

第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の策定に当たり、国から示された主な基本指針は次のとおりです。

### １）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

### ２）市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるように市を実施主体の基本とします。また、身体、知的、精神障がい者並びに発達障がい者、難病患者等に対し、障害福祉サービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて障害福祉サービスの均てん化（誰もが等しく利益を享受できること）を図ります。発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。

さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにしてまいります。

## ３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化する必要があります。

こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要があります。

さらに、精神障がい者の地域生活への移行を進めるに当たっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

## ４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組みます。その際、市地域福祉計画等との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

**********

- ►属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ►相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ►ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

## ５）障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要となります。このため、障がい児とその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて、誰もが等しく障がい児支援を享受できるよう地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらには、障がい児が地域の保育や教育等を受けることができるように支援することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制の構築を進めます。

## ６）障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ＩＣＴ・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要となります。

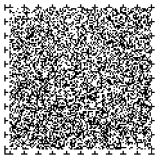

## ７）障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要となります。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

## ４　令和８年度の成果目標の設定

国の指針に基づき、市の実情に応じた目標を設定します。

### １）福祉施設入所から地域生活への意向

**■国の指針**

| 数値目標設定の考え方 |
|---|
| ◇令和４年度末時点の施設入所者の６％以上が令和８年度末までに地域生活へ移行すること。<br>◇令和８年度末時点での施設入所者数を令和４年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減すること。 |

**■座間市の目標値**

令和４年度末時点の施設入所者７３人のうち５人が、令和８年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

また、令和８年度末時点での施設入所者数を、令和４年度末時点の施設入所者数から４人削減することを目標とします。

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---|---|---|
| 【実績値】<br>令和4年度末時点の施設入所者数 | 73人 | |
| 【目標値】<br>地域生活移行者数 | 5人（6.8%） | |
| 【目標値】<br>削減見込 | 4人（5.5%） | |

**■目標の実現に向けて**

- 施設から地域生活への移行に向けた支援体制として、相談支援事業所が地域の関係機関・行政機関と連携・協力し、地域移行支援・地域定着支援等、地域相談支援の充実を図ります。
- 相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成、各事業所との連携強化等を行う「基幹相談支援センター」の充実に努めます。
- 地域生活への移行を円滑に行うため、地域の実情に即した居住の場としてグループホームなどの充実を図ります。
- 障がい者個人のニーズに応じた形で地域移行が進められるよう、日中活動系サービスや在宅支援の充実に努めます。

## ２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

**■国の指針**

| 数値目標設定の考え方 |
| --- |
| ◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数を設定し、関係者の参加者数を見込むこと。また、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を設定する。<br>◇精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）等の利用者数を見込むこと。 |

**■座間市の目標値**

精神障がい者や精神保健に課題を抱える方が安心して自分らしく暮らすことができるよう、座間市障がい児・者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会）と連携し、障がい福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

| 項目 | 数値 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 年1回 | |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 10人 | |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 1回 | |
| 精神障がい者の地域移行支援の利用者数 | 7人 | 令和8年度見込み |
| 精神障がい者の地域定着支援の利用者数 | 2人 | 令和8年度見込み |
| 精神障がい者の自立生活援助の利用者数 | 1人 | 令和8年度見込み |
| 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数 | 12人 | 令和8年度見込み |

**■目標の実現に向けて**

- 保健、医療、福祉、介護及び家族等を参加者とした協議の場と座間市障がい児・者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会）が連携し、地域課題の抽出や対応を検討します。
- 協議の場は、年間１回以上の開催を目標とし、目標設定及び評価方法についても検討します。

**図　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム**

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、さまざまな相談窓口、社会参加（就労）、住まい、地域の助け合い、教育（普及・啓発）が包括的に確保されたシステムのことをいいます。

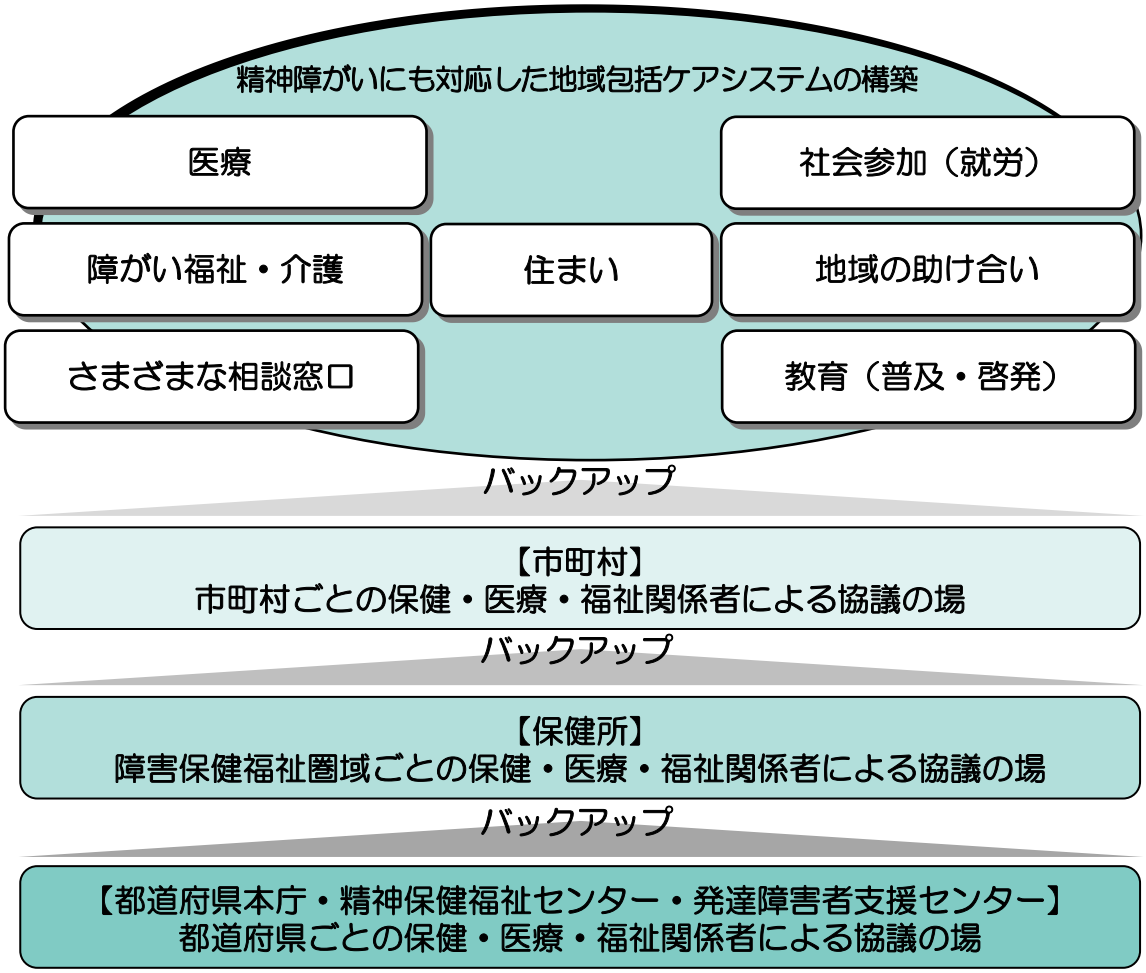


出典：厚生労働省

## ３）地域生活支援の充実

**■国の指針**

| 数値目標設定の考え方 |
| --- |
| ◇令和８年度末までに各市町村または各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること。また、各市町村または各圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。 |

**■座間市の目標値**

地域生活支援拠点等の確保については、令和５年度から整備をしています。地域生活支援拠点等の機能を担う登録事業者を増やし、機能の充実を図るとともに運用状況の検証及び検討を年１回実施します。また、強度行動障がいを有する人に関する支援ニーズの把握に努め、県の協力を得ながら、圏域における支援体制の整備に向けて検討します。

**■目標の実現に向けて**

- 地域生活支援拠点等の整備を推進していくために、地域の事業者に地域生活支援拠点等を担う登録を働きかけていきます。
- 地域生活支援拠点等の充実のため、年１回以上運用状況の検証及び検討をします。
- 相談支援事業所と連携して緊急時の支援が困難な世帯を把握し、支援者との共有に努め、支援体制を整えます。
- 緊急時の受入れ・対応に関して、より円滑に連携が行えるよう、引き続き人的・財政的支援を継続していきます。

**図　地域生活支援拠点等とは**

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障がい者が地域で住み続けることができるように地域全体で支えるため、自治体ごとに構築されるサービス提供体制です。

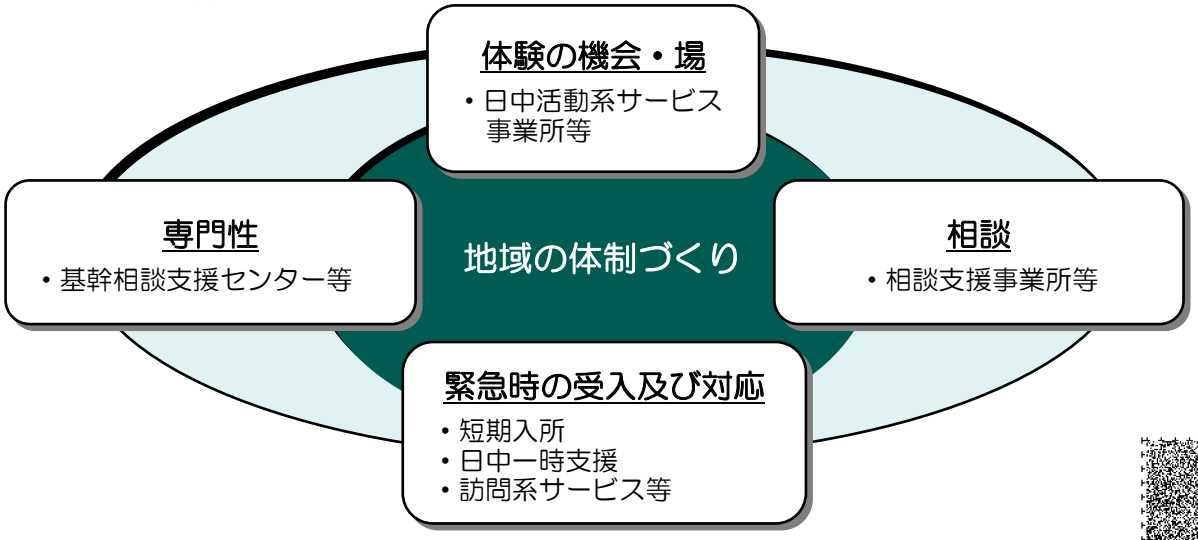

## ４）福祉施設から一般就労への移行等

**■国の指針**

| 数値目標設定の考え方 |
| --- |
| ◇令和８年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和３年度実績の 1.28 倍以上にすること。また、この目標値を達成するため、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標値も以下の通り定めること。<br>◇就労定着支援事業：令和８年度における同事業の利用者を令和３年度実績の 1.41 倍以上にすること。<br>◇就労移行支援事業：令和８年度における一般就労移行者を、令和３年度実績の 1.31 倍とすること。<br>◇就労継続支援Ａ型事業：令和８年度における一般就労移行者を、令和３年度実績の概ね 1.29 倍にすること。<br>◇就労継続支援Ｂ型事業：令和８年度における一般就労移行者を、令和３年度実績の概ね 1.28 倍にすること。<br>◇就労定着支援事業所：令和８年度における就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすること。<br>◇就労移行支援事業所：就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすること。 |

**■座間市の目標値**

| 項目 | 数値 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 【実績値】<br>令和3年度の一般就労移行者数 | 23人 | |
| 【目標値】<br>令和8年度の年間一般就労移行者 | 32人 | 1．28倍以上 |
| 【実績値】<br>令和3年度の就労定着支援事業の利用者数 | 49人 | |
| 【目標値】<br>令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 | 70人 | 1．41倍以上 |
| 【実績値】<br>令和3年度に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者 | 14人 | |
| 【目標値】<br>令和8年度に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 | 19人 | 1．31倍以上 |
| 【実績値】<br>令和3年度に就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労に移行した者 | 1人 | |
| 【目標値】<br>令和8年度に就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労に移行する者 | 2人 | 1．29倍以上 |

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---|---|---|
| 【実績値】<br>令和３年度に就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労に移行した者 | ８人 | |
| 【目標値】<br>令和８年度に就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労に移行する者 | 11人 | 1．28倍以上 |
| 【目標値】<br>令和8年度において就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数 | 2か所 | 令和5年度の市内の就労定着支援事業所は2か所 |
| 【目標値】<br>令和8年度において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数 | 2か所 | 令和5年度の市内の就労移行支援事業所は2か所 |

**■目標の実現に向けて**

- 就労を希望する障がい者が、能力と適性にあった仕事に就けるよう、就労に関する知識や能力向上のための訓練を行う場の充実を図ります。
- 就労の機会を拡大していくために、県、ハローワークと連携して、引き続き就労支援事業等を実施していきます。
- 産業振興課、ハローワーク、就業・生活支援センター等関係機関と連携の充実・強化に努め、市内事業者に対して、障がい者雇用の理解と協力を図り、就職率及び定着率の向上に努めます。
- 上記の目標以外にも、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進や就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障がい者に対する就労継続支援Ｂ型事業等による支援について検討していきます。

## ５）障がい児支援の提供体制の整備等

**■国の指針**

| 数値目標設定の考え方 |
| --- |
| ◇令和８年度末までに児童発達支援センターを１か所以上設置すること。<br>◇令和８年度末までに、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制を構築すること。<br>◇令和８年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、１か所以上確保すること。<br>◇令和８年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。 |

**■座間市の目標値**

| 項目 | 数値等 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 児童発達支援センターの設置 | 1か所 | 令和5年度設置済み |
| 保育所等訪問支援の利用体制の構築 | 体制有り | |
| 児童発達支援事業所 | 1か所 | |
| 放課後等デイサービス事業所 | 1か所 | |
| 協議の場の設置 | 有 | |
| コーディネーターの配置人数 | 2人 | |

**■目標の実現に向けて**

- 令和５年 10 月に設置した児童発達支援センターで、発達に遅れのある又は障がいのある子どもに日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。
- 児童発達支援センターが障がい児支援における中核的な支援機関として、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づいた支援を進めます。

## ６）発達障がい者等に対する支援

**■国の指針**

| 数値目標設定の考え方 |
| --- |
| ◇ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）等を見込むこと。<br>◇ペアレントメンターの人数を見込むこと。<br>◇ピアサポートの活動への参加人数を見込むこと。 |

**■座間市の目標値**

発達障がい児等の早期発見・早期支援には、本人とその家族等の理解と早期に適切な支援内容を身につけ実践することが重要です。そのため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を進め、児童発達支援センターで実践できるよう検討します。

同じ立場や課題を経験してきたことを活かし、仲間として支えることや情報や意見の交換を行う機会（ピアサポート活動）を設けます。

| 項目 | 数値 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【保護者】 | 5人 | |
| ペアレントメンターの人数 | 1人 | |
| ピアサポートの活動への参加人数 | 5人 | |

**■目標の実現に向けて**

- 児童発達支援センター内でペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の構築を図ります。
- 地域活動支援センター（機能強化事業Ⅰ型）にピアサポーターを配置し、利用者との情報交換や意見交換の場を設けます。

## ７）相談支援体制の充実・強化のための取組

**■国の指針**

| 数値目標設定の考え方 |
| --- |
| ◇令和８年度までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保すること。 |

**■座間市の目標値**

相談支援体制を充実・強化するため、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言等を実施し、人材育成を図ります。

また、地域の相談機関と連携を強化し、相談支援体制を充実するとともに、個別事例の検討を通じ、地域サービスの向上に取り組みます。

さらに、属性を問わない包括的な相談支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指します。

| 項目 | 数値 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 基幹相談支援センターの設置 | 有 | |
| 相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導･助言件数 | 156件 | |
| 相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 12件 | |
| 事例検討の実施回数（頻度） | 8回 | |
| 事例検討の参加事業者（機関）数 | 13事業者 | |
| 協議会の専門部会の設置数 | 3か所 | |
| 専門部会の実施回数（頻度） | 3回 | |

**■目標の実現に向けて**

- 市内の相談支援体制について、座間市障がい児・者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会）において検証・評価を行います。
- 基幹相談支援センターで、毎月、市内の相談支援事業者への訪問を行い、困難事例への助言等を行います。また、年１回、相談支援事業者を対象に研修会を実施し、相談員の人材を育成します。
- 包括的相談支援体制構築のため、庁内外の関係機関との検討を進めます。

## ８）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

**■国の指針**

| 数値目標設定の考え方 |
| --- |
| ◇令和８年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。 |

**■座間市の目標値**

多様化してきている障害福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が必要とする障害福祉サービス等の質を向上させる取組を検討します。

**■目標の実現に向けて**

- 県と連携し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制を構築します。
- 県の実施する障害福祉サービス等に係る研修等に２人以上が参加します。
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果を活用できるか事業所や関係自治体と検討します。
- 座間市障がい児・者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会）基幹相談支援センター及び児童発達支援センターとの連携について検討します。

# 5　障害福祉サービス等の利用状況（第六期計画の進捗状況）

## 1）障害福祉サービス・相談支援

表　必要な量の見込みと実績

| サービス名 | | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 訪問系<br>1か月当たり | 居宅介護 | 見込 | 人数 | 113 | 115 | 117 |
| | | | 時間 | 2,177 | 2,216 | 2,254 |
| | | 実績 | 人数 | 114 | 107 | 115 |
| | | | 時間 | 1,942 | 2,053 | 2,070 |
| | 重度訪問介護 | 見込 | 人数 | 8 | 9 | 10 |
| | | | 時間 | 1,580 | 1,585 | 1,590 |
| | | 実績 | 人数 | 5 | 5 | 5 |
| | | | 時間 | 2,545 | 1,575 | 1,580 |
| | 同行援護 | 見込 | 人数 | 20 | 21 | 22 |
| | | | 時間 | 445 | 450 | 455 |
| | | 実績 | 人数 | 22 | 26 | 28 |
| | | | 時間 | 663 | 861 | 880 |
| | 行動援護 | 見込 | 人数 | 5 | 5 | 5 |
| | | | 時間 | 55 | 55 | 55 |
| | | 実績 | 人数 | 4 | 6 | 8 |
| | | | 時間 | 128 | 276 | 290 |
| 小計 | | 見込 | 人数 | 146 | 150 | 154 |
| | | | 時間 | 4,257 | 4,306 | 4,354 |
| | | 実績 | 人数 | 145 | 144 | 156 |
| | | | 時間 | 5,278 | 4,765 | 4,820 |
| 日中活動系<br>1か月当たり | 生活介護 | 見込 | 人数 | 230 | 230 | 230 |
| | | | 日 | 4,568 | 4,568 | 4,568 |
| | | 実績 | 人数 | 222 | 226 | 230 |
| | | | 日 | 4,616 | 4,594 | 4,650 |
| | 療養介護 | 見込 | 人数 | 22 | 22 | 22 |
| | | 実績 | 人数 | 21 | 21 | 21 |
| | 短期入所 | 見込 | 人数 | 75 | 75 | 75 |
| | | | 日 | 331 | 341 | 351 |
| | | 実績 | 人数 | 64 | 88 | 90 |
| | | | 日 | 309 | 372 | 385 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 見込 | 人数 | 3 | 3 | 3 |
| | | | 日 | 40 | 40 | 40 |
| | | 実績 | 人数 | 0 | 2 | 3 |
| | | | 日 | 0 | 30 | 40 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 見込 | 人数 | 11 | 12 | 13 |
| | | | 日 | 215 | 220 | 225 |
| | | 実績 | 人数 | 12 | 8 | 10 |
| | | | 日 | 298 | 152 | 170 |
| | 就労移行 | 見込 | 人数 | 50 | 50 | 50 |
| | | | 日 | 1,036 | 1,041 | 1,046 |
| | | 実績 | 人数 | 39 | 48 | 50 |
| | | | 日 | 702 | 752 | 800 |
| | 就労継続支援A | 見込 | 人数 | 39 | 39 | 39 |
| | | | 日 | 840 | 840 | 840 |
| | | 実績 | 人数 | 28 | 33 | 38 |
| | | | 日 | 607 | 714 | 800 |
| | 就労継続支援B | 見込 | 人数 | 275 | 280 | 285 |
| | | | 日 | 4,400 | 4,410 | 4,420 |
| | | 実績 | 人数 | 305 | 328 | 333 |
| | | | 日 | 5,256 | 5,414 | 5,600 |
| | 就労定着支援 | 見込 | 人数 | 24 | 25 | 26 |
| | | 実績 | 人数 | 33 | 24 | 25 |

※1か月当たりの実績＝令和3、4年度は年度末、令和5年度は年度末見込み値

## 表　必要な量の見込みと実績

| サービス名 | | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 居住系<br>1か月当たり | 共同生活援助<br>（グループホーム） | 見込 | 人数 | 175 | 180 | 185 |
| | | 実績 | 人数 | 158 | 190 | 200 |
| | 施設入所 | 見込 | 人数 | 81 | 80 | 79 |
| | | 実績 | 人数 | 72 | 73 | 70 |
| | 宿泊型自立訓練 | 見込 | 人数 | 2 | 2 | 2 |
| | | 実績 | 人数 | 4 | 3 | 2 |
| | 自立生活援助 | 見込 | 人数 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 人数 | 0 | 0 | 1 |
| 指定相談支援<br>1か月当たり | 計画相談支援 | 見込 | 人数 | 155 | 165 | 175 |
| | | 実績 | 人数 | 140 | 141 | 143 |
| | 地域相談支援<br>（地域移行支援に限る） | 見込 | 人数 | 2 | 3 | 4 |
| | | 実績 | 人数 | 1 | 5 | 7 |
| | 地域相談支援<br>（地域定着支援に限る） | 見込 | 人数 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 人数 | 0 | 1 | 3 |
| 障がい児対象<br>1か月当たり | 児童発達支援 | 見込 | 人数 | 157 | 172 | 187 |
| | | 実績 | 人数 | 162 | 180 | 185 |
| | 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 見込 | 人数 | 0 | 0 | 1 |
| | | 実績 | 人数 | 0 | 1 | 1 |
| | 医療型児童発達支援 | 見込 | 人数 | 0 | 0 | 2 |
| | | 実績 | 人数 | 0 | 0 | 0 |
| | 放課後等<br>デイサービス | 見込 | 人数 | 340 | 360 | 380 |
| | | 実績 | 人数 | 326 | 327 | 330 |
| | 保育所等訪問支援 | 見込 | 人数 | 3 | 3 | 5 |
| | | 実績 | 人数 | 3 | 3 | 5 |
| | 障害児相談支援 | 見込 | 人数 | 63 | 68 | 73 |
| | | 実績 | 人数 | 45 | 45 | 48 |

※1か月当たりの実績＝令和3、4年度は年度末、令和5年度は年度末見込み値

- 第六期計画の見込とサービス実績を比較すると、訪問系サービスでは、「同行援護」と「行動援護」の実績が見込量を上回っています。
- 日中活動系サービスでは、「就労継続支援Ｂ」の実績が見込量を上回っています。なお、「短期入所」の実績は、令和４年度以降見込量を上回っています。
- 居住系サービスでは、「グループホーム」の実績が令和４年度以降見込量を上回りました。
- 指定相談支援サービスでは、「計画相談支援」の実績が見込量を下回っています。
- 障がい児対象サービスでは、「放課後等デイサービス」と「障害児相談支援」の実績が見込量を下回っています。なお、「居宅訪問型児童発達支援」の実績は、令和４年度以降見込量を上回っています。

## ２）地域生活支援事業・その他の事業

### 表　必要な量の見込みと実績

| サービス名 | | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 相談支援 | 基幹相談支援センター | 見込 | 箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | 一般相談支援事業 | 見込 | 箇所 | 3 | 3 | 3 |
| | | 実績 | 箇所 | 3 | 3 | 3 |
| | 座間市障がい児･者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会） | 見込 | 実施回数 | 3 | 3 | 3 |
| | | 実績 | 実施回数 | 3 | 3 | 3 |
| 成年後見制度利用支援 | 成年後見制度利用支援事業 | 見込 | 人数 | 7 | 7 | 7 |
| | | 実績 | 人数 | 15 | 10 | 10 |
| | 成年後見制度法人後見支援事業 | 見込 | 実施の有無 | あり | あり | あり |
| | | 実績 | 実施の有無 | あり | あり | あり |
| 意思疎通支援１か月当たり | 手話通訳者派遣事業 | 見込 | 人数 | 35 | 36 | 37 |
| | | 実績 | 人数 | 33 | 28 | 29 |
| | 要約筆記者派遣事業 | 見込 | 人数 | 6 | 6 | 6 |
| | | 実績 | 人数 | 4 | 5 | 6 |
| | 手話通訳者設置事業 | 見込 | 人数 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 人数 | 3 | 3 | 3 |
| | 手話通訳者 | 見込 | 人数 | 9 | 10 | 11 |
| | | 実績 | 人数 | 6 | 7 | 7 |
| | 要約筆記者（PC･手書き） | 見込 | 人数 | 20 | 21 | 22 |
| | | 実績 | 人数 | 18 | 18 | 19 |
| 日常生活用具１か年当たり | 介護訓練支援用具 | 見込 | 人数 | 9 | 10 | 11 |
| | | 実績 | 人数 | 3 | 5 | 5 |
| | 自立生活支援用具 | 見込 | 人数 | 18 | 18 | 18 |
| | | 実績 | 人数 | 21 | 18 | 20 |
| | 在宅療養等支援用具 | 見込 | 人数 | 18 | 18 | 18 |
| | | 実績 | 人数 | 20 | 19 | 20 |
| | 情報･意思疎通支援用具 | 見込 | 人数 | 17 | 17 | 18 |
| | | 実績 | 人数 | 27 | 21 | 23 |
| | 排泄管理支援用具 | 見込 | 人数 | 2,342 | 2,342 | 2,342 |
| | | 実績 | 人数 | 2,640 | 2,901 | 2,900 |
| | 居宅生活動作補助用具 | 見込 | 人数 | 2 | 2 | 2 |
| | | 実績 | 人数 | 0 | 0 | 0 |
| 移動支援１か月当たり | 移動支援 | 見込 | 実利用者数 | 157 | 157 | 157 |
| | | 実績 | 実利用者数 | 85 | 90 | 95 |
| | | 見込 | 延べ利用時間 | 1,175 | 1,190 | 1,206 |
| | | 実績 | 延べ利用時間 | 866 | 955 | 1,000 |

※1か月当たりの実績＝令和3、4年度は年度末、令和5年度は年度末見込み値

## 表　必要な量の見込みと実績

| サービス名 | | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 地域活動支援センター | 機能強化事業Ⅰ型 | 見込 | 箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 人数 | 240 | 245 | 250 |
| | | 実績 | 箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 人数 | 161 | 140 | 160 |
| | 機能強化事業Ⅲ型 | 見込 | 箇所 | 4 | 4 | 4 |
| | | | 人数 | 51 | 52 | 53 |
| | | 実績 | 箇所 | 4 | 3 | 3 |
| | | | 人数 | 50 | 37 | 37 |
| | 機能強化事業Ⅲ型（市外） | 見込 | 箇所 | 5 | 5 | 5 |
| | | | 人数 | 5 | 5 | 5 |
| | | 実績 | 箇所 | 3 | 0 | 0 |
| | | | 人数 | 3 | 0 | 0 |
| 訪問入浴サービス事業 | 訪問入浴サービス事業 | 見込 | 利用実人数/月 | 15 | 15 | 15 |
| | | 実績 | 利用実人数/月 | 13 | 12 | 12 |
| 日中一時支援 | 日中一時支援事業 | 見込 | 実人数/月 | 210 | 210 | 210 |
| | | 実績 | 実人数/月 | 131 | 149 | 150 |
| | | 見込 | 延べ利用日数/年 | 9,223 | 9,223 | 9,223 |
| | | 実績 | 延べ利用日数/年 | 8,234 | 7,653 | 7,650 |
| 社会参加促進事業 | スポーツ・レクリエーション教室開催事業 | 見込 | 箇所 | 2 | 2 | 2 |
| | | 実績 | 箇所 | 1 | 2 | 2 |
| | 芸術文化講座等開催事業 | 見込 | 箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 箇所 | 0 | 1 | 1 |
| | 点字・声の広報等発行事業 | 見込 | 件数 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 件数 | 1 | 1 | 1 |
| 自動車運転免許取得・改造事業1か年当たり | 自動車運転免許取得助成事業 | 見込 | 人数 | 2 | 2 | 2 |
| | | 実績 | 人数 | 0 | 1 | 1 |
| | 自動車改造助成事業 | 見込 | 人数 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 人数 | 3 | 2 | 2 |
| 就労支援相談員設置事業 | 就労支援相談員設置事業 | 見込 | 人数 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 人数 | 1 | 1 | 1 |

※実人数/月＝年度末見込み値、令和5年度実績は見込み値

- 「日常生活用具給付等事業」では、「在宅療養等支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」、「排泄管理支援用具」の実績が見込量より上回っています。
- 「移動支援」は、実績が見込量より下回っています。
- 「日中一時支援事業」は、実績が見込量より下回っています。

# ６　障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

## １）訪問系サービス

### ■サービス内容

| サービスの種別 | 主な対象者 | 実施内容 |
|---|---|---|
| **居宅介護** | 障がい者等（障害支援区分１以上）、障がい児（障害支援区分1相当以上） | ○居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。 |
| **重度訪問介護** | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がい者で障害支援区分4以上 | ○常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴･排せつ･食事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。 |
| **同行援護** | 視覚障がい者 | ○視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。 |
| **行動援護** | 自閉症、てんかん等のある重度の知的障がい児者、統合失調症等のある重度の精神障がい者、常時介護を要する人で障害支援区分3以上及び行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上 | ○知的障がい又は精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。 |
| **重度障がい者等包括支援** | 筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の極めて重度の身体障がい者、強度行動障がいのある極めて重度の知的障がい者、極めて重度の精神障がい者で障害支援区分6 | ○常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |

### ■必要な量の見込み（１か月当たり）※各年度末見込み値

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 居宅介護 | 人数 | 117 | 119 | 121 |
| | 時間 | 2,090 | 2,110 | 2,130 |
| 重度訪問介護 | 人数 | 6 | 7 | 8 |
| | 時間 | 1,880 | 2,180 | 2,480 |
| 同行援護 | 人数 | 30 | 31 | 32 |
| | 時間 | 900 | 920 | 940 |
| 行動援護 | 人数 | 9 | 10 | 11 |
| | 時間 | 330 | 370 | 410 |

### ■訪問系サービス見込量確保の方策

- 在宅生活支援におけるサービスの充実を図るため必要な予算の確保に努めます。
- ヘルパー不足解消のために、資格取得のための費用を一部助成します。
- 質の高いサービスが提供されるよう、人材の育成及び事業者支援を実施します。
- 難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。

## ２）日中活動系サービス

### ■サービス内容

| サービスの種別 | 主な対象者 | 実施内容 |
|---|---|---|
| **生活介護** | 常時介護を必要とする障がい者で、障害支援区分が区分3以上の人（施設に入所する場合は、区分4以上）※50 歳以上は区分2以上 | ○常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。 |
| **療養介護** | 病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする障がい者で、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など呼吸管理を行っている人で、障害支援区分が区分6の人、筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者で、障害支援区分が区分5以上の人 | ○医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 |
| **短期入所** | 障がい者等（障害支援区分１以上）、障がい児（障害支援区分1相当以上） | ○自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| **自立訓練（機能訓練）** | 地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な身体障がい者等 | ○自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。 |
| **自立訓練（生活訓練）** | 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な障がい者等 | ○自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練を行います。 |
| **就労選択支援** | 年齢や障がい種別などに関係なく、就労アセスメントによる支援を希望し、サービスの利用を申請した障がい者 | ○本人の希望に応じて、能力などに合った一般就労と福祉サービスの事業所の選択ができるよう支援を行います。 |
| **就労移行支援** | 65 歳未満で一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる障がい者等 | ○一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。 |
| **就労継続支援（A型）** | 65 歳未満（利用開始時）で就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者等で、就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、就労経験があり、一般企業を離職した人 | ○事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。<br>○一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。<br>※労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。 |

| サービスの種別 | 主な対象者 | 実施内容 |
|---|---|---|
| **就労継続支援（B型）** | 就労の機会を通じて生産活動にかかる知識･能力の向上や維持が期待される障がい者等で就労移行支援を利用したが企業や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人、一般企業等で就労経験はあるが年齢や体力面から就労困難となった人、50 歳に達している人、企業等の雇用や就労移行支援、就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人 | ○就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）<br>○一般企業等での就労に必要な知識･能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 |
| **就労定着支援** | 就労移行支援などを利用した後に一般就労した人のうち、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人 | ○相談を通じて生活面の課題を把握するとともに企業や関係機関等と連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を実施します。 |

**■必要な量の見込み（１か月当たり）**※各年度末見込み値

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 生活介護 | 人数 | 235 | 240 | 245 |
| | 日 | 4,700 | 4,750 | 4,800 |
| 療養介護 | 人数 | 22 | 23 | 24 |
| 短期入所 | 人数 | 92 | 94 | 96 |
| | 日 | 390 | 400 | 410 |
| 自立訓練（機能訓練） | 人数 | 4 | 5 | 6 |
| | 日 | 50 | 60 | 70 |
| 自立訓練（生活訓練） | 人数 | 12 | 14 | 16 |
| | 日 | 180 | 190 | 200 |
| 就労選択支援 | 人数 | 0 | 1 | 2 |
| 就労移行支援 | 人数 | 52 | 54 | 56 |
| | 日 | 850 | 900 | 950 |
| 就労継続支援A | 人数 | 40 | 42 | 44 |
| | 日 | 850 | 900 | 950 |
| 就労継続支援B | 人数 | 335 | 337 | 340 |
| | 日 | 5,800 | 6,000 | 6,200 |
| 就労定着支援 | 人数 | 30 | 35 | 40 |

**■日中活動系サービス見込量確保の方策**

- サービスの充実を図るため必要な予算の確保に努めます。
- 障害福祉サービスを提供する人材の確保について支援を行います。
- 障がいのある人の就労機会の拡大については、ハローワークと連携して障がいのある人への雇用に関する情報の提供に努め、就労に向けた支援体制の充実を図ります。
- 難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。
- 市立もくせい園で実施している重度障がい者への生活介護事業を継続します。

## ３）居住系サービス

### ■サービス内容

| サービスの種別 | 主な対象者 | 実施内容 |
|---|---|---|
| **共同生活援助（グループホーム）** | 障がい者等で、生活介護･自立訓練･就労移行支援･就労継続支援等の利用者若しくは介護を必要とせず就労している人 | ○夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談･関係機関との連絡調整や日常生活上の援助を行います。また食事、入浴や排せつ等の介護の必要性が認定されている場合は、サービスも併せて行います。 |
| **施設入所支援** | 介護を必要とする障がい者等で、障害支援区分が区分4以上の人<br>※50 歳以上は区分3以上 | ○夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。 |
| **宿泊型自立訓練** | 生活介護等の日中活動系サービス利用者で、生活能力上、単身の生活が困難な人や、地域の社会資源の状況から通所が困難な人 | ○居室その他の設備及び日常生活能力の向上の訓練を提供し、相談、助言を行います。 |
| **自立生活援助** | 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人 | ○本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。 |

### ■必要な量の見込み（１か月当たり）※各年度末見込み値

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 共同生活援助（グループホーム） | 人数 | 210 | 215 | 220 |
| 施設入所 | 人数 | 70 | 70 | 69 |
| 宿泊型自立訓練 | 人数 | 3 | 4 | 5 |
| 自立生活援助 | 人数 | 2 | 3 | 4 |

### ■居住系サービス見込量確保の方策

- 地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、共同生活援助（グループホーム）の整備について働きかけを行います。
- 共同生活援助（グループホーム）の整備に係る費用の一部を助成します。
- 共同生活援助（グループホーム）利用者の費用負担軽減のために家賃助成を継続します。
- 入所を必要とする障がいのある人に適切に対応できる施設利用を調整します。
- 難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。

## ４）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

### ■サービス内容

| サービスの種別 | 実施内容 |
|---|---|
| 計画相談支援 | ○障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。 |
| 地域相談支援<br>（地域移行支援） | ○施設・病院を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整を行います。 |
| 地域相談支援<br>（地域定着支援） | ○居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。 |

### ■必要な量の見込み（１か月当たり）※各年度末見込み値

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 計画相談支援 | 人数 | 145 | 147 | 149 |
| 地域相談支援<br>（地域移行支援に限る） | 人数 | 9 | 11 | 13 |
| 地域相談支援<br>（地域定着支援に限る） | 人数 | 5 | 7 | 9 |

### ■計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援見込量確保の方策

- 県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。
- 基幹相談支援センターによる指導・助言、研修実施など人材育成に努めます。
- 難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。

## ５）障がい児対象

### ■サービス内容

| サービスの種別 | 実施内容 |
|---|---|
| 児童発達支援 | ○日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | ○居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | ○児童発達支援及び治療を行います。 |
| 放課後等デイサービス | ○授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等、必要な支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | ○保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等、必要な支援を行います。 |
| 障害児相談支援 | ○障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画案」を作成し、その後の決定に係る「障害児支援利用計画」を作成します。<br>○保護者によって障害児支援利用計画が適切であるかどうか検証し、保護者の意向その他事情を勘案して「障害児支援利用計画」の見直しを行い、関係者との連絡調整等を行います。 |

### ■必要な量の見込み（１か月当たり）※各年度末見込み値

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 児童発達支援 | 人数 | 190 | 195 | 200 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人数 | 1 | 2 | 2 |
| 医療型児童発達支援 | 人数 | 2 | 3 | 4 |
| 放課後等デイサービス | 人数 | 335 | 340 | 345 |
| 保育所等訪問支援 | 人数 | 7 | 9 | 11 |
| 障害児相談支援 | 人数 | 50 | 55 | 60 |

### ■障がい児を対象としたサービスの見込量確保の方策

- 障害福祉サービスの利用に対応できる支援体制が整えられるよう、障害福祉サービスを提供する人材の確保について支援を行います。
- 県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。
- 児童発達支援センターが障がい児支援における中核的な支援機関として、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づいた支援を進めます。

# 7　地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

## １）相談支援

### ■相談支援内容

| 項　目 | 実施内容 |
|---|---|
| **基幹相談支援センター** | ○障がい者等の相談、情報提供、助言を行います。<br>○地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。<br>○計画相談事業所からの困難ケース等の相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行います。 |
| **一般相談支援事業** | ○障がいのある人や障がいのある人の支援を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。 |
| **座間市障がい児･者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会）** | ○相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりのために、中核的な役割を果たします。 |

### ■必要な量の見込み

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 基幹相談支援センター | 箇所 | 1 | 1 | 1 |
| 一般相談支援事業 | 箇所 | 3 | 3 | 3 |
| 座間市障がい児･者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会） | 実施回数 | 3 | 3 | 3 |

### ■相談支援見込量確保の方策

- 関係機関との連携を強化し、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。
- 座間市障がい児・者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会）については相談支援の機能強化やネットワーク整備など多方面から地域生活を支援します。
- 難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。
- 基幹相談支援センターの役割が最大限に発揮できるよう努めます。

## ２）成年後見制度利用支援事業

### ■サービス内容

| サービスの種別 | 実施内容 |
|---|---|
| **成年後見制度利用支援事業** | ○障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者に成年後見制度の利用に要する費用について助成します。 |
| **成年後見制度法人後見支援事業** | ○成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。 |

### ■必要な量の見込み

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | 人数 | 15 | 15 | 15 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

### ■成年後見制度利用支援事業見込量確保の方策

・関係機関と連携して、判断能力の不十分な人が不利益を受けないよう、必要に応じて、成年後見制度の活用に努めます。

## ３）意思疎通支援事業

### ■サービス内容

| サービスの種別 | 実施内容 |
|---|---|
| **意思疎通支援事業** | ○意思の伝達に支援が必要な人に対する事業です。障がい福祉課に設置手話を配置し、また、講演会や病院等へ手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。 |

### ■必要な量の見込み（１か月当たり）※各年度末見込み値

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 手話通訳者派遣事業 | 人数 | 35 | 35 | 35 |
| 要約筆記者派遣事業 | 人数 | 6 | 6 | 6 |
| 手話通訳者設置事業 | 人数 | 3 | 3 | 3 |
| 手話通訳者 | 人数 | 7 | 8 | 9 |
| 要約筆記者(PC･手書き) | 人数 | 20 | 21 | 22 |

### ■意思疎通支援事業見込量確保の方策

・地域における手話通訳者や要約筆記者の養成に努め、通訳者等を確保します。
・障がい福祉課に設置手話を１人／１日、配置し聴覚障がい者が来庁の際の手話通訳を実施します。

## ４）日常生活用具給付等事業

**■サービス内容**

| サービスの種別 | 実施内容 |
|---|---|
| **日常生活用具の給付等事業** | ○日常生活上の便宜を図るため、重度の障がい者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付する事業です。 |

**■必要な量の見込み（１か月当たり）**※各年度末見込み値

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 介護訓練支援用具 | 人数 | 7 | 9 | 10 |
| 自立生活支援用具 | 人数 | 23 | 26 | 29 |
| 在宅療養等支援用具 | 人数 | 22 | 24 | 26 |
| 情報･意思疎通支援用具 | 人数 | 25 | 27 | 29 |
| 排泄管理支援用具 | 人数 | 3,000 | 3,050 | 3,100 |
| 居宅生活動作補助用具 | 人数 | 2 | 3 | 4 |

**■日常生活用具給付等事業見込量確保の方策**

- 障がいの状況や程度の変化等、ニーズに応じ、適切できめ細かな給付等に努めるとともに、利用を促進するための周知に努めます。
- 支給対象品目、耐用年数、給付基準額などについて必要に応じて見直しを検討します。
- 難病のある人にサービスが提供されるよう相談及び支援を実施します。

## ５）移動支援事業

**■サービス内容**

| サービスの種別 | 実施内容 |
|---|---|
| **移動支援事業** | ○社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出する際の移動を支援する事業です。 |

**■必要な量の見込み（１か月当たり）**※各年度末見込み値

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 移動支援 | 実利用者数 | 97 | 99 | 101 |
| | 延べ利用時間 | 1,020 | 1,040 | 1,060 |

**■移動支援事業見込量確保の方策**

- ニーズに応じた適切なサービスを利用できるよう、事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけるとともに、多様な対象者に対する移動支援の柔軟な実施等、事業内容の充実を図ります。

## ６）地域活動支援センター事業

### ■サービス内容

| サービスの種別 | 実施内容 |
|---|---|
| **地域活動支援センター事業** | ○障がい者等が通所する施設で、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を実施する事業です。実施する事業内容、規模等によりⅠ型からⅢ型までの事業所があります。<br>・Ⅰ型<br>専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。<br>・Ⅱ型、Ⅲ型<br>地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。また、作業活動等を通じて地域社会の一員として生活することを促進します。 |

### ■必要な量の見込み（１か月当たり）※各年度末見込み値

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 地域活動支援センターⅠ型 | 箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | 人数 | 165 | 170 | 175 |
| 地域活動支援センターⅢ型 | 箇所 | 3 | 3 | 3 |
| | 人数 | 40 | 40 | 40 |

### ■地域活動支援センター事業見込量確保の方策

・障がいのある人などに創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るため、地域活動支援センター事業者への支援を継続していきます。

## ７）その他

### ①入浴サービス事業

**■サービス内容**

| サービスの種別 | 実施内容 |
|---|---|
| 訪問入浴サービス事業 | ○自宅において家族だけでは入浴が困難な重度の身体障がい者を対象に、移動入浴車による訪問入浴を行う事業です。 |

**■必要な量の見込み**※各年度末見込み値

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 訪問入浴サービス事業 | 利用実人数/月 | 14 | 14 | 14 |

**■入浴サービス事業見込量確保の方策**

・従来事業の継続によって、ニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の充実に努めます。

### ②日中一時支援事業

**■サービス内容**

| サービスの種別 | 実施内容 |
|---|---|
| 日中一時支援事業 | ○家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者などの日中における活動の場を提供する事業です。 |

**■必要な量の見込み**※（実人数/月は各年度末見込み値）

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 日中一時支援事業 | 実人数/月 | 151 | 152 | 153 |
| | 延べ利用日数/年 | 7,660 | 7,670 | 7,680 |

**■日中一時支援事業見込量確保の方策**

・専門的な人材の確保及びサービスの質的な向上を図るよう引き続き事業者に働きかけ、安定した供給の確保に努め、障がい児者の日中の居場所の確保や家族の負担軽減・就労などを支援します。
・市立通園センターで実施している、重度心身障害児者（医療的ケア含む）の日中一時支援事業を継続します。

### ③社会参加促進事業

**■サービス内容**

| 項　目 | 実施内容 |
|---|---|
| **社会参加促進事業** | ○スポーツ教室、障害者運動会の開催<br>○障がい者の作品発表の場の提供<br>○点字･音声による広報等の提供を、関係機関、障害者団体等と連携を図りながら行い、障がいのある人の社会参加を促進します。 |

**■必要な量の見込み**

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| スポーツ･レクリエーション教室開催事業 | 箇所 | 2 | 2 | 2 |
| 芸術文化講座等開催事業 | 箇所 | 1 | 1 | 1 |
| 点字･声の広報等発行事業 | 件数 | 1 | 1 | 1 |

**■社会参加促進事業見込量確保の方策**

- 関係機関、障害者団体等と連携を図りながら、引き続き障がいのある人の社会参加を促進します。
- 令和４年度から座間市単独開催となった障害者運動会については、引き続き、ボランティアとの交流を図りながら実施していきます。

### ④自動車運転免許証取得・改造事業

**■サービス内容**

| 項　目 | 実施内容 |
|---|---|
| **自動車運転免許証取得･改造事業** | ○自動車免許取得に要する費用の一部を助成し、障がいのある人の就労等社会活動への参加を促進します。また、身体障がいのある人が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に改造に要する経費を助成します。 |

**■必要な量の見込み**

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 自動車運転免許取得助成事業 | 人数 | 2 | 2 | 2 |
| 自動車改造助成事業 | 人数 | 2 | 2 | 2 |

**■自動車運転免許証取得・改造事業見込量確保の方策**

- 従来事業を継続し、ニーズへの対応と着実な実施を図り、社会活動への参加を促進します。

## ⑤就労支援相談員設置事業

### ■サービス内容

| 項　目 | 実施内容 |
|---|---|
| **就労支援相談員設置事業** | ○就労を希望する障がいのある人の相談に応じ、個々のニーズに応じた就労先を紹介するため、市に就労支援相談員を配置します。 |

### ■必要な量の見込み

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|
| 就労支援相談員設置事業 | 人数 | 1 | 1 | 1 |

### ■就労支援相談員設置事業見込量確保の方策

・座間市障がい児・者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会）や関係機関と連携を図り、就労意欲のある障がい者の相談に積極的に応じます。

# 第７章　計画の推進及び評価

## １　計画の推進体制

### １）関係機関・団体との連携

障害者福祉施策は、広範囲な分野にわたることから、本計画を推進していくに当たり、庁内関係部局、関係機関・団体、障がい者等と連携を図りながら、総合的に取り組みます。

その中で、地域における障がい者を支えるネットワークの核となる「座間市障がい児・者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会）」による中立・公平な相談支援事業の実施や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・着実な進行管理に努めます。

### ２）障害保健福祉圏域における連携

必要な障害福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市との連携を図り施策の推進に努めます。

## ２　計画の進行管理及び評価

この計画に掲げた施策の進行管理は、「座間市障がい児・者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会）」で行い、計画の全体的な調整は「座間市地域保健福祉サービス推進委員会」で行います。

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の評価・見直しを行う機関として「座間市障がい児・者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会）」を位置づけるとともに、庁内による施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。

障害福祉計画・障害児福祉計画については、国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、令和８年度末の目標値の達成状況を点検及び評価し、計画の見直しを実施します。

また、障がいのある人のニーズや社会経済状況等の変化等を踏まえて、必要に応じ、計画を見直すこととします。

# 用語解説

| 項目 | 解説 |
|---|---|
| **ア行** | |
| 育成医療 | 身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。 |
| 意思疎通支援 | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ること。 |
| 一般就労 | 通常の雇用形態のことで、労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。 |
| 移動支援 | 屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。 |
| インクルーシブ教育 | 子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。 |
| インクルージョン | 本来は「包括・包み込む」ことを意味する。<br>教育、福祉の領域においては「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」理念として、捉えられている。 |
| **カ行** | |
| 学習障がい | 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。 |
| カラーバリアフリー | 色覚障がいの人に対し配慮や工夫することによって誰もがわかりやすいデザインにすること。 |
| 基幹相談支援センター | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設のこと。 |
| 強度行動障がい | 激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。 |
| 筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ） | 筋肉を動かし、運動を行うための神経（運動ニューロン）が障がいされる病気。神経の命令が伝わらないことによって、必要な筋肉がだんだん縮み、力が弱くなっていく。原因不明の進行性の病気で、難病にも指定されている。 |
| 筋ジストロフィー | 筋肉そのものに遺伝性の異常があり、徐々に筋肉の破壊が生じる様々な疾患の総称。筋肉の拘縮、骨格の変形などが生じ、重症例では、歩行不能、呼吸機能障がいなどを引き起こす。 |

| 項目 | 解説 |
| --- | --- |
| **カ行** | |
| グループホーム（共同生活援助） | 認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。 |
| ケアホーム（共同生活介護） | 2014（平成 26）年から、ケアホーム（共同生活介護）はグループホーム（共同生活援助）に統合されている。 |
| ケアラー（ヤングケアラー） | 高齢、身体上、精神上の障がいまたは疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。そのうち、18 歳未満の子どものことをヤングケアラーといい、本来大人が担うと想定されている役割を負担することで、学業や個人の時間に影響を与えていることから支援が求められている。 |
| 計画相談支援 | 障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。 |
| 権利擁護 | 自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。 |
| 高機能自閉症 | 自閉症と同じ特徴があるが、知的発達の遅れを伴わないもの。 |
| 更生医療 | 身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。以前は、身体障害者福祉法に基づく制度であったが、2006（平成 18）年４月からは、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、自立支援医療の一種として位置づけられている。 |
| 高次脳機能障がい | 外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。高次脳機能障がい者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障がい者への相談支援及び支援体制の整備が図られている。 |
| 合理的配慮 | 障がい者と障がい者でない人との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するための措置や、均等な待遇の確保や障がい者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置のこと。<br>障害者の権利に関する条約において「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。 |

| 項目 | 解説 |
| --- | --- |
| **サ行** | |
| サービス等利用計画 | 障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。 |
| 災害時避難行動要支援者名簿 | 災害時における避難誘導や安否確認等の支援を迅速かつ円滑に行うため、災害時に自力で避難ができず、周りの支援を必要とする人の名簿。地域や関係機関で情報を共有する。 |
| 座間あんしんセンター | 座間市社会福祉協議会が実施している事業で、認知症高齢者や障がい者に、福祉サービスの利用手続き、公共料金などの支払手続き、重要な書類の管理などを支援するサービスを行う。 |
| 自閉症 | ① 社会性の問題、② コミュニケーションの問題、③ 特定の活動や興味、想像力の範囲の著しい限局性の３つの領域に発達の偏りがある状態。具体的には、相手の気持ちや抽象的なことを理解することが苦手、オウム返し、やり方や手順に極端なこだわりなどが見られる。 |
| 重層的支援体制整備事業 | 市町村における既存の相談支援等の取組をいかしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業のこと。 |
| 障害支援区分 | 市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。 |
| 障害者基本法 | 障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。 |
| 障害者虐待防止センター | 障害者虐待防止法に基づき、養護者などから虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合の通報、届出をはじめ、虐待の防止、保護、相談等を行うとともに、支援、その他啓発活動等を実施するため設置される組織。 |

| 項目 | 解説 |
| --- | --- |
| **サ行** | |
| 障害者総合支援法 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称。<br>障害者自立支援法に代わって、2013（平成 25）年４月１日から新たに施行される法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。 |
| 障害福祉サービス | 障害福祉サービスは国により提供される全国一律の福祉サービスで、訪問調査による利用者の障害支援区分（１～６）や、社会活動、介護者、居住等の状況をふまえて個別に支給決定が行われる。 |
| ジョブコーチ | 障がい者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適応援助者」ともいう。 |
| 自立支援医療（精神通院医療） | 精神障がい者の適正な医療の普及を図るため、精神障がい者に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障がいの医療。 |
| 自立支援給付 | 障害者総合支援法に基づいた社会保障サービスで、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具で構成される。サービス内容により、国による「障害福祉サービス」と市町村による「地域生活支援事業」の二つに分かれて提供される。 |
| 自立支援協議会 | 障がい者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がい者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。自立支援協議会を設置した都道府県及び市区町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。 |
| 身体障害者手帳 | 身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15 歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により１級から６級がある。 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は２年で、障がいの程度により１級から３級がある。 |
| 成年後見制度 | 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。 |

| 項目 | 解説 |
|---|---|
| **サ行** | |
| 相談支援 | 障害者総合支援法において、「相談支援」とは、「基本相談支援」、「地域相談支援」及び「計画相談支援」のことをいう。<br>・基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を「一般相談支援事業」といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を「特定相談支援事業」という。<br>・「基本相談支援」とは、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を総合的に供与することをいう。<br>・「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいう。<br>・「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいう。 |
| **タ行** | |
| 地域移行支援 | 障害者総合支援法において、障がい者支援施設、のぞみの園等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行う。 |
| 地域活動支援センター | 障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場。 |
| 地域共生社会 | 制度・分野ごとの縦割り、支え手や受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。 |
| 地域生活支援拠点 | 障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、相談（地域移行、親元からの自立等）、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受入れや対応、専門の人材の確保や養成、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）等を備えた拠点。 |
| 地域生活支援事業 | 障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて地方自治体が柔軟に事業を行う。理解促進、意思疎通支援、成年後見制度利用支援、日常生活用具給付等がある。 |
| 地域定着支援 | 障害者総合支援法において、居宅で単身生活をする障がい者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行う。 |
| 地域防災計画 | 災害対策基本法（第 40 条）に基づき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。 |

| 項目 | 解説 |
|---|---|
| **タ行** | |
| 注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ） | 「不注意」と「多動・衝動性」を主な特徴とする。注意が必要なときに集中が困難、じっとしていられない、しゃべりすぎと言われる多動性、考えるよりも先に動いてしまう突発的な行動がみられる衝動性などの特徴が見られる。 |
| 特別支援学級 | 学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。 |
| 特別支援学校 | 学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がい種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成 18）年の学校教育法の改正により創設された。 |
| 特別支援教育 | 障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006（平成 18）年６月の学校教育法等の一部改正において具現化された。 |
| トライアル雇用 | 公共職業安定所の紹介により、障がいのある人をトライアル雇用（試行雇用）することで、障がいのある人に関する知識や経験のない事業所に本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけ作りを進める事業。この制度は、職業経験、技能、知識などから就職が困難な求職者を一定期間試行雇用することにより、その適正な業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としている。 |
| **ナ行** | |
| 難病 | 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。障害者総合支援法では、難病等も障がい者の定義に加えられた（2013（平成 25）年４月１日施行）。 |
| 日常生活用具 | 障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。 |

| 項目 | 解説 |
| --- | --- |
| **ナ行** | |
| 日中一時支援 | 障がい者等の日中における活動を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするもので、事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。 |
| ＮＥＴ１１９<br>（ネット１１９） | 聴覚や言語に障がいのある人のための新しい緊急通報システムで、スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く１１９番通報することができる。 |
| **ハ行** | |
| 発達障がい | 発達の過程において、脳の機能に育ちにくい部分があったり、うまく働かなかったりして日常生活に何らかの支障がある状態。脳の機能の特徴なので、育て方や環境等によって発達障がいが発現するというものではない。主なものとして、アスペルガー症候群、学習障がい、高機能自閉症、自閉症、注意欠陥多動性障がいがある。 |
| バリアフリー | 障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。 |
| ピアサポート | 同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を共有し、互いをサポートしていく取組のこと。 |
| ファミリーサポート事業 | 保育園や幼稚園、小学校、児童ホームなど（保育施設）に通う子どもの送迎や預かりなど、子育ての手助けが必要な方をサポートする制度。 |
| 福祉教育 | 国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が、主に住民を対象として福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い、福祉教育の割合は大きくなりつつある。なお、学校においても、児童、生徒に対し、福祉教育がなされている。 |
| 福祉的就労 | 一般就労（企業的就労）が困難な障がいのある人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労。 |
| ペアレントトレーニング | 保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。当初、知的障がいや発達障がいのある子どもがいる家庭向けに開発されたが、現在は幅広い目的や方法で展開されている。 |

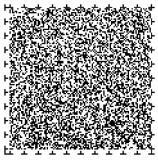

| 項目 | 解説 |
| --- | --- |
| **ハ行** | |
| ペアレントプログラム | 育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。発達障がいやその傾向のある子どもの保護者だけでなく、さまざまな悩みを持つ多くの保護者に有効とされている。 |
| ペアレントメンター | 自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。 |
| 法定雇用率 | 障がい者の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合（＝法定雇用率）の数の障がいのある人の雇用義務を事業主に課す制度。令和６年４月１日から、民間企業が 2.5%、国・地方公共団体等が 2.8%、都道府県等の教育員会が 2.7%にそれぞれ引き上げられた。令和８年４月１日以降、民間企業が 2.7%、国・地方公共団体等が 3.0%、都道府県等の教育委員会が 2.9%となる。 |
| 補装具 | 身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全つえ、点字器、補聴器、義肢、車いす、歩行器など。 |
| **マ行** | |
| 民生委員児童委員 | 厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員も兼ねる。 |
| モニタリング | 障害福祉サービス・障害児通所支援の支給決定後、利用計画の内容が適切であるかどうかを判断するため行うもの。 |
| **ヤ行** | |
| ユニバーサルデザイン | 年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。 |
| 要約筆記 | 話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝えること。手書きやパソコンを使った方法などがある。 |
| **ラ行** | |
| 療育 | 「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族、障がいに関し心配のある方等を対象として、障がいの早期発見・早期治療又は訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。 |

| 項目 | 解説 |
| --- | --- |
| **ラ行** | |
| 療育手帳 | 知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なる。 |

# 資料編

## 1　委員会名簿

### 1）座間市地域保健福祉サービス推進委員会委員名簿

| No. | 規則第3条による分類 | | 団体名、役職等 | 氏名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 保健医療団体及び機関の関係者 | | 座間市医師会 | 山﨑　雅彦 | |
| 2 | | | 座間市歯科医師会　理事 | 土屋　光克 | |
| 3 | 福祉団体関係 | | 座間市障害者団体連合会　会長 | 鈴木　孝幸 | |
| 4 | | | 座間市老人クラブ連合会　会長 | 藤塚　捨雄 | 副会長 |
| 5 | | | 座間市社会福祉協議会　会長 | 菊地　孝 | 会長 |
| 6 | | | 座間市民生委員児童委員協議会<br>副会長 | 藤見　睦彦 | |
| 7 | 社会福祉事業に従事する者 | | 社会福祉法人日本キリスト教奉仕団アガペセンター　アガペサポートセンター<br>施設長 | 府川　孝臣 | |
| 8 | | | 社会福祉法人慈恵会<br>特別養護老人ホーム　第二座間苑<br>施設長 | 近藤　千尋 | |
| 9 | 学識経験者 | | 東海大学　教授 | 船水　浩行 | |
| 10 | 公募市民 | | 公募市民 | 畑中　睦 | |
| 11 | | | 公募市民 | 佐藤　みさ子 | |
| 12 | その他市長が必要と認める者 | 自治会関係 | 座間市自治会総連合会　会長 | 湯浅　一弘 | |
| 13 | | 関係行政機関 | 厚木保健福祉事務所　保健福祉課長 | 田中　智子 | |
| 14 | | ボランティア団体 | バリフリ座間 | 佐藤　晃 | |
| 15 | | | 要約筆記と手話　ひまわり会 | 下田　雅子 | |

## ２）座間市障がい児・者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会）委員名簿

| No. | 区分 | 所属 | 職 | 氏名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 障害者支援施設 | アガペセンター | 施設長 | 坂口　健 | 会長 |
| 2 | 小規模障害者施設等連絡協議会 | 地域活動支援センター<br>かざぐるま | 所長 | 野原　美幸 | |
| 3 | 障害福祉<br>サービス事業者 | 社会福祉法人慈湧会 | 施設長 | 関水　覚 | |
| 4 | 社会福祉協議会 | 座間市社会福祉協議会 | 地域福祉課長 | 小林　孝行 | |
| 5 | 就労 | 厚木公共職業安定所 | 所長 | 佐藤　孝一 | |
| 6 | | 県央地域就労援助<br>センターぽむ | 所長 | 大箭　忠司 | |
| 7 | 教育 | 神奈川県立座間支援学校 | 校長 | 田中みか | 副会長 |
| 8 | 当事者 | 座間市障害者団体連合会 | 会長 | 鈴木　孝幸 | |
| 9 | 専門相談機関 | 厚木児童相談所 | 子ども相談課長 | 三瓶　哲史 | |
| 10 | | 厚木保健福祉事務所 | 保健予防課長 | 原　真弓 | |
| 11 | 医療 | 相模台クリニック | 院長 | 丸　香奈恵 | |
| 12 | 行政 | 障がい福祉課 | 課長 | 佐々木　幹 | |

## 3）座間市障害者計画等策定作業部会委員名簿

| No. | 種別 | 団体等名称 | 役職等 | 氏名 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 障害者団体連合会 | 座間市身体障害者協会 | 会長 | 平塚　典子 |
| 2 | | 座間市視覚障害者協会 | 会長 | 鈴木　孝幸 |
| 3 | | 座間市聴覚障害者協会 | 会長 | 川鍋　敏雄 |
| 4 | | 座間市手をつなぐ育成会 | 会長 | 福村　幸江 |
| 5 | | 座間地区自閉症児･者親の会<br>「座間やまびこ」 | 会長 | 外川　裕美 |
| 6 | | 座間市重度心身障害児者保護者ネットワーク　ゆいま～る | 会長 | 津田　真弓 |
| 7 | | 座間市精神保健福祉促進会<br>「サポートざま」 | 理事 | 上島　宏江 |
| | | | 理事 | 森　キミ子 |
| 8 | | 座間市腎友会 | 会長 | 中西　太 |
| 9 | 市内障害者事業所 | 訪問介護事業所チェリーブロッサマーズ悠 | 訪問介護員<br>介護福祉士 | 菅原　しのぶ |
| | | | サービス提供責任者<br>介護福祉士 | 浅利　真由美 |
| 10 | | アガペ壱番館 | 施設長 | 元田　勲 |
| 11 | | 緑の家 | 管理者 | 小川　由紀美 |
| | | | サービス管理責任者 | 渡部　汰一 |
| 12 | | ファミリーキッズ座間 | 管理者 | 落合　重幸 |
| 13 | | 座間市障がい児･者基幹相談支援センター | 管理者 | 潮田　満 |
| 14 | | スカイプラザ | サービス提供責任者 | 藤本　梢 |
| 15 | | 座間市小規模障害者施設等連絡協議会 | 会長 | 野原　美幸 |
| | | | 理事 | 林　眞由美 |

## ４）座間市障害者計画等策定委員会委員名簿

| No. | 所属 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 財務部財政課 | 課長 | 鈴木　修 | |
| 2 | こども未来部こども家庭課 | 課長 | 曽我　豊一 | |
| 3 | 地域づくり部産業振興課 | 課長 | 曽根　和士 | |
| 4 | くらし安全部危機管理課 | 担当課長 | 山﨑　正宏 | |
| 5 | 健康部健康医療課 | 課長 | 湧上　直美 | |
| 6 | 福祉部地域福祉課 | 課長 | 林　星一 | 副委員長 |
| 7 | 福祉部障がい福祉課 | 課長 | 佐々木　幹 | 委員長 |
| 8 | 都市部都市計画課 | 課長 | 原　仙幸 | |
| 9 | 教育部教育研究所 | 所長 | 石田　正行 | |

# 2　計画策定の経過

## 1）座間市地域保健福祉サービス推進委員会

| 開催年月日 | 内容 |
|---|---|
| 令和 4 年 11 月 15 日 | 座間市障害者計画　第七期障害福祉計画･第三期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査、今後のスケジュールについて |
| 令和 5 年 12 月 4 日 | 座間市障害者計画　第七期障害福祉計画･第三期障害児福祉計画(素案)について |
| 令和 6 年 2 月 8 日 | パブリックコメント実施結果について |

## 2）座間市障がい児・者笑顔増進協議会～にこにこざま～（地域自立支援協議会）

| 開催年月日 | 内容 |
|---|---|
| 令和 5 年 7 月 12 日 | 座間市障害者計画　第七期障害福祉計画･第三期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査結果、今後のスケジュールについて |
| 令和 5 年 11 月 20 日 | 座間市障害者計画　第七期障害福祉計画･第三期障害児福祉計画(素案)について |
| 令和 6 年 1 月 30 日～2 月 5 日(書面会議) | パブリックコメント実施結果について |
| 令和 6 年 3 月 12 日 | 書面会議結果について |

## 3）座間市障がい児・者笑顔増進協議会~にこにこざま~（地域自立支援協議会）事務局会議

| 開催年月日 | 内容 |
|---|---|
| 令和 5 年 7 月 3 日（web 会議） | 座間市障害者計画　第七期障害福祉計画･第三期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査結果、今後のスケジュールについて |
| 令和 5 年 11 月 6 日（web 会議） | 座間市障害者計画　第七期障害福祉計画･第三期障害児福祉計画(素案)について |
| 令和 6 年 3 月 4 日（web 会議） | 書面会議結果について |

## 4）座間市障害者計画等策定委員会

| 開催年月日 | 内容 |
|---|---|
| 令和 5 年 11 月 2 日 | 座間市障害者計画　第七期障害福祉計画･第三期障害児福祉計画(素案)について |

## 5）座間市障害者計画等策定作業部会

| 開催年月日 | 内容 |
|---|---|
| 令 5 年 8 月 7 日～8 月 10 日 | 座間市障害者計画 第七期障害福祉計画･第三期障害児福祉計画策定に係る個別ヒアリング |

# 3　意見の反映方法等

## 1）アンケート調査の概要

①調査対象　身体障害者手帳所持者：1,000人
療育手帳所持者：500人
精神障害者保健福祉手帳所持者：500人

②調査期間　令和４年11月10日～令和４年12月９日

③調査内容　生活実態、サービスの利用、就労、社会参加等

④回収状況　以下のとおり

| | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|---|---|---|---|
| 身体障がい者 | 1,000 件 | 660 件 | 66.0% |
| 知的障がい者 | 500 件 | 275 件 | 55.0% |
| 精神障がい者 | 500 件 | 252 件 | 50.4% |
| 全体 | 2,000 件 | 1,187 件 | 59.4% |

## 2）座間市障害者計画等策定作業部会　個別ヒアリング調査の概要

①調査対象　障害者団体：８団体、障害者事業所：７施設

| 障害者団体 | 障害者事業所 |
|---|---|
| 座間市身体障害者協会 | 訪問介護事業所<br>チェリーブロッサマーズ悠 |
| 座間市視覚障害者協会 | アガペ壱番館 |
| 座間市聴覚障害者協会 | 緑の家 |
| 座間市手をつなぐ育成会 | ファミリーキッズ座間 |
| 座間地区自閉症児･者親の会「座間やまびこ」 | 座間市障がい児･者基幹相談支援センター |
| 座間市重度心身障害児者保護者ネットワーク　ゆいま～る | スカイプラザ |
| 座間市精神保健福祉促進会「サポートざま」 | 座間市小規模障害者施設等連絡協議会 |
| 座間市腎友会 | |

②調査期間　令和５年８月７日～８月10日

③調査内容　障がい者に対する理解、生活支援、地域の体制づくり、生活環境、サービス見込量等

## 3）パブリックコメントの概要

| | |
|---|---|
| **募集期間** | 令和5年12月20日～令和6年1月19日 |
| **配布・公開先** | ・市ホームページ<br>・市役所1階障がい福祉課・市民情報コーナー<br>・各出張所（東出張所を除く）<br>・青少年センター<br>・市公民館、北地区文化センター<br>・図書館<br>・各コミュニティセンター（ひばりが丘コミュニティセンターを除く） |
| **対象者** | 市内在住・在勤・在学者、市内に事務所・事業所を有する法人またはその他の団体、公募事案に利害関係を有する方 |
| **提出対象** | 持参、郵送、ファクシミリ、市LINE公式アカウント、市ホームページから電子申請 |

【意見公募の結果】

| | |
|---|---|
| **公募結果** | 提出者：1団体　　意見数：1件 |

※いただいた御意見、御意見に対する市の考え方は市ホームページにて公表しております。

座間市障害者計画
第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画

発行日：令和6年3月

発行者：座間市
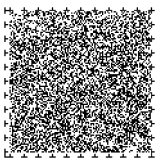
編　集：座間市福祉部障がい福祉課
〒252-8566　座間市緑ケ丘一丁目1番1号
電話　046-255-1111（代表）